

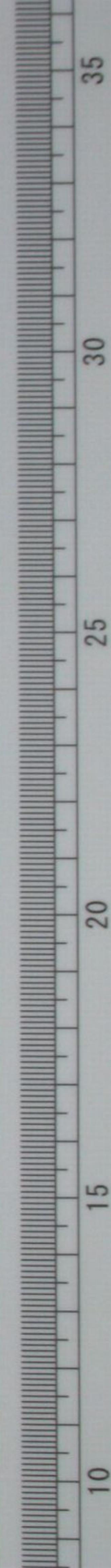
海史韵编

春城雜纂

二十一

十

特別  
14  
1919  
687



特  
門 15  
號 1380  
卷 48  
門 14  
號 1919  
卷 72

687

武田信玄の畫像に就て

後 調 生

武田信玄上杉謙信とし云は、何人も其川中島にて格闘せし兩法師武者あると知り得べし、蓋二孫の剃髮禿頭あるの從來の史氏曾て異論なき所ありしも、今や此法師武者として、尋常結髮の武者姿と變改せしめざるを得ざる證據物と發見するに至れり、即ち此に掲載せる所の信玄の畫像に依然として結髮の存するものありと、下に記載せし謙信自筆の祈願文との兩者是あり、二孫が頭髮の有無の本より一小事ありと雖ども、之と史學研究上の問題として、決して輕々看過し去るべきものと謂ふべからず、此畫像の信玄の弟武田信廉(逍遙軒と號せ)の描寫にして、信玄没後勝頼より其祈願所高野山の某院に寄附し、當時勝頼より院主に贈りたる回向委頼の書簡と共に現存せる所ありと云へば、其由緒の實に正確なりと謂ふ可し、想ふに此畫像の實弟たる信廉の之と描き、嗣子たる勝頼の父が菩提と吊はんとて寄附したるものあれば、猥りに似も付かざる當寸法の像と描べき等々萬々あかるべし、去らば正しく信玄存生中の容貌として信と徴すべき證據物たるの勿論あり、

田舎素朴の  
実況

織 冬 日の 薄 料  
隆 二 十 五 板

信玄の天正元年參州野田の陣中にて疾に罹り享壽五十一歳にして死せり、此畫像の晩年の容貌あり、蓋し死去しざる當時の姿容と描きざるに相違あかるべし、茲に因て之と觀れば、信玄の終身髮と剃りしことなしと斷定して可からん乎、  
信玄の有髮あり、何故之れと禿頭として傳へ來りし歟、信玄天文弘治年間の書簡に晴信と署名し、永祿以後信玄と改め、或は德榮軒と號し、晩年に法性院と稱しざるより、かの甲州流の兵學を以て世に有名なる小幡勘兵衛景憲が、著はせし甲陽軍鑑と云へる書に、信玄を以て入道剃髮しざるものと想像して記載せしに基因し、三百餘年來相傳へて終に事實とあるに至りしからん、  
扱又信玄の敵手たる上杉謙信の頭髮有無の如何と云ふに、上杉家の舊領越後の或る寺院に納めたる天正三年謙信自筆の祈願文中に、去年十二月十九日令法勝沙門以來、護摩灌頂迄執行、既任法印大和尚、其上彌屬信心云々の語あり、之と解釋するに、謙信是迄の有髮俗体ありしと、天正二年十二月に至り始めて髮と剃り僧形と成りしとの意あるべし、畢竟信玄謙信の二侯共に晴信種虎と稱せざして常に法名のみを用ひしより、後人從て、入道剃髮せしものと思ひ誤りし譯されども、此時代の佛教盛にして、然る

昭和十六年十月十七日  
市島謙吉氏 贈

書を著して  
自ら驚く

紫の末を集  
み疾む



べき身分柄のものも往々智識の高僧に就て佛戒と受  
け法名と授與せらるるに至れり、然れども必しも  
剃髪せしにあらざ、既に信玄の如き徳業軒法性院杯  
と宛も坊頭らしき稱號を用ひながら、頭に依然たる  
鬘節の存せるこそ何よりの證據あり、扱二侯制髮の  
事、更に理窟の上に就て之を觀察せんに、抑も二  
侯が終身軍事に醒醒して四隣を征服し、幾んど寧處  
せざる所以のもの、嘗に土地を拓き已に利せんと  
欲するのみならず、其互に目的とする所の一度施  
と京畿に覇へし、足利將軍と扶けて表運と挽回し、  
折よく代て天下の政權を掌握せんとの大望と懷き  
居るの勿論あり、既に天下の覇主となり將軍の地位  
とも履んとする大志のありながら、頼朝以來の例に  
考へず髪を剃り禿頭とある等を決して無るべし、信  
玄の如き其志と果を垂として俄に驚る、是其畫  
像に鬘節のある所以あり、謙信の如きも亦然り、既  
に再度入京して將軍に拜謁し、或は關東の管領職  
と帯び、着々其楷梯と作せしむ、四隣の干戈意の  
如くからせ、爲めに時機と失ひ、終に織田信長とし  
て足利氏に代り覇業を成就せしむるに至る、其天正  
二年十二月に剃髮僧形となりしに、蓋し前途望き

と見て、斷然進取の念と絶ちざるが故あるべし、  
● 信玄・謙信川中島格闘の説  
後 生  
二侯が川中島對戦中最も激烈ありと思ふに、信  
玄四十歳謙信三十一歳の永祿四年十月十日の合  
戦にて、世に有名なる兩將親しく闘ひしに此時  
にあり、從來史氏の引用せし甲陽軍鑑からせ  
ば川中島五箇度合戦記等あれども、皆以て信用  
し難きものあり、獨り慶長年間家康公の大御所  
と稱し尙駿府城に居られし頃、武田家の舊臣當  
時旗本の土さりし川窪某の宅にて甲越兩家の  
舊臣等相會して談話せし所の、諸書中に於て稍  
當時の實況らしき所有は、左に之を登載せし、  
駿河にて川窪與左衛門宿所へ御旗本御普代衆甲州  
先方衆寄合てものがたりの刻、川中島合戦の時、上  
杉輝虎唯一騎にて信玄の旗本へのりこみ切付る、そ  
のみぎり信玄の傍に大勢付居られ、輝虎と討止  
むべき等あるに、其儀なき事いと不審ありと云ふ、  
初鹿野傳右衛門其座にありて是を聞き、いかにも尤  
ある不審あり、川中島合戦のみぎり信玄旗本と以て  
謙信旗本と突崩し、半町半も押くづしし處に、上杉  
の家老宇佐美駿河守千餘騎にて大場村と云ふ所に備

へありしが、横合より槍と入れ信玄旗本と突くづせ、  
信玄二町餘りも崩れし所へ、上杉の家中渡邊越中守  
乗越え来て槍と入れいに付、信玄旗本又々敗軍致し  
御幣川へ捲り入れられ、人馬共に浮つ沈つ流れず、  
信玄の川の岸に馬と立申されし所へ、輝虎崩黄緞子  
にて包みさる肩衣籠手とさし、白手拭にて頭と包み、  
三尺ばかりの刀とぬき持て、虎のかほの如くある鹿  
毛の馬に乗り、信玄の何方にとたづねて乗り廻り、甲  
州小人頭原大隅申候の、信玄の何事にて是に居らる  
べきぞ、うろさへ者めと三度槍にて突候へども、事  
せはしき折柄も突候はづと、信玄の其儘川へ馬と乗  
込み、餓鬼め推参ありと罵り給ふ所へ、輝虎續て川  
へ乗込み、信玄へのりかより鎧子はづれに三刃さり  
たり、其時信玄の軍配團扇にて受留られしと、二の  
太刀の團扇の柄と切り折り、信玄の籠手はづれへ切込  
み、三の太刀の信玄の肩先へあさる、それより謙信  
たゞみかけて切付んとしさる處と、原大隅執原彌右  
衛門槍と以て輝虎とたゞみさるれども打はずして、馬  
のさんせに當り、謙信の馬竿立にありて深みへ飛込  
瀬頭へ流れず、信玄馬も共にかどろきて深みへ飛  
込れど、馬取ども口ととり引上りて、輝虎ともものわ

かれに成り、信玄とたゞみかけて輝虎切す時、甲州  
方三十人も其所に罷りありされ共、是の計り  
思ひ、いかはと助度いも川中にて水に深し、殊に八  
月十日頃より雨降て川水益し早きこと灘のごとくに  
いひつる故、足元定らば、心ばかりあせれ共輝虎と  
打のがし、皆々牙と噛で残念に思ひしあり、川中  
れべこそあれ、平地からべのがまじきものと傳  
右衛門かたりす、亭主川窪與左衛門聞て、その砌  
信玄御子息の太郎義信と輝虎渡り合、太刀討にて義  
信三ヶ所手負ひ給ふと、其時も義信近習十人ばかり  
にて輝虎と押し隔てさるにより、直に信玄へ掛り  
と聞き語り、謙信越中守す、其時分より  
人々々傳ひ、流石に信玄の名將にて威儀嚴重あると  
の、太刀と抜き軍配團扇にて受け給ふに誠に尤ある  
御仕方と譽ると、藤田能登守、側に在しが、色と變じ、  
我の上杉家の者ある故其時の事よく聞たり、信玄團  
扇にて受られしと流石名將ありと譽ていと輝虎の前  
にてかたりいへば、輝虎阿々と打笑ひ、信玄片手に  
て手綱と取り、片手にて團扇と持つ、其處と我たゞ  
みかけて切付故、信玄太刀と抜き思ひつらめ、  
我切付て中々太刀とぬかざる事にてのあかりしとす

つると語り、  
後洞生曰、右川中島格闘の事、正確なる古記録  
なき故、果して何處の點に誤謬あるや之と考證  
するに由あり、畢竟此説とて後人の記載せし  
ものかれ、多少甲陽軍鑑の説に據りさる所  
るべしと思はる、軍鑑の説に左の如くあり、  
崩黄の胸肩衣さる武者、白手巾にてつむりとつ  
み、月毛の馬に乗り三尺計の刀と抜持て信玄公の牀  
机の上に御座し所へ一文字に乗よせ、きささはづ  
しに三刀伐り奉る、信玄立て軍配團扇にてうけあさ  
る、後に見ればうちには刀瑕あり、御中間頭廿人衆  
都合二十騎の者ども大剛のつはものたちまはり、敵  
味方にまらせざる様に信玄公とどりつみ、よる者  
共と伐り拂ひす中、原大隅と守御中間頭、青貝の  
柄の御槍と持ち月毛の馬に乗りさる崩黄の緞子の胸  
肩衣武者とつげ、つきはづしさるにより、具足の  
わさかみとかけてうちつれば、馬のさんせとたゞみ、  
馬棹だちに立てはしり出、後にきけ、其武者の輝  
虎ありとす、永祿四年辛酉九月十日信州川中島合  
戦とい是あり云々、

さるより、信玄と太かみ見つれども、信玄はかりと  
どある人にて、法師武者と大勢仕立あかれしとき  
く、若したゞの侍と組ていけとられて如何と思ひ、  
馬よりかりて信玄と手と取む組しとさせる事口惜  
とすされいあり、  
後洞子曰く、甲陽軍鑑の説と甲越舊臣等の談話  
との異同、讀下して自から分明されば敢て贅  
するに及ばざると雖ども、謙信が後に家老共と川  
中島の様体と穿鑿して、信玄の策畧あり、法師  
武者と大勢仕立置けりと云ふに至れば、信玄の  
畫像と矛盾せり、軍鑑の高坂彈正の筆録とあし  
あれども、果して信玄に寵任せられざる彈正の  
著はせしものありせば、信玄の頭に毛のあるあ  
きうと知らざる等なるべしに、斯く法師武  
者杯と跡形なき事と云へるにて、此書の小幡勘  
兵衛が名と彈正に托して偽作しと知り得べ  
し、凡そ此書に記載せる事實、他に傍證のあら  
ざるより、容易に信用とべからざるものとす  
べし、畢竟軍鑑の小幡勘兵衛が甲越の両雄と  
假り、我兵法と演述しるに過ぎざれば、兵家の  
之と攻究するに可ありと雖ども、史氏の認めて

川中島の様体と後に謙信其家老衆と穿鑿仕られず

事實とせざる不可あるべし、猶又信玄謙信の格闘に付て、天海大僧正の少りし頃、川中島にて親しく之と目撃せりとて、川中島五箇度合戦記と云へる書に其談話と記載せり、是又蘭菴の説あれども、世人或之と實説として信定るものあしとせざれば、序手ながら此に其説と掲載せし、

南麻主計直の物語（主計の上野の人にて天海の吹擧にて紀州侯へ仕へしものありと云）南光坊大僧正天海御物語に、此頃甲陽軍鑑と云ふ書物板行に出に付、是とみるに川中島合戦に信玄と謙信と太刀打の年月日大に相違、其の上信玄團扇にて受いと有之事虚言也、其時分我等の會津不動院に住し、武田の祈禱の師也、天文廿三年八月甲州檀那廻りに行所に、信玄川中島にて謙信と對戦と聞き、直に川中島へ見廻に行し八月十七日也、信玄に對面しるに、遠方見舞に被參喜悅致し、但し一兩日の内輝虎と合戦可致し、貴僧の早々被歸來春甲州にて緩々と可申談と有之に付、我等の歸り、路次にて思ひへ、大檀那の近日大事の合戦と取結び被申と聞き、如何に出家にても聞捨に歸るまじと

了簡し、夜通しに立歸り雨宮に一宿し、翌十八日山上へ上り見物するに、御幣川へ両方乘込太刀打也、其夜小屋へ見廻しへ、御坊の歸られしと存しへ、其奇特に立歸り被すいと殊の外褒美也、其時信玄の手負寄掛り居られし、我等すいと、源平兩家の戦より以來、大將と大將の太刀打ある事古今承はらば、扱々御手柄也と譽しへ、殊の外顔色かはり機嫌あしく、謙信と太刀うちしるに我等にあらす、鎧甲一等にさせし信玄真似の法師武者あり、知らぬ人の信玄と見可す、中々我等にて無之の間、必々奥州伊達又會津佐竹にても、信玄謙信太刀打しるるあせと被語り事無用也と、殊の外機嫌あしかりける、去ながら我等山の上より近々と見たり、中々見違る事にてあし、信玄と謙信と直の太刀打也、甲陽軍鑑にの虚言と書り云々、

追て令す、仍昨日内々御物語すしかさかき若衆に到當所來し、かさもこれかくことくかどり彌若衆あがりす、盃開しめし度には只今不移時刻早馬にめしして小者一人の体にて早々可有御出、念者のある若衆にては問承候、如何の之條不被及沙汰可被懸御意、爲其令啓し、以使者可之、處路次遅々して乍聊爾以飛脚す、恐々謹言五月廿一日已下刻

間に入帳、さかづきのみ不中相待す、早々御返事可承、此者一度に早々御出可給、後洞生曰、東入道と前關白近衛前久の事を、前久道號龍山と稱し、天正十三年の頃より、京都東山に隱居せり、故に東山入道と唱へ居り、東入道の其畧あり、意齋何人ある歟、詳かあらざれども、多分縉紳家の隱居歟、左のく茶匠歌人の類あるべし、又龍伯との鳥津義久の道號あり、此時關白秀吉の小田原征伐にて東國に下り、義久弟義弘と共に在京して留守役たり、書中に若衆とあるの後世の申童にて、當時縉紳侯伯の間に往來して其寵を弄せしものと見えたり、蓋し男色の戰國時代盛行はれしが、其遺風延て徳川氏治世の後に至る迄仍は盛

○近衛前久の書簡 後 洞 生 追て令す、仍昨日内々御物語すしかさかき若衆に到當所來し、かさもこれかくことくかどり彌若衆あがりす、盃開しめし度には只今不移時刻早馬にめしして小者一人の体にて早々可有御出、念者のある若衆にては問承候、如何の之條不被及沙汰可被懸御意、爲其令啓し、以使者可之、處路次遅々して乍聊爾以飛脚す、恐々謹言五月廿一日已下刻

あり、故に武家の勿論町家に至るまで男色より騷動と起し、互に殺傷せし事甚しく多く、爲に禁令も度々出さる程あり、其中最も古き四代將軍家綱公の承應二年の令あり、此頃男色と衆道と唱へたりと見え其町欄に、

猶々す、彼若衆只今參り、かさも無之見事さ、いまでもたぐあらず、日本國大小神祇非偽ひま、いへく、於御油斷、沙汰之かぎりさるべく、但御届、此分、於無御出、意齋兩人、盃可給、問、向後不可有御恨、無御返事

頃日町中にて衆道之出入有之、跡々より堅御法度に、衆道之儀、掛しもの於有之、掛し者まで急度曲事に可す付、若左

龍 伯

東入道 花押 齋花押

様の不作家者いはい、町中の者随分意見承  
引不すいは、早々番所へ可上上し事云々、  
島津義弘新納忠元に  
遺りし書簡

態用一書い、仍て庄内御行の儀に付て晝夜相詰在番  
之由、寒中と極老之出陣、誠に前代未聞とも可申様  
無之い、不及し得共いよ、賢慮此時い、兼又彌  
太右衛門(新納忠元の男)奉公之儀少も無、油断一体と  
見えい、然共切々痔病出合乗馬かどにての供以下不  
自由、更以て私曲との見えずし間不及是非い、畢  
竟此始末の貴所若衆數寄に付て、いか程の人に無心  
といひかけ仕かけめいわくさせられざる其むくひ忽  
ち彌太右衛門身上にあさりたる歟と事にてい、も  
のむくひ一代二代にも見えぬものにてい由すい  
之共、何としざる首尾にい哉彌太右衛門へはやく  
むくひさる事にてい、貴所若輩時分の仕立定て於于  
今の可爲後悔と存い、尙期來信之時い、謹言、  
極月四日 新花押

新納武藏入道殿  
後洞生曰、維新とい、島津義弘の道號あり、新納武  
藏入道の世に有名なる島津家の驍將新納忠元を

とるを以て、父母の僧とあさんと欲して駿府の臨濟  
寺に托し、其後寛永八年より關東凶作打續きけ  
れば、寺院等に在ても數多の僧侶衣食に困窮し遂に  
思ひく、諸方に離散、是時正雪も寺を出て郷里  
に還しが、武家奉公と望み江戸に出て芝に假寓して  
所々に手寄と求め、偶々近隣に失火あり  
て數町と延焼、正雪も火と避んと出ざる途上にて  
一の掛視箱と拾ひ得たり、これと開き見るに少許の  
金錢と軍學の傳書一卷あり、芝の大火の蓋し寛永十  
七年あるべし、是より神田多町に移り表口四間の家  
に住し手跡謠曲の指南とあし、乃ち其住居の半ばと  
子供の習所とし其の半と謠の稽古所に充てたり、  
(新井白石、水戸の史臣安積覺兵衛と贈答の書簡と輯  
めて新安手簡と題せる書にも、此手跡指南の事あり)  
正雪元來能書され、大に世評と博し、後に大人  
の門弟とあるもの多く、遂に大名旗本の家來に入門  
せるものあるに至る、(正雪の最も日蓮上人の贋筆と  
能くし、故に日蓮の寫經として世にあるものに、  
まゝ正雪の偽筆あり)是に於て正雪太平記評判と  
讀み又孫子の非理法權天と本として楠流の軍學と講  
じ、猶ほ甲州武田の兵法と以て楠正成の遺法と號し

り慶長四年伊集院幸侃の子源次郎忠真隅州都之  
城に楯籠て謀叛の時、忠元老將と以て討手に差  
向ひ、久しく野に暴露せり、義弘乃ち此書と遺て  
軍勢と慰めんと欲せ、殊更に諧謔の語を用ひ、  
り、畢竟忠元が平生男色と好めるは是と以て知  
ると得べし、  
樂真生

慶安由比正雪一件  
由比正雪丸橋忠彌等徒黨の始末と記して世に流  
布せるもの、慶安太平記、兩軍録などの數種あり  
て、又軍談師もこれと語り、演劇にもこれと作り  
爲して、兒女も能く知る所あれど、概ね作り物語  
の類と本としされ、其事實に反せるの云ふまで  
もなく、或針小の事と棒大にまざるも少あから  
ざれば、左に當時の實録に載せる所と零叙せし  
由比と由井に作り、民部之助かど稱し或松雪  
に作るものあれど、正雪が自殺の時の書置に由  
比正雪と自書しされ、餘の誤りと知るべし  
正雪の駿河國有度郡足洗村(足洗今の上下二村あれ  
ども昔合して一村あり)の産にして、父彌右衛  
門と稱し農民にて傍ら紺屋と業とし、子四人あり長  
と半左衛門といひ、次正雪にて、其次三左衛門  
末男と又五郎といふ、正雪幼年より農業かど嫌ひ

信玄全集と評論し、更らに平家物語評判と著はせり、  
其頃軍學の師とあそもの甚少のみから、人々  
新説と喜びて來り學ぶもの多く名聲日と逐うて府下  
に喧傳し、遂に大名旗本の歴々常に其邸に招きて講  
演と聞き深く待遇せらる、是によりて諸國の浪士江  
戸に來り仕途と求むるもの、先づ正雪の門に入りて  
其推薦と依頼せらるもの多く、故に數人の浪士常に其  
許に寄食して交誼殆ど君臣の如くありしと  
一日正雪、池田光政侯(備前岡山城主にて新太郎  
少將と稱し東照公の曾孫にて世に名高き人あり)  
の第に至り、辭し去るの時門内にして熊澤番山(了  
介)に遇ふ、然れども互に未だ相識らざるともに  
其狀貌と熟視して別かる、番山入て侯に問うて曰  
く、臣今門に入るに及んで一士人を見る彼れ何者  
ぞと、侯答て彼れ軍學に名高き由比正雪ありと、  
番山諫めて曰く、臣つらく彼れが狀貌と視るに  
異日必だ禍害とあそべきものあり、請ふ今より近  
づくる勿れと、侯諾せ、後ち又正雪侯の第に來り  
謂ふ、問うて曰く、臣前日貴第と退出する時、門  
に及んで一士人に逢ふ彼れ何人ぞと、侯彼れの手  
が臣能澤了介ありと答ふ、正雪曰く、臣つらく  
彼れが狀貌と見るに他日必だ禍害と釀成とべきも

新望の詠  
あり

のかり、請ふ用ふる勿れと、然れども侯の之より  
正雪と近づけ、後ち果して正雪亂民とされり  
これ當時其藩臣の覺書に載せる所あり、町選近  
一面にして能く其肺肝を看破せ、番山、正雪正  
邪異ありと雖も、其鑿識に至りての亦同一軌眞  
に非凡の材といふべき耳  
其頃丸橋忠彌といへる浪士、常に正雪の許に來りて  
軍學の講演と聽き師弟の交りありしが、忠彌の鎗術  
に達し殊に丸橋流の十文字鎗と能くるとして、正  
雪爲めに諸方に推薦せしかば、忠彌も遂に大名旗  
本の第に出入し、家中の士に鎗術を指南して漸く世  
に知られり、當時幕府の、江戸府内に浪人の徘徊  
して仕途を求むるもの多き（これと身上とかせぐと  
云ひあり）と以て、萬一の變を生せんことを慮り、  
親戚縁者等の府下に在るものにあらざれば容易に居  
住せることを許さざりしも、正雪忠彌等常に大名  
旗本の第に出入して厚く春遇せられければ、有司も  
敢てこれと問はず、其門下の浪士等も無事に府内に  
居住せることを得たり  
（未完）

に十一歳、當時戰國と去ること未だ遠からざるに、  
國主大名の多く豊臣氏恩顧の人々をばいかにある野  
心と懐けるものあるも測られず、加ふるに元和以來  
滅亡しする福島加藤・田中・生駒・堀・加藤（左馬助・嘉明）  
浦生最上等の舊臣等各所に散在してあれば、或は万  
一の變と冀ふものもあらん、是時に當りて幼君と奉  
じて諸大名と制服せん、恰も一髮と以て千鈞の重  
きと釣るの形勢にして、徳川氏の安危實に是時に在  
ると以て、保科肥後守正之（會津）井伊掃部頭直孝酒  
井讚岐守忠勝（若狹）阿部豊後守忠秋・松平伊豆守信  
綱等の諸老臣、去歲以來別て精と政務に勵みし諸殿  
の措置最も嚴密ありしかば、人々自ら戒慎して爲め  
に世態も凋衰に傾きあり、されば或る一部の中に  
竊かに諸老臣と誹議して怨嗟の念を懐くものも少  
からず、まして諸浪人にありては諸大名も時世と憚  
りて誰一人抱入る人もなく、殊に浪人府下居住の取  
締りさへ一層嚴重あるを以て進退窮迫するもの多  
し、茲に於て正雪忠彌相謀り、紀伊大納言頼宣卿（將  
軍家綱公の大叔父に當る）の名を偽り、密々に諸浪  
人其他の輩と誘ひ徒黨と結び、慶安四年七月二十  
一日正雪主従先づ江戸と發して駿府に赴き、其  
頃池田光政（備前侯）より老中阿部忠秋の許に、近頃

烏蛇蝦蟇  
毒

拙者紋所の提灯高張等諸方へ注文いさしもの有之  
由承り及び、何者の所業にいや御心得まで申上  
置くと届出さる、忠秋乃ち町奉行神尾備前守元勝に  
令して其本人と探らしめさる、是亦徒黨の輩の所  
爲ありしと  
七月二十三日、老中松平信綱の臣奥村權之丞、密に  
信綱に訴へ、頃日臣が弟八右衛門、臣に告げて、臣  
等鎗術の師丸橋忠彌より、今度紀伊殿にて一技倆あ  
る浪人の悉く召抱ふべき内旨ありて、由比正雪既に  
召抱られて江戸と發し、八右衛門も亦其撰に當  
り、俸三百石と給せん先づ駿府に赴き、正雪に會し  
て一左右と待つべしとの内命ありと傳ふ、然れども  
臣其言に不審の点多きと以て、八右衛門に命じて其  
實情と推究せしめさるに、果して紀伊殿云々の事  
盡く偽策にして、實に正雪忠彌等徒黨と結び、小  
石川御燔燔奉行河原十郎兵衛魁として、烈風の夜  
に乗じて御燔燔に放火をせし、これと合圖に徒黨  
の輩御燔燔の各所に放火し、老中以下の諸有司倉  
皇登城と途に要し、飛道具と以て悉く打斃し、  
兼て製し設けさる所の葵御紋の提灯と照らし、紀伊  
殿登城と大呼して御城内に亂入すべき畫策にて、忠  
彌の其魁さる由、即ち八右衛門及び七郎右衛門・林理

右衛門・田代二郎右衛門連署と以て臣に告げ越し、  
りと一封と呈し、信綱急に駕と命じ登城して徒  
黨逮捕と嚴命せり、又同日、弓師藤四郎、町奉行石  
谷左近將監眞清の第に至り、兩御奉行へ御直々に密  
密御忠節の儀と申上たしと述べ、石谷即ち神尾と招  
き、共に藤四郎と尋問するに、由比正雪と申もの此  
度紀州様へ被召出候由にて罷登り候、大納言様何か  
思召立事御座候由にて、丸橋忠彌と申ものより紀州  
様御用の趣にて、弓矢夥しく注文致され候、尤も堅  
く他言仕問敷由の誓紙と致させ候に付、段々承り  
候へば、正雪事駿府に於て彼地と放火し、久能御藏  
の金銀と奪取るべき様子と相聞え候と申、是に於て  
石谷神尾部下の與力同心と引率し逮捕に向はんとす  
るに及んで、又老中よりも徒黨逮捕の命あり、乃ち  
御制禁の切支丹宗門のもの隠れ居る訴人ありて、火  
急に逮捕すべきためありと聲言し、同夜（二十三日）  
丑の中刻（今の午前二時頃）わざと提灯と照らさせ、  
暗に乗じて藤四郎と嚮導とし、忠彌の居宅神田御茶  
の水の上吉祥寺門前（今の順天堂の邊）ある幕府中間  
頭大岡源左衛門の邸と圍み、一同に火事よくと呼  
噪し、門と越え屋に上り喧器四隣と驚動せしかば、

忠彌も周章して火事の何所ぞと刀も指さず戸と押明けて出でる所と、石谷組の同心菊池源左衛門一番に粗つき、續て數人にて手足と捕りて難なく縛し、其外母妻子等と縛し家宅に番人と置き、且大岡の居とも嚴重に守らせ、直に小石川焔硝藏に馳せ向ひ、河原十郎兵衛と始め一家残らずと捕縛し、猶所住居の浪人等嫌疑あるものと悉く逮捕せしに、金井半兵衛吉田勘右衛門縛に就かざるを以て品川千住以下の關門と鎖して嚴に出行く人と禁じ、又徒黨の張本由比正雪の、既に駿府に赴き、以て使番駒井右京親直と急使として、駿府城代大久保玄蕃頭忠成始めへ左の命令と下し、

一筆令啓、於當地浪人共申合、駿州久能へ當月二十九日可取籠と誓詞と仕、由、其中間より穩密に申出し、實儀の不知し得共、爲其駒井右京被遣、

一久能爲御番戸田藤五郎(駿府定番)可相越、柳原越中守(久能御宮守衛)も當地より相越、

一藤五郎御番所明き可申し間、其許くり合せ可然様可申付、

一浪人とも久能へ若取掛り、以て八入りは、秋

田安守、西尾丹後守相越し様尤、爲其兩人へ奉書相調遣、

一右之通於申付、其元人をかく可有之、今度大坂御番替として上村帶刀爰元發足、今月中に其邊可相通、松平丹後守も同御番として當地に來る二十六日發足之事に、右組中共に其許御城中へ引入御番勤仕様尤、是又奉書相添遣、

右等之條々委細駒井右京口上に申合、可被得其意、恐々謹言、

松平和泉守名華押  
阿部豊後守名華押  
松平伊豆守名華押

七月二十三日

大久保玄蕃頭以下駒井右京まで六人宛、猶以、正雪其外の者共江尻に在之由申し得共、去か仕、事にも無之、其外之所々にも心付油斷有間敷、

又申、由比正雪事、せいちいさく、色白、鬚黒、眼くりくとして、ひたい短く、口びる廣く、厚がつそらにて、ひ得共、髪とそりさるるも不知、由、右之正雪父名字と替岡村彌右衛門と申し、駿河府中宮ヶ崎之内に居申し、由、正雪妻爰元にて召捕相尋し得者白狀申し、江尻清水邊に居不申、

兼て繪草紙を以て見ざる故に、直に胸中に浮び出る容貌、せい高く、濃眉、眼、隆鼻、頬、瀟、所謂威ありて猛けさめらんと、我も想へ、人も思ふからんに、此正雪の妻の白狀しる容貌にて、想像との格段の相違あり、呵人の見掛に、よらぬもの、實に然り、唯がつそら即ち總髪のみ、繪草紙と同様なり、(未完)

有之に付相改、とゆふらし相捕し様可致、右の内が、その者一人有之由に、將又鳥郷左衛門、佐野主馬、櫻井忠左衛門、幸御用の儀有之、其元相通、江尻に待合、様に右の面々へも可被申渡、小平次、駿府に在之、町中仕置、堅可被申付、以上、

引續て又左の令と發し、

一筆令啓、上様、彌、御機嫌能被爲成、御座、間可被、心易、將又今度一味いさし、浪人當地罷在、内、丸橋忠彌、河原十郎兵衛、永山六郎右衛門、右の三人今朝召捕、様子相尋、御進、可申入、江尻邊に有之由、内、由井正雪、同三左衛門、何卒、仕生捕、様精と入、尤、久能御番の儀も、其元別條無之、は、當地より、合、如、彌、一左右次第相越、尤、次久能庄屋兩人、越中守、其所と拂、もの有之由にて、此者も一味いさし、由、越中守、申談、彼者早々相捕へ、様可被致、右之者之儀、越中守委敷存知、間可被承、合、將又先書に申入、大阪爲、御番罷上、大御番衆、其元別條無之、は、長く留置、事如何、見合可被差、上、恐々謹言、

七月二十四日  
老中連名

正雪江尻と發してより、紀伊大納言殿家來と僞稱し、七月二十四日に駿府に着し、茶屋町旅店梅屋九郎右衛門方に投宿、素より密謀の發覺せし、夢にぶも



定家卿臣業  
を雪く  
狂せしむべ

定家卿臣業  
を雪く

知らざれば、病氣保養のため暫く滞留せしと聲言して、  
竊かに黨類の來着と待居り  
正雪少殿府に於ての始末、當時駿府加番として  
在勤せし某侯の家臣が、現に實見しるる状況と手  
録せしものあり、左に録す  
慶安四年卯七月廿五日未の下刻(今の午後四時頃)江  
戸より上使として駒井右京殿道中早追にて、駿府御  
城内大久保玄蕃頭様御宅へ直に御着、御奉書御持參  
御用の儀御座の間、早々御登城あるべき旨急案内に  
より、御定番、加番、町奉行衆、其外御役中残らず御登  
城せられ、夜中に及ぶも御下城無之、諸人不審に存  
じ居し所に、戌の刻に、傳馬町の邊殊の外騒がしく  
相聞えしに付、尋に遣しし得べ、唯今召捕ものこれ  
あり町與力衆相向ひし得とも、人達には有之夫故騒が  
敷し由、其内に殿様御歸りあされ早速御家老衆召出  
され、暫くして拙者どもへ密々に仰渡されしに、此  
度右京殿御奉書御持參にて被仰渡し越り、此頃江  
戸に於て由比正雪と申浪人、元來駿府のもの、近年  
江戸に罷在、此もの諸浪人とかさらひ、其外當地折  
邊の者どもまでも合せ、駿府と焼拂、其騒動にや  
ぎれ久能へ取掛り、模様によりての當御城(駿府城)

あり)とも乗取すべき企仕し由、同類の内より訴  
人罷出、右之次第一々上し、これによりて久能の御  
原越中守儀に御暇下され久能へ罷越し、若越中守  
歸着これなき内取掛り申計りがたくし間、加勢  
して御定番戸田藤五郎仰付られしに罷り立し、彼地  
の様子により一左右次第、我ら人数と遣し加勢い  
をべき上意ありとの事にて、直に人数判遊ばされ、物  
頭四人、鉄炮三十丁、弓十張、長柄五十本、侍十八  
足輕百五十人遣はさるべき支度にて、久能よりの一  
左右相待し處、越中守殿より飛脚到來、無事に久能  
へ御着城彼地平穩之由に付、加勢の相止みし旨御城  
代玄蕃殿より申來し事  
程かく御城代より彼徒黨の大將正雪と申もの、當地  
茶や町の梅屋九郎右衛門之處に宿かりこれある由、  
宿主より町奉行落合小平次まで申出に付、小平次  
組の同心と遣し召捕る筈に得共、生口と御詮議  
あさるべきため、何卒生捕に仕るべきと江戸より仰  
渡されしに、これに依て一大事の捕ものには間、宵よ  
り騒立し得べ、彼もの等さとり欠落いさとも計りが  
なきに付、町の四方より遠まきにしたし置いて、手  
びてと以て召捕し等に付、梅屋裏町の方と固めやべ

さとし來りしに付、幸久能へ遣はさるべきに當てし  
人数之内、御遣しあさるべきに相極り罷り立、梅屋  
裏口の方と此方御人数にて相固め、兩脇角の辻固め  
の玄蕃殿新右衛門殿組之衆に申事、何れも罷り立し  
刻御直に仰渡されしに、生口御詮議あさるべき大事  
の捕ものにし間、縦手負死人何程出來しとも精と入  
れし様にと、別て御念と入れ御意あされ、拙者に  
此度の儀の小平次の次第の事にし間、是より落合小  
平次殿方へ参り付添罷在り、諸事差圖と承りし様  
仰付られし事、拙者儀夫より落合小平次殿へ参りし  
へ、早御出あされしに付、跡より急ぎ参りしへ、  
小平次殿與力同心衆梅屋九郎右衛門表口の方に固居  
られしに付承りしへ、徒黨の大將の紀州大納言  
様衆の由に、それにつき小平次殿より與力衆と御  
使にて御断りしに、江戸より手負の御詮議仰遣はさ  
れ、道中段々旅人の疵改し事に、町奉行落合小  
平次宅まで早々罷出られし様にと申されしへ、按  
接に、紀伊大納言家來に、尤も早々小平次殿まで  
罷出でべくしへども、道中よりくわくらん氣にて散  
散相煩ひて、参りがたくし、同じく旅宿へ御檢  
使と遣はされし手紙の有無御改下されし様にと申し、

夫に付小平次殿より仰られしに、御断り御尤に申へ  
ども、紀伊殿御家中衆の旅宿に檢使と遣しし事、遠  
慮に存し間とかく御出しへと申されしへども、未だ  
檢使これあさとの事に付、拙者梅屋出入口近く参り  
見し  
然處に梅屋門口のくわら戸より一人出でしに、此  
方に扣へる與力衆二三人立向ひ、互に一禮いとし  
しに付、拙者も其跡より参り見しへ、内より罷り  
出し者、年の頃四十位と相見得、さらしの帷子と着  
袴のく、大小と帯し熊の皮の大巾着とさげいて、  
與力野木市右衛門松田惣左衛門と双方地につくば  
いにて挨拶仕しに、とかく御遠慮と被仰しへども、  
其段に此方より申入し上り、少しも苦しからずし、  
以後の御ためとあらば証文と仕進せべき間、早々御  
檢使遣はされしへと申しへ、松田より御尤に得  
ども證文をどの如何しくし、彌煩ひて歩行もかり  
がさくしは、乗物にて苦しからせし間、小平次  
旨に任せ御出しへ、一とつ紀州殿御爲にいはんと  
申し得べ、左らばとて彼もの一禮して内へ入りしに、  
其の内夜もそらりと明けわさるし間、此上押込み  
あさるべきかと存し内に、梅屋表出入口の脇に土戸  
これあると内よりひらきし間、與力同心衆むら

(未完)

忠孝是精

と土戸際へ附き間、拙者與力衆の側に立並び見ゆへ、土戸より五六間ほど奥の方に中仕切の開き戸ありて、其奥の座敷に彼等居りしを、其開き戸の半ばと明けて、さきほど表へ使に出し男と眞先にして以上九人、大小と指大はどぬぎに尻と高くからげいて罷り出で、一様に立並び手疵を少しもこれかくみ、能々御覽いへと聲々に高々とすて足ふみして見せし、其の内に坊主一人これありし、後承りしへ増上寺に居りし、所化とす事にし、それより正雪の開き戸と明けさせ、彼坊主に刀と持せ、侍どもと左右に立せ、其身の羽二重の袷に藤巻柄の脇差と指、杖とつき、いかにも草臥さる様子にて静々と罷出、與力衆へ向ひ夜中より度々申通り途中より散々相煩いに付、早速に御目にかけては、家來どもの手疵御改めされしや、怪さるものもこれありしや、拙者儀の此所にて肌ぬぎにも及び申間敷、各々様御覽の通にては、借何事にて各々御大勢、夜中よりこれへ御越しにてはや、拙者事の紀伊大納言殿内の者にては、拙者ためにもあれ、大納言殿に對しては如何に思ひいとすしへ、野木市右衛門守の、どもかくも度々すし通、早々小平次宅へ御出あるべくし、

此の上へ千方の問答も無益にてはと大音にてすしへ、正雪打笑あから、近頃尤なる事あから、さりとて仰山あるすされ様にし、さあらば乗物にて罷越べき間、先支度仕るべしとて其儘入すし、拙者始中終能目とつけ見し、正雪のたけひきく、肉づきも並の通によくみて、頭のがつそうにては、さばき髪にて出で、面ざし眼とるとく、並々からぬ様子に見えし、物言の鎮りたる音聲にて、いかにもゆるゆるとしる挨拶振にて、程なく一人罷出で、正雪只今罷出の間、門前の御衆と少々御開きいへとす捨て内に入りしと、聲々に何かひしめき、今にも乗物昇出せべき様にし、各勇みて今かくと待居し内に、何の音もあくまづまり切さる様子にては、借り切て出るも計り難くと、何れも身構いし居し所に、奥の方にて、かそかに矢聲太刀音を仕しに付、南無三寶と誰やらんすて、内へかけ入りしと見て、與力同心衆續てむらくと馳せ入りし間、拙者も中の口よりかけ入りし見へ、椽の障子と踏破り、松田青木野木其外與力同心十四五人程入りてこれあり、見へば正雪と始め、座敷二之間にまはらに並居りて自害いし居し、其時外より大勢戸壁とや入り亂れ入りし間、與力衆制し廻りし内に、誰や

壯士危変臨  
驚かず

らん先程の坊主の死骸のこれあき由すて尋廻る所に、召捕り問えつさりしへとす人これあり、見ゆへ彼の坊主繩にかかり、同心衆兩人にて押へ居られし、如何いたししや頭と大疵とらけてこれありし、正雪死骸の枕元に、何れ書物これありしと取りて見ゆへ、書置にては問、何れも寫取りし、本書は紙二枚に、いかにもぎつと相認め、所々に血つさすし、正雪始め自害仕し上りと、早々御城へ注進すし、右京殿小平次殿續て御出いて、死骸ども御覽あされし上、書置の御持參あされし、定て江戸へ差上たるにてあるべくし、さて梅屋方に、同心衆番といひさせして、一同引揚すし事

御奉行所  
其日の夕刻頃より、正雪父母兄弟あど、男女追々諸方より召捕來りし、晝夜混雜にては事  
後日に、梅屋九郎右衛門に、其節の様子承りしへば、九郎右衛門折節不快にて、正雪居り座敷のかけの小座敷に、臥居りてこれあり、板戸のそき間より始終見ゆし由、前夜に傳馬町の邊、捕り物の爲騒ぎ立し節、弟の三左衛門承りて、見に出んと罷立しへば、正雪止めし、加様の所にて、總じてむぎと出ざる者ありと制しし由、梅屋の四方取巻の節、若き者共、是非切て出さべくとはやりしへども、正雪一圓合点すさど、五人十八人切さりとて、ぬけおふせべきにあらせ、若し生とられしは、拷問に逢ひ、見苦敷死さまど仕るべくし間、唯一所に罷在りて、尋常に切腹仕るべしとすして、少しも騒が

せして、何う書認め居ひしや、やがて讀きかせし  
て前に置き、片ひざと立て其まゝ切腹仕ひ、それ  
よりの皆々思々に切腹仕ひしや、坊主一人と  
介錯仕ひて、自害仕るべき様子に見えし折から、  
御踏込されしに付、召捕に相成り、偕又正雪持居  
ひものとの鎗一本、具足箱乗物、外に少さく張籠  
一つの外これかくい、何れも落合殿御役所へ、召上  
られ小由かん事

九月十八日に、正雪一類の男女ども、駿府にて御成  
敗おされ、正雪始め死骸ども首とつぎ、一同に藤に  
阿部川の西川原にかけられし事  
樂真子云世に流布せる慶安太平記に、正雪の駿府  
に在りて、江戸の一左右と待居るに、或る朝ふ  
と雲氣と見て、忠彌既に召捕られると知り、そ  
れより宿の主に申付け、かそがの釘と、麻繩と多  
く求させ、座敷の口々に釘と打付て、麻繩と蜘蛛  
の巢の如く張り置き、さて其中に一同坐して、衣  
服を改め、容儀を正くして、切腹しうりとあれど  
も、これ皆太平記作者の考あり、正雪の忠彌が二  
十三日の夜、即ち二十四日の曉に召捕られざるに、  
其日にうかくと駿府に入りしと見れば、雲氣と  
見て、事變と察するの明あらざりしあり、勿論麻

あら定と、遂に八月十日悉く品川に於て處刑し、  
其八名、丸橋忠彌、河原十郎兵衛、同甚左衛門、同勘  
右衛門、同七郎兵衛、長山六左衛門、芝原又左衛門、同七  
兵衛、吉田勘左衛門、杉田彌五郎、深美次郎、右衛門、加  
藤一郎、右衛門、忠彌の兄、櫻井三太夫、同彦兵衛、河原  
十郎兵衛、妻忠彌母、同人妻加藤の妻、櫻井三太夫、妻  
杉田彌五郎母、元増上寺所化願念、其他百姓及び  
下男の類にて、姓氏なきもの十二人と合て藤に處  
し、忠彌子龜之助(比)辰之助(比)三七(年)一郎、右衛門  
子龍之助(比)與三右衛門(比)忠彌下男八藏、其他四  
人と合せて死罪(討首)に處せり、其時此徒の引廻し  
と實見しる人の手録に、(丸橋忠彌)と申浪人もの  
召捕られ、數日御詮議の上、品川表に於て同類殘ら  
せ、又斬罪に仰せ付られ、大科人ども引わさ  
されし節、我ら赤ども、井伊掃部殿屋敷前において  
見物仕し所に、丸橋の鼻馬(第一番の事)にて、其  
あとに段々相つゞき、妻子等までも引わさされし中  
に、いさつて幼少ある兒共の儀、切繩と結て首に  
かけさせ、手に風車人形をもち、穢多ども  
是と抱き、母親共の乗馬の脇に、附そひて参り、  
外櫻田御門の外に、丸橋が馬の先のばりの、参り届

繩と張りしおど、あとかさる事あれば、正  
雪も草葉のかけにて、太平記の話しときかば、成  
程さうそればよかつたものと嘸や後悔するある  
べし  
又落合小平次の、江戸より生き口と聞くべき爲め  
に、間念を入れて生捕すべしと命せられしと、堅  
く守りて、いかにもして誘引出さんと、優々と時  
刻と延し、爲めに機會を失ひ、遂に巨魁として自  
盡せしめざるの、踏込で召捕る時に、誤りて殺し  
ざるよりの、甚だしき不手際あり、されど天下の  
爲めに、大出来といふべし、何とされば、若し  
正雪を生捕りて推訊しざらん、必其黨類も  
多人數あるべく、事によりて、意外の所に連累  
の波及するも測られず、萬一大名の三三人も與み  
しざらん、一々其罪と正さんこと、決して容  
易の事にあらず、遂に一大亂と惹起せしに至らん、  
繼大亂から中亂位にても、幼主と奉じて大號令  
を發するに、一步と誤らば、反て社稷に禍を  
に至らん、是天下の爲めに、大出来と評せる所以  
なり (未完)

徒黨の重も立ざるもの、既に縛に就き、殊に巨魁  
たる正雪自殺しる上、枝葉の追捕に日と重ねて、  
徒らに世人として危惧の念と懐かしむるの、得策に

さいへ共、あとの紙幅の、未だ麴町の邊に、相見え  
し程の儀にこれあり故、前代未聞の事の由諸人す  
又正雪以下の死骸及び父母妻子兄弟等と合せて十八  
人と駿府町奉行落合小平次に命じて、安部川の西河  
原に盡く藤にかけせり、是より先き徒黨の内熊谷  
三郎兵衛の、江戸に潜み居りしが、搜索の嚴重を  
るが爲め、身と置くに所なく、遂に七月廿六日の夜、  
芝の土取場(今の切通し)に於て自殺し、金井半兵衛  
吉田初右衛門の、遠く大坂に奔りしも、半兵衛の同  
所天王寺に於て自殺し、左の書置と遺せり  
由比正雪與力任し金井半兵衛乍恐上り狀  
一正雪に與力任し依其罪、一門之輩被成御糾明  
之由、其理不少し、雖一門輩聊不存、  
其謂の、且の遠國、且の俄、其上如此大事、無云甲  
斐者共に、非可談話事  
一拙者惡逆無道に而、非與力申、從若年之師也、師  
に而大事と語弟子、如何可辭之乎、然に於武州  
不亡身命當國迄落來事、正雪並與力輩之、爲  
可見終末也、若存命待時節、爲可達師之志、  
雖一然、養父母並一門、不存此計畧而致與力  
輩之親類、又召仕ひ者之親類、依有御糾明、爲救

直筆ヲ忌  
諱ヲ懼ル  
勿レ

其害切腹仕以事

一正雪無道利欲而、非企此、先君御他界後、  
政刑にて、武家、出家、農商迄、或患、或怒、  
是故、爲訴上、催之、浪人、欲堅一、所、  
雖、自滅、爲天下善政、可惜一、之身命乎、故、  
非無道事

一父不知此計畧、其上人之親、思子道、貴賤一也、故、  
不知之者、何ぞ可爲與力乎、其上是等之大事、繼、  
雖、父不沙汰事、  
一召仕し六藏と申者、未十七歳、殊に下郎故、始終、  
之事一も不知、退失事

右之條々被聞召、養父養母一門之輩、不知此儀者共、  
並六藏、父母御助可被下、且仁慈之政道共成、  
且賞討有信之政道共成、諸人守御、御治世可、  
爲長久事

慶安四年八月十三日  
江戶 大坂御奉行所  
金井半兵衛 政教

又初右衛門の顔に漆とさし、容貌を變じて、攝州有、  
馬の温泉に隠れ居ると、大坂町奉行松平準人正、  
曾我丹波守これと探知し、與力同心と遣しけるに、初、  
右衛門今これまでと、死勇と奮うて抗捍せしかば、  
與力戸澤太左衛門の爲に殺さる、是に於て徒黨の者

悉く伏誅し、一、倍此一大事と密告し、る人々に恩、  
賞と行はれ、即ち新知三百石、奥村八右衛門、松平、  
伊豆守家來權之丞弟、同奥村七郎右衛門、同田代次、  
郎右衛門二百石、林理左衛門、百五十俵、加増合二百俵、  
自銀百枚、弓師藤四郎、黄金三十枚、帷子單物三宛、奥村、  
權之丞(主人伊豆守より五百石加増ありて合千石)、  
其中に獨り憐むべき、大岡源左衛門あり、徒黨に、  
入らざれども、忠彌と郎内に差置き、る罪により、  
て、父子三人佐渡へ配流せられ、又正雪等、紀、  
伊頼宣卿の名と偽りし、書置もあり、白状もし、  
れ、卿の與らざる、明白の事なれども、其始め、  
の、深く嫌疑もありしと見えて、第一、(紀公(頼宣)、  
言行録に、浪人由比正雪叛逆と企、紀伊大納言公の、  
仰と稱し、御判形と似せ、謀書と認め、御在判の御、  
書數通、浪人共より出しければ、御老中何れも、是、  
の一大事の起りけると、晝夜相談せどもあり、所詮、  
紀伊殿と御城へ呼此状ども御目に掛、實否と糾とせ、  
しと、御三家残らば御登城、頼宣卿も御登城、御着、  
座あされいと、井伊掃部頭、酒井讃岐守、松平伊豆守、  
此度諸浪人隠謀の次第と、阿部豊後守の書状と、  
披露ある、頼宣卿御披見あり、仰られし、儲々目、  
出度御事に御座し、最早御氣遣少もこれなく、子

細い、徒黨共、外様大名の謀書致しは、三代の御、  
恩と忘れ、若も逆心仕か、御疑も有べし、我等判、  
と偽り事、最早上に御氣遣少もなく、無事に濟す、  
若御疑もいは、私紀州と只今差上、思召次第に罷、  
成べく、左いへ、少も御氣遣なく、儲々天下、  
安全の基目出度御事か、御喜悅の色にて、御按、  
抄仰られければ、尾張水戸と始、御老中一同に感じ、  
ゆされ、第二、酒井忠勝言行録に、(由比正雪と云、  
者、紀伊大納言頼宣卿御反逆と稱して、徒黨と結し、  
こと露顯して、悉く召捕れ、所持せる所の判物、頼、  
宣卿判形に紛るに依て、其眞偽と糾さんと、忠、  
勝君彼判物御持參有、御對面の上まか、の言と述、  
判形と出されければ、頼宣卿大に驚き、印形に於て、  
聊違ふ事なし、併此印色の黒し、某が印色の青しと、  
て、居る置れざる印形共、取寄られしに皆青色あり、  
ければ、忠勝君、此上何より疑べき、賊徒御判形、  
の能寫取と雖も、印色迄に心の付ざる拙さよとして、  
件判物と裂捨ければ、頼宣卿大に悦安堵の由宣ひ、  
しとあり(第三、油井根元記(俗書也)に此忠勝の事、  
と松平信綱(伊豆守)の事とし、第四或書に、前の頼、  
宣卿の事と、家老安藤帶刀直次が、登城の上申披さ、  
ふりとわれども、直次寛永十二年に卒して、子の

帯刀の此時十八歳なれば、加程の難問と、甘く排却、  
する程の、伎倆ありとも思はれず、又一書に、此事、  
信綱の疑問に預りて、頼宣當惑の色あると見て、一、  
人の小性罪と、已が身に引受て、次の縁側にて切腹、  
して、事済とあれりとある、演劇にて有勝の仕、  
方あれども、事實として、一向探るに足らざ、儲、  
某の言行録とある書、概ね其人の歿後、家臣の、  
手にあるものなれば、各當時と想像して、頼宣、東、  
照公の子にして、四代將軍の大叔父なれば、苟も、  
宗家篡奪の嫌疑に罹りし、由々敷き大事ありしと、  
風波と立てず、圓滑に處理し、るを以て、忠勝信綱、  
共に當時の名臣なれば、偶此の捕梅と、各其主に附、  
會し、るにて、双方水掛論なれば、証とを難し、唯、  
紀公言行録に、其本人に係る所且事體と推考しても、  
尤も左あるべき事なれば、疑と容れべき所なし、又、  
幕府に、正雪が著と所の平家物語評判と、絶版せし、  
められ、所藏者も、後難と懼れて、悉く焼棄され、  
今傳らば、信玄全集も、亦正雪が講説し、る書、  
あると以て、ともに斥けられ、(完)  
樂真子云、或書に、正雪が此學と企て、るに、畏、  
くも、正保帝(後光明天皇)の御遺旨と體し奉りて、

清祖の源義経の後胤及其并

討幕の師と擧ぐられたるありきとあれども、正雪以下の徒、京師に來往しざる事、實録に見え、この偶金并半兵衛等が、大坂に奔りたるより、偽作者の附會しざるあり、又世に流布する正雪一件の書に、正雪の、天草の殘黨より、切支丹の妖術を傳へ、種々の不思議をせし事と載せられど、正雪の切支丹宗門にあらざり、其切支丹宗門とせし、忠彌等と召捕る時、徒黨の者と捕ふと聞かば、彼ら疾く逃走せんことと慮りて、故に、幕府有司の聲言しざるにて、其趣の、正雪逮捕の奉書にも見えざり、然ると當時此事と聞て、偕々彼徒の切支丹ありとして、切支丹宗門、種々の不思議をそのものと、誤認しざる折柄なれば、遂に正雪を妖術を行ひざるものと、附會しざるあり、又或書に、駒井右京が、正雪を生捕る時、其關係至大にして、天下の大亂とからんことと慮りて、故に其逮捕を緩慢にし、遂に彼れに自殺せしめざりとあれど、右京の使番にて、罪人逮捕の町奉行の職なれば、落合小平次部下と督して、逮捕に向ひざるにて、右京の向はを、殊に他の職に對して、彼は容喙するの、勿論許さざる所なれば、是も亦附會の説あり、又正雪に關して奥州白石咄の事

少、享祿四年村宗足利家の管領、細川高國入道常相に頼れ、兵と率ゐて攝津に切り上り、細川晴元と戦ひ不慮に討死せしより、村宗の二子政宗宗景家督と争ひ、國內大に亂れ、觀阿彌此騒動を機會とし、先君村宗公の遺命ありとて不意に砥石城に押寄能家入道と討取らり、是時能家既に隱居し嫡子與家と繼ぎしが、此與家の父に劣りし愚鈍にて、父が仇と報いん術もあく、妻と子の八郎とを携へ辛うじて亂を避け、備後の鞆と云へる地に潜み居たりしが、程なく病死せり、跡に残りし八郎母子は是非なく此の邊ある或寺に叔母の尼が住居しと手寄りて此に歲月を送り、八郎もはや十歳と越えざりしに、如何あることにや七八歳頃まで他所の兒童に優りて伶俐ありしが、次第に鈍き性に變じ、今の近所のものでも後指さして其愚と笑ひ嘲る程なれば、母の深く之を憂ひ、或日叔母の尼に向ひ、八郎成人の上、如何にもして手寄と求め、再び浦上家へ奉公させ、浦上家と與せんと樂み居る甲斐もあく、あのうつけにて、此亂れざる世の中、所詮元の武士に成がさし、如何してよからんやと涕をたらに物語ると、八郎竊に立聞して居りしが、頼て母の側に來り小聲にありて、某近年うつけざるさまにもてせし、一大事と思立し故なれば必を氣遣し給ふべからず、子

あれど、こも亦例の偽作者の語にて其實説の正雪にあらざり、委しく他日記載せし

浮田秀家關ヶ原敗軍顛末

浮田秀家關ヶ原の軍に敗れ、辛うじて徳川氏の追捕と逃れ薩摩に落ち、終に八丈島に流謫せられし顛末の、世間傳ふる所區々にて往々疑はしき説あれども、予が曾て得ざりし、秀家の忠臣進藤三左衛門正次と同じく家康公に奉任せし醫師板坂卜齋が、三左衛門より聞きし咄と其ま筆記せしものにて、宛も當時の實況と見るが如き最も信ぜべき覺書あり、併し此書のみにては秀家關ヶ原前後に於ける事蹟の詳からざる所なれば、其父直家の畧傳より、八丈島流謫以後の事までと取録め記述することとせり

後調生

從三位權中納言浮田秀家の備前岡山の太守にて、播磨美作の數郡と合せ五十七万四千石と領し、豐臣家五大老の一人あり、其祖先の世々赤松家の老臣浦上氏の家臣あり、中興の祖の浮田和泉守能家入道常政と稱し、文武兼備の人にて、浦上掃部助村宗に仕へ備前邑久郡砥石の城主ざり、其頃同村宗の家臣にて島村觀阿彌と云へるもの、能家の功に始み居れる祖の鬱憤と散せん所存に依へば、聊り憂ひに思ひ給ふと云ひける、母の聞て大に驚き、扱ひ左様の深き思慮ありての事ありしが、さりとて知らざして愚痴申せしに反て母が思慮の淺草かりし故と喜び泣しよりしとぞ、斯て幾程かく八郎手寄と得て浦上宗景に仕へ元服して三郎左衛門直家と名乗備前邑久郡乙子村にて三百貫の邑と賜はりしが、武勇智謀逞しき人なれば、次第に功と積み、領地も數多加へられ、又觀阿彌とも討て仇と報ひ、勢力漸く強大に至り、終に浦上家と亡ぼして播磨美作備前三國の地と押領せり、是即ち秀家が父あり (未完)

居るといふ二十日の事からいざ知らせ、長

るに頗る疑はしき説あれども、古書に載せしむ  
此に掲げぬ

浮田直家、主君浦上宗景と弒し其領國を奪ひし後、  
毛利家と結て相提携しりしが、織田信長の勢力次第に強大となり、羽柴秀吉として山陰・山陽の諸國を攻寄せしめ、既に直家が版圖に攻入し故、毛利と力と協せ防禦に意をかりしと雖ども、其銳鋒中々當るべくもあらず、直家の慧眼早くも秀吉少非凡の人物と知り、斷然毛利家と手を絶ち、秀吉に就て信長に降参しり、是より毛利家の爲に但馬美作・因幡・伯耆等の數國を切取るに至れり、斯て直家の天正九年二月病死せり、其頃秀家の八郎とて僅に七八歳の幼童ありしが、家老に戸川平右衛門長船又右衛門(後越中守)・岡平内(後豊前守)・花房彌左衛門(後志摩守)杯云へる武勇智謀のもの共、直家の遺命と奉じ八郎と守立國政を沙汰しければ、四隣戰亂の際かれども、聊か滯ふることをなく、秀吉の執奏にて家督相違なく信長より賜はりたり、翌天正十年秀吉備中に打入高松城を攻圍みし折しも、京都にて信長父子明智光秀に弒せられしとの警報に接し、毛利と和睦し結び兵を引旋して京都に上らんとせしが、

身豊前が小屋に見舞はれ、枕邊に差寄て病氣の如何と問はれければ、豊前重さ枕を擡げて秀家と拜し、某が存命最早旦夕に逼りて候と、いと殞惜さ様子あると、秀家其手を握り、申置ことあらば遠慮なく申せと云れしに、豊前首を振り、いやしく申上まじ、所詮某が申を事の御用ひあるまじければ、却て無益にいと眼を閉ぢ口を籍みけると、秀家其方少申事何にても忘却とまじ、是非申聞よと云はれければ、然らば申上ん、某相果候はゞ御家の仕置り定めて長船紀伊守(越中守の子)承はるべし、彼父に似ざる奸曲のものにて候へば、必ず國を亂るべくと存候間、御仕置向の儀一切御任せあるまじく、戸川助七郎の弱年に候へ共律義ある性質にて後々い必お御用に立べきものに候、御目と掛られて然るべくと申ければ、秀家聞て尤の次第あり、慎で其方少申旨に任まじしと云はれしと、豊前忝かしく謝し、安堵の思をかせし体ありしが、是日間もかく空しくありにける、其後秀家豊前少遺命の如く助七郎と家老とあして國政を執行しめしに、斯に已むと得ざる事のありて終に戸川と却け長船を用るに至り果して國內の騷動と惹起しり

毛利の進討と氣遣し故、深く浮田の家老共と結び、我れ若し志を得ば必も八郎と借にあして取立べしと約束し、備前勢を以て其進撃に備へ、必安く明智退治と遂げり、此思義にて秀吉の八郎と遇せること頗る厚く、我一字と與へて秀家と名乗しめ、前田利家の第四女と養女として之に妻はせ、又朝鮮征伐の時も弱年ながら秀家に總大將の命を授け、慶長元年五大老の一人に加へ、徳川家康前田利家毛利輝元上杉景勝と肩比べ天下の大政を執行しめ、官位も從三位の權中納言とあしり、實に秀家の果報ある身の上ありしが、斯に浮田の家老中に軋轢と生じて一大騷動とありしが、是を終に浮田家滅亡の一原因とあるに至れり、  
浮田の家老戸川平右衛門秀安の初め平助と稱し、温厚篤實のものにて、秀家の父直家の尙ほ微賤ありし時より仕へて忠義と盡し、國政を行ふに私なく、士民皆之を敬ひたりしが、直家死去の後、兎角病の身となりし故、家督と嫡子助七郎達安(後肥後守)に譲り、隱居しされ共、助七郎尙ほ弱年なる故、岡平内守利勝代て國政を執り、文祿元年秀家朝鮮に赴きし時、豊前從て彼地に渡りしが、陣中風と罹に罹り、次第に差重りて今存命覺束なき程なれば、秀家自

秀家自 此後及後子衛家

後 潤 生  
秀家一旦岡平内守の遺命に従ひ、戸川肥後守に國政を委ねしが、文祿三年太閤秀吉新に伏見城と築き、諸大名に工事手傳と命せられし時、秀家長船紀伊守と以て普請奉行とせしに、元來辯舌よく才氣あるものなれば、太閤の御意に協ひ、紀伊の用に立べきものあり、取立て國の仕置りも致さるべしとの命に、秀家も黙止がさく肥後を罷めて紀伊を用ひるに、其比浮田家にての連年外征の費用莫大なるに、搦て加へて秀家の奢侈漸く長じ、國用窮乏しければ、紀伊其不足と補はんと領内に檢地を加へ、備前備中播磨美作にて二十餘萬石と打出して、嚴しく租税と取立、又浮田太郎左衛門と中村次郎兵衛といへる兩人と登用して政事に預からしめたりしが、此もの等の本より奸曲なれば紀伊と助けて益々苛酷の政を行はしめざるに岡山領内の士民の之に苦しみ、紀伊等の三人と惡むこと恰も仇敵の如くありとぞ、斯に浮田家の士大將に花房助兵衛職之とて剛直のものありしが、紀伊等が政事の非道あると憤り、秀家に面謁し速かに三人が首を刎ね士民の怨と解き給へと直諫せし上、惡言と吐きさりければ、秀家大に怒

大 骨

禽獸の心なく  
て菓報を盗  
ます

も腹をべしと命じられども、助兵衛職之の武功の  
ものにて、殊に朝鮮にて拔群の軍功と著はし、太閤  
の御感とも蒙りし故、私の成敗のありがさしと秀吉  
公の御旨と伺はれしに、惜しき人物あり我預り置ん  
と職之父子三人と常陸へ下し佐竹義宣に召預けられ  
たり、戸川肥後、浮田左京(秀家の従弟、後坂崎出羽守  
と稱す)、岡越前(豊前の子)花房志摩杯も政道の非を  
ると憂ひ、此儘に捨置かば士民の困難の勿論、浮田  
家の存亡覺束を、所詮紀伊と生置がさしとて、慶  
長三年密に之と毒殺し(一説に病死にて、其死前に  
深く我非と悔ひ、肥後と和解して跡式の事までも  
頼み置しと云へり)肥後再び國政を執りされども、  
浮田太郎左衛門と中村次郎兵衛の勢力熾にして、肥  
後が意の如くならず、斯ての紀伊と除さざる詮なし、  
此兩好とも除くべしとて、肥後とはじめ浮田左京  
岡花房並に榎村監物、中吉與兵衛の六人大坂に登り、  
中村等が罪状と數へ、何卒御成敗あるべしと訴へし  
が、中村の元來前田家より藤中へ附人として來りし  
ものあれば、早くも奥向へ手廻し、罪なき由と陳  
じける故、秀家肥後守等の訴へ聞入給はせ、是に因  
て肥後等一同の國家の爲め是非に及ばせ此上、中村  
等と見付次第、討果との外あしと一決して窺ひ居

るに、次郎兵衛等も其と察しけん奥向へ逃込て更に  
門外に出ず、或夜窃に女乗物にて加州へ落行り、  
秀家の肥後守首謀とあり我命とも待せ、次に次郎兵  
衛等と打果さんと企てし、不届極ありと密に大谷  
刑部少輔と頼み、刑部方へ肥後と呼寄せ討果を事に  
手筈と定し、肥後の夢にも知らせ何事にて呼ばる  
るやと刑部が屋敷に赴き、然るに何處より瀧  
れさりけん、此事浮田左京の聞知りて、スハヤ一  
事と自身薙刀を提げ徒跣にて刑部が屋敷へ駈付、突  
と廣間へ躍り込、肥後と引連て危急と免れ、是よ  
り一同のもの、秀家の討手と待受て切死をべしと、  
雜兵と合せ二百餘人大坂玉造の屋敷に楯籠り、紛れ  
ざる爲にと一統に髪を剃り落して坊頭とあり、死  
決して待構へたり、是實に慶長三年十月十日の事に  
て、太閤薨去の間もかく世間何となく穩かあらせ、  
石田三成杯も佐和山に執居と命せられし頃にて、左  
あさざに人心恟々として恐れ居る折あれば、市中  
の騒動大かあらせ、アハヤ大坂の城下に一の修羅  
場と現出せべき形勢あれば、公邊にても捨置がさく、  
大谷刑部と榎原康政との兩人中間に入て扱ひされど  
も中々決着せせ、翌慶長五年正月、内府家康の裁決  
と仰ぎ、戸川肥後守父子並に花房志摩守等、家康之

左 右 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十

犬奇獸小一交  
せらて早死す

と預りて關東へ下し、其の他の者共も方々へ預られ  
たりしが、是より浮田家忠良の大臣皆離散して、獨  
明石掃部助國政と執行へり、程なく石田三成兵と起  
し、秀家終に之に加擔して關原に出陣せり(未完)

慶長五年九月十五日濃州關原の役、東西の兩軍  
合して二十餘萬、此大兵と一場に動かして僅々半  
日の間に雌雄と決せしと實に我國に於ける古今  
未曾有の大戦あり、今や浮田秀家少此戦争に敗れ  
し以後の顛末と録するに臨み、先づ此合戦の起り  
し原因と秀家が容易敗績しる形勢とを擧示する  
に本編に必要をせしとせ、姑らく斯に其概容と記  
述とす

抑も關原の合戦の、豊臣家の大老徳川家康と五奉  
行の一人石田治部少輔三成との軋轢より起りしもの  
にて、三成計畫の主眼の、上杉景勝として先づ其の  
領分會津に事と起さしめ、家康の自身東征すると待  
て兵と西に擧げ、東西挾で打平ぐると云ふ趣向を  
りしが、其様民に引掛るべき家康から、二百も合点  
にて知らぬ風情にもてあし、内々の三成が事と起せ  
し後の手筈までも定め置き、景勝退治に東國指して  
下りたり、三成の扱こそ計畧圖にあたり甘く彼奴を  
出し扱しと大に喜び、豫ての同志と佐和山城に呼

て、家康の罪條書を作り、彼故太閤の法度と亂り、  
幼君と蔑にせ、終に豊臣家とも亡せべし、太閤の  
御恩と忘れぬやからの手傳て共に退治をべしと觸廻  
りしが、心ある人々の三成が名と公に假りて私欲と  
遂げん計畧と下繩墨、又老功覺のものども、當時  
名望と云ひ官爵と云ひ諸大名中に比ぶものあさ徳川  
殿、僅かに慶遠參の三國と領せし頃よりして海道第  
一の弓取とまで稱へられ、太閤殿下の英武でさら長  
久手にて敗と取り給ひしに、治部風情の内府(家康と  
云ふ)に向て弓矢沙汰とい、鼠が猫からで虎に噛付に  
異からせと冷評と下し、併し豊臣家に馬と繫ぐ  
大小名の名義の上にてまさか三成の催促に辭退も  
からず、誰々ながら兵と出して其軍勢に加はれども、  
内心疑懼と懐き居れば、密々傳手と求めて家康方へ  
内通するもの十に七八、既に前田玄以増田長盛杯、  
同じ五奉行にて三成と一ツ鍋の物と喰ひながら、矢  
張關東方へ密書と送る始末あり、扱三成本より首謀  
者とされ、自ら總大將の地位に立ち采配振りたく思  
ひつらひ、如何にせむ是迄の地位も餘り高からず、人  
人の記應とせむ程の武功もあく、從て人望もあかり  
し故、我名義ばかりにて、大小名の心と維ぎ留め得  
せ、據あく家康と等しう大老職の毛利中納言輝元と  
浮田中納言秀家の二侯と引入て統帥の地位に据ゑ、

左 右 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十

家康との權衡を持ちされども、此二侯も領分と人數こそ多く持され、所謂大名生立、合戦も軍器も家老任せあり、然るに輝元の一門吉川廣家とはじめ家老の福原廣俊等、最初より三成の企て危みて、表面ばかり西軍をれど、内々の東軍に内通して人質までも渡せしむらる、又秀家の家老とも家内の騷にて皆々離散に及び、肝心の用に立つべき戸川肥後淳田左京杯の却て家康の手下に屬して軍功を著し、り、三成方の内幕既に此の如し、兵家の所謂士心一からぬものにて、斯る兵を假令何十方ありても、争り家康一致連結の鋭鋒に當るべき、さしも十餘万と聞えざる西軍の、手も切立られて敗軍せし、全く主將其人を得ざるが致す所あり、凡そ此際三成に荷擔して眞面目に働さざるもの共と區別すれば、名義と重なる歟武士の意氣地と尙ふ歟、若しく野心からむ目端の利かぬものさるに過ぎざ、島津義弘立花宗茂大谷吉隆等の如き、三成の必敗を知りつとも盡力せし所謂名義と武士の意氣地、小西行長安國寺惠瓊の類、甘く行ば利益の配當を得んと野心、毛利輝元浮田秀家の二侯、目端の利かざるが故に、三成に教唆されて終に國を削られ家と亡し、(未完)

板坂下齋覺書の頗ふる古体の文にて、其儘書載せるも却て意味の解し難き所多く、且記事簡略にして尙は盡さざる所あれば、更に數十種の書中より正確と認むる事實のみと彙取參取して此篇と書綴りたり、然れども仍は覺書と主とし、三左衛門が咄の体と費用しされば、前回と自から文体の異なる所あり、其積にて諒讀ありし進藤三左衛門尉正次、源頼政の苗裔にして、祖父の乙部兵庫頭政直と稱し、伊勢國安濃津郡濫見の城主たり、父、源次郎某とて、織田信長の嫉妬ありしが、信長の怒に觸るゝことありて終に城地を失ひ、浪々の身となり、信長と彈りて乙部氏と改めて進藤と稱せしとや、三左衛門落魄して浮田秀家へ足輕に住込し、慶長二三年の頃ありしと、扱關ヶ原の合戦に石田方關東勢に切立られ總崩とありければ、中納言殿、秀家と云ふ敗兵に打紛れ、這々の体にて江州膽吹の山中へ逃込み、林にもあれ谷にもあれ人あき方へと志し、やがて老翁と茂りたる林の中に、さやかかる木の六七本藤かつらにまつわりてかくれがの様ある所ありければ、姑し此處に中納言殿と押し隠し、是まで付従ひしもの僅かに七人、三左衛門其一人あり、此にて主従八人具足太刀も腕ぎ捨落

支度と調へしが、頃しも九月中旬の只さへ冷氣あるに、十四日の夜中より曉にかけての大雨に山の中心ひとしは冷氣増りて、主従の鎧下の肌帷子一枚あるに殊に朝兵糧とまゝめしまゝなれば、腹の飢寒寒いさむしがさつと慄へたり、折しも此邊の地下八寸も五人三人づゝ組合て、落人と剝取らんと搜し廻る様子あるに、今にも此處へ來らん歟と一同息とろして地上に躊躇たり、中納言殿のんどかわき給ひ水飲さしと仰せらるる三左承つて、只今更らるるべしと水音のそる方へ手寄て藤蔓に絶り谷へと下りしが、汲取べき器物なく如何のせんと思廻るに、人々あやめし刀を拭ひしものと見え、血に染りし紙の二三枚づゝ彼方此方に落散あると拾ひ集て水に浸し、もとの道へ戻り來りしに、中納言殿のおはせる方に當り人々殺し音の聞えければ、扱ひ中納言殿の害され給ひし歟御いさはしき事し、某も今參りおぼ定めし共々殺されんと、姑し猶豫せしが、いやく名ある大將の憂目に遇ひ給ふと知りつゝ、家來の身として參り合せぬ不忠の至り、縦ひ殺さるるまでと思ひ直し水に浸せし紙を持ち、谷より上りもとの場所に至りて見れば、六人のもの何處へやらん影も見えずして、中納言殿ばかり只一人おはしけり、やれ嬉しと氷とまゐらせたり、此時浮田家の名物鳥

飼國次と云へる寶刀紛失せり、三左申上るの、浮田中納言とも云る御方と、下司下郎が刃にかけまらるらせて、屍の上の耻辱に、去とて此まゝ御自害遊ばされんも餘りに口惜い、協はぬ時、其までの事逃るゝ程、落延て見れば、いざあやませ給へと御手を引き力とそへて屬せしまらるれど、馬興の外、終に斯様を場所と歩み給ひしことかき故、迎もあるまじ、我の此にて自害致さん三左、介錯せよ杯と宣ふ時、左様に御心弱きこと仰あるかと諫め屬せし、始らくの背に負ひ奉り、又捨てくれと宣へば、そかして肩にかけ奉り、十五日の夕方よりあくる日まで、夜もそから中納言殿と御介抱すし、山とめぐり谷と越えて歩しが、本より土地不案内にて、又候昨日の合戦場へ出たり、此時の流石の三左も力と失ひ、腰も抜け、食の十五日朝のまゝにて飢ゆること甚しく、途方にくれて地上にかみしまゝ立も得ざる程ありしが、斯くていならずと氣を勵し、又も中納言殿と負ひ奉りて山中にたどり入り、林の中にて栗の刺のあると見付、木葉と掻き搜し生栗と拾ひ、中納言殿にも參らせ、自分も食て僅に飢と凌ぎたり(未完)

湖水切落の



神氣の体

進藤三左、中納言殿の手と引き又せかき負ひあせし  
て只管にあのみければ、漸くにして近江國北郡のあ  
る在所へ出たりしが、日既暮り、近邊に家の  
かき一つ家のありしを見付、竊に内の様子と窺ひみ  
れば、燈もあり人音もせしが、堅く戸締せしものと  
見え、手と掛押されど中々開くべき様なし、そこし  
物ずさんとおどづれしに、内より男の聲して、此の  
さりの備前中納言殿と石田治部殿の御行衛をれせと  
て、田中兵部殿西尾豊後殿當所代官衆よりのつよき  
御穿鑿にては、落人にては、いらぬ事やさんより、  
早くおちさせ給へとの返答あり、いや、左様にて  
のあくは、是非とも御亭主に逢ひやうと、そこしの  
うちにてもくるしからせ何卒出で給はれと云へど、  
兎再御目にかゝる事あるまじく、早々落ちいへと  
再三再四やい、三左猶も出で給はれと達て請ひけ  
るに、亭主是非なく出でたりしと、小聲にて備前中  
納言殿と御供ずて参りたりと云ふと聞て亭主驚き周  
章て内へ逃入んとせると、三左玄ツかと捕へ、此上  
の生れども殺せども又内府様へ差出して御褒美に  
あづかり給はんとも、其許の心次第とせば、勿体  
なき事あり、一刻も早くいづ方へかりとも落させ給  
へと振放して往んとせると、三左取付て中々放さず、

あれとすい、三日目に槍鐵砲にて厳しく家と取巻、  
此家内に備前中納言殿とかくまひあらんと、物頭と  
覺しきもの三人入り来りしが、一人草鞋のまゝ床の  
上へあがりい、亭主納戸より刀と取出して膝元に  
横へ、百姓とて御侮輕かされわらんじあがら床の  
上へ御あがりめさるゝと無禮にいはせや、中納言  
殿のおはそ歎かばさぬ歎、納戸へも入りてよく  
御さざしあれと怒りければ、三人あがら外へ出で、家  
と取巻しもの共と引連立去りたり、其時、最早是迄  
と覺悟と極めて居りしに、亭主が慮せざる振舞に辛  
うじて虎口と免れたり (未完)

落らるゝくらぬには、何とて斯くうるさく頼みず  
そべき、十五日の朝飯喰し、三日の間食にかつゝ、  
帷子一つにてさむさに堪へせ、最早他所へとて一  
足も協ひがふし、兎にも角にも其許にまかせずさん  
と云へば、亭主もやうく聞分けて、さらば此方へ  
おはしませとて瀬戸の牛部屋へ入れ、ぬかわらにて  
うづめしまゝ内へ入りぬ、やがて夜も更行人々の寢  
まづまりし頃、粥と炊ぎて持来りしが、少づゝあら  
でり喰せざるに、今少し喰ひさしと望みければ、いや  
いや三日も食にかつゝて一度に喰ひ給はば、腹中  
をこねずさん、其分にて御堪忍あれとすて内へ歸り  
ぬ、鶏鳴のころ又もや粥と持来りて喰せたり、夜明  
前に又々来りて、何卒ふかく御志のびあさるべし、  
出入の百姓又も奉公人どもの目に掛りて、一大事に  
てい、呉々も御つゞしみあれと念頃にすたり、其後  
の朝の飯の午時、夕の飯の夜に入て、夫婦のものか  
はるゝいかにもまのびやかに持来りて喰せける  
が、汗もあくてわづらに盥の氣ばかりあり、斯くし  
て此家に二日居ひし、其窮屈めいわくあること  
中々言語に絶えたり、いつそあらはれぬがましきあり  
と亭主にかされば、成程あらはれぬは、御身のため  
にのよろしからん、かくまひやする我々のいかけ程つ  
よき御成敗にあいすをべくや測られぬ、何卒御勘忍

問はれずささと記載しあり、餘の書に秀家と救  
ひし、白樫村の五郎右衛門とあり、殊に五郎右衛  
門の秀家と見付能落人と思ひ槍にて突掛るやと  
あれど、全く虚説あり、三左の地名も亭主の名も  
明白に云はざりし、關ヶ原合戦以後未だ程遠か  
らぬ時故、憚る所ありての事と思はれたり、去ら  
ば此亭主とある、白樫村の五郎右衛門の事ある  
はかり難し、一説に秀家には三左と今一人黒田官  
十郎と云へるもの附添居る様に記しあれど、三  
左の語中に其人あさるゝと全く三左一人のみと思は  
れたり

三左衛門中納言殿に上り、いつまで此家にかく  
れ給ひしとて探明すまじく、いッそ大坂へ御供申便  
宜と求め薩摩へ落ち給ひ島津殿と御頼みあらば御心  
安かるべくと存いへども、只今のとせとせりきり(窮  
乏の意あり)いて路銀にさしつかへい、大坂御屋敷  
へ参りいは、都合あるべくと存い間、御状と遊され  
いへとて、四寸四方ばかりの紙に書せたまひしと編  
笠の緒によりませ、二日目に大坂へ着し、中納言殿  
御屋敷へ入り御臺所へ参りしに、さそが、大名の御  
臺所、人も多くおびたゞしき体あり、去れども御合  
戦の噂をぞる人の絶てあし、新参もの、我等あれ  
ば、別にあじみのものどてなく、誰と取次に頼まん

出知の決意を論ず

様もあし姑くの臺所の土間に立休らひ居りしが、別に咎むる人もあし、そろ／＼と上り奥の口へ参りしに、番人の居りしかば、其ものたのみ御局に御目にかゝりさく、呼出して給ひしへとせしに、程なく御局参られし故、笠の緒により合せし御状ととり出して見せしに、一目見ると其まゝ奥へはいりしが、やがて黄金二十五枚持出で渡されしとくびに掛け、夜通しに天津まではしりつゝ、此時内府様の大津の御城に御座され、先手衆の醍醐山科邊に陣取て居られ、大津の渡口にて是より出船に乗るべき歟、陸まはりて行かん歟と思案のうち、風と老へしに、是程の黄金さへあらば、之ともどでいかにある世渡りにてもあるべし、是より中納言殿御座所へ参ても、若し不慮の事にて亡せさせたまひさへ、まゐりても詮なき事とおもへば、前(一足後)二足、如何はせんと姑しためらひしが、又思ひかへし、外に手寄たまふものもあく、兎角新参ものゝ我等とたのみにおぼしめし、御無事にては、定めて今ごろの歸ると待たひておはし給はんに、たどへ不慮の事あるにもせよ、此まゝ振捨奉りて、天道もかそろし、一刻もはやく参りて御心と休めずさん、船に乗り怪我ありていと陸まはり急いで其日に参着しへば、中納言殿御無事にて我等が歸りのはやかりしに、

喜び給ひたり、扱亭主にいかくまひくれさる禮にて黄金二十枚とらせ、五枚の手前に持ち、翌日中納言殿と駄賃馬に乗せまらせ、編笠とふかくさせ、大津邊の軍勢みち／＼の中を通りませし、伏見の京橋にて河船に乗り、大坂へ着し、此にて西國下りの便船と求め、黄金一枚にて船とかりきり、此人とさつまへ御供無事に彼方へ御着しは、此人の御状ととりて戻りしへと船子に堅く約束いたし、別に黄金二枚の何歟の御用意にとて中納言殿へ御渡しすされど、生れながらの大名にては、黄金二枚のいづ程の用と足とも御存知のあかりさ、其後のひとへに中納言殿の薩摩へ落着せ給ひし便と待ち居りしに、十月下旬の頃船漸く戻り、中納言殿より無事に着させ給ひしとの御状と下されり、最早心遣の事あしと、頓て本多上野介方へ参り、備前中納言行衛殿御せんさくの由、某の中納言侍にて進藤三左衛門と中納言最期まで付従ひしものにて、此段上聞に達せられしと訴へしに、去らば證據あるべしとの御尋に、中納言最期の際まで肌身離さず所持仕浮田家名物鳥飼國次の脇指と、百姓取いて所持仕、仰付られしは、尋ね出さるべくとせしに、然らば尋よとて彦坂小刑部日向半兵衛

衛の兩人に仰付られ、三左案内にて膳吹山麓の在々所々三日ほど尋ねては、いかにもやぶれかゝりたる小家に女一人麻どうみ居りしに、其おごけの中に脇指の様あるものありし故、取て見れば國次あり、かかるとはばし難かりあり、女に亭主いと尋ねしへば、十日ばかり已前死去致せしと申し、小刑部半兵衛も其由聞届いて、三左とつれ大坂へもどり、脇差の内府様へ上り、三左の本多上野介に召預けられし、(未元)

受て、大隅國大隅郡牛根郷と云へる所にて秀家に家宅と與へたり、浮田家の諸士とも追々聞傳へて薩摩へ落来るもの數百人に及びしが、義久皆之と扶持し置れしとぞ、秀家世間と憚りて名を成元と改められど、差障ることありて休復と替へたり、(八丈島流謫以後の久福と稱せり)慶長六年秀家より島津忠恒に贈りし書に、  
今度の身上之儀奉願罷下之處無別儀御  
訴訟誠以忝次第申謝し殊に重疊御懇  
之段更に難申述い、猶以愚札可得御意處、  
却て如何と存延引背本意い、猶伊勢平左衛門尉  
殿(島津家老)申入い、恐惶謹言、  
六月九日 羽 少將様 休復 花押  
人々御中  
猶々我等名の事先度の成元と申しへども、さしあい御座して休復とかへすは、爲御心得如此い、以上、  
後洞生曰く、羽少將の島津忠恒の事にて、(後家久と改む義久の弟義弘の子あり)島津家の當時豊臣氏より羽柴の稱號と貰ひ居れり、猶徳川氏の時松平と稱せると一般あり、此時忠恒官左近衛權少將あると以て羽少將と稱せり、大隅の

とんく の 記 子 極 じ

地誌と聞るに、大隅郡牛根郷に秀家宅地の跡とて、山の下にて地形稍高く方一段ばかりの場所あり、うしろの方に、数株の大木鬱蒼と茂り、傍らに清泉湧出たり、土俗平野屋敷と云へり、云々、又土人の説に、二川村の海邊に浮津といへる小浦あり、此處も秀家潜居の場所ありと云ひ傳へり、浮津の浮田にて、此地のもの皆々トツと云へり云々とあり、

居りて頻りに其催促と被ふりしが、固より三成の必敗と看破せし故、家康方とあり伏見城に入り鳥居彦右衛門等と共に籠城せんと、家臣新納旅庵と使として彦右衛門方へ其旨と申込されども、彦右衛門承知せざりし故、是非なく三成の軍に従ひ、關ヶ原にて奮戦し、主従僅かに五十餘人に打ち寄せられ、猶も一方と切破りて大坂へ引上げ、人質に置きざりし妻子眷屬と引纏め船にて國に歸り、國內と警戒して軍備と修め、徳川家の討手と待ち居りしに、却て家康より種々と手と盡して和議と申込、慶長七年秋に至り鳥津忠恒大坂に上り家康に謁見して無事に局と結びたり、其後忠恒歸國の暇と告げ出立の際、兼て島津家の爲に和議と取扱ひし家康の家臣山口勘兵衛尉直友と云るものに就き、備前中納言儀關ヶ原敗北以後手前方へ逃下り、達ての頼みに黙止がく國のはしに押籠置ひしに、何卒貴所御取次と以て一命御助け下さる様御取次し頼入度と云ひけるに輕からざる事なれば、勘兵衛一分の了簡にも及びがく、猶も本多佐渡守に内談いさし、追て是より御左右に及ぶべしとて分れり、

わろろがさしきまきまのけし此所福め

山口勘兵衛の島津忠恒より浮田秀家助命の儀と頼られし故、本多佐渡守に相談し、佐渡より其段家康公の上聞に達しければ、公聞召給ひ、扱こそ先年中納言の侍進藤三左衛門と申もの中納言最期と見届しとて訴へ出し時、不審の廉もありされど、彼少忠義の志しと察し其儘差置しに、案に違はせ存命ありしり、窮鳥懐に入る時の獵人も猶殺さざとみや、義氣に強き島津さればかくまひ置て命乞致せし尤もの儀あれども、今度の一亂に大將と致せしものあれば、其儘に成がさし、兎に角秀家と呼上をべしとの仰かれ、勘兵衛より組下の與力和久甚兵衛尉と云へるものと薩摩へ下し、其旨斯くと告げられ、島津家にて是非に及ばせ途中警固として桂太郎兵衛に士卒と添へ、秀家と大坂へ送りしめり、其時島津忠恒より家康の信寵と得ざる相國寺の住職發長老に贈りし書に、

爲可頼存用恩書い處、彼使不應に令遠行い故相違いとも不存い、彼方(秀家と指と)連々何之子細も無御座い間、爲拙者雖非所氣遣申候、一度被相頼候條於御許容者可爲面目い、本多上州(上野介正純)山口勘兵衛尉殿へ申入い間、被仰談御入魂此時い、恐々謹言八月廿日 發長老衣鉢閣下 薩摩少將忠恒花押

今度備前中納言殿先月廿七日に伏見へ被成御着、拙者所へ御宿すい、御身上之儀別條無御座い、今月二日東へ御下にて、御落着之地の駿河國のとす所にて御座い、路次中の儀もゆるくと御下い様案内者へ申談い、御心安可被思召い、御身命之儀の別條無御座い間、貴老様御満足乍恐奉察い、御外聞御面目之程於拙者大慶不遇之存い、猶正興寺御下向い砌可申上い、條早々令言上い、恐惶謹言、九月二日 龍伯様、參人々御中、山口勘兵衛尉直友花押

今度休復身上之儀存知之外被成御赦免... 御事外聞實儀不過之恐悅無極... 爲可申上使者差上此言可然様に可預御拵

九月廿七日 山口勘兵衛尉殿

龍伯

初又進藤三左衛門の、さきに秀家死せりとて、訴出... 伊勢國一志郡下野村之内貳百五十三石五斗、南

百四拾四石壹斗、合五百石の事宛行訖、全可領... 進藤三左衛門尉の (未完)

浮田秀家の慶長八年より十年まで駿河久能に蟄居せ... 孫九郎(時に十五歳)次男小平次(八歳)とはじめ家來

手印倭

参りし八丈島へ参りさくと請ひ奉りしに、制禁かれ... 後淵生曰く、前田家よりの贈與の秀家の遠流せ

き、詮方あさに苦と織り、或の漁業といとあみて織... 是れは形状ありしが、斯に花房助兵衛職之とて、先

手印倭

との挨拶あると、職之承知せせ、御存知の通り極老の拙者にいへば、明日の儀ともはかりがたく、仰ぎ願くは早速御許容の旨承りたくと、老の一徹中々動くべき顔色あらざれば大炊頭も據なく、直様同列中へ相談に及ばれ、早速將軍の御旨伺ひ事ありければ、是より伊の御代官に托し、年々白米二十俵づつ贈ることありたり、是も大抵元和のとき官永はじめの事にてやありけん、(未完)

進藤三左衛門正次、慶長十七年七月四十九歳にて病死し、其の子正成も三左衛門と稱し、父が志を継ぎ秀家に音信絶えしことなく、進藤家文書に秀家より正成に贈りし慶長十七年の書簡あり、八月八日の御状當年五月朔日相届欣然之至、貴殿御堅固之由大慶存、將又米二十俵給ひ由、毎便の御情愉快之至更に難紙紙上は難風に付而拙其品相届不申心外此事に拙者永々浪居いへば朝夕の烟の心ばそ可有御察、増而近年の被災老病臥居、度々御音信難短毫、何とも難すいへども金子三兩可給、飯米令借用いかに遺しはで不協い間頼入存、恐々謹言

西六月朔日 久 福 花押

猶々去年返事進相届いや、萬々度いへども急い問不具、以上

後洞生曰く、進藤家傳並に或學者先生の考に、此書は三左衛門正次に贈りしものと考しあれども、書中の語と時代との合はざるより、予の以て正次の子正成に贈りしものと定めたり、即ち此書西六月とある是あり、關ヶ原合戦後の西年の慶長十四年と元和七年寛永十年あり、此書と正次時代のものとせば慶長十四年あれども、此頃秀家漸く三十八歳あれ、被災老病との語に適合せず、以て寛永十年とせん歟、其頃既に前田家を始め浮田由緒の大小名よりの、助力あり、僅々二三兩の金に窮して無心もあたまじ、されば此書の元和七年頃秀家の最も生計に困苦せし時代にして、正次の子正成に贈りしものさるや疑あかるべし、

元和、伊豆の御代官谷庄兵衛管内巡見として八丈島に赴きし時、秀家と招き鹿末ながら料理と饗應せしに、飯二盃喰ひ三盃目の飯と残りの食物と懐中より手拭取出して包みけると、庄兵衛見て不審に思ひ、其喰残と何と遊ばさるると尋ねければ、秀家ぞ様、當島にて中々斯様ある結構の食事のありがたく、宿に居り子供等にも給べさせ存じて持歸いとあり

るに、庄兵衛もそるに昔と思ひ出し、秀家が心中と察しやりて思は涙と流せしとぞ、秀家庄兵衛が饗應よろこび、堆朱の盆一枚贈りたり、此盆天下一に三枚からでいなき浮田家名物の一なりと、扱庄兵衛江戸へ歸り將軍秀忠公へ御目見の時、浮田八郎いまだ存命あるとの御尋に、庄兵衛島にての様子と委細言上し奉りければ、公も深く不びんに思召、浮田縁故の大名も数多あれど、此以後の勝手に見ざるものと見えたり、苦しからせ此以後の勝手に見繼還はせとの上意ありければ、是より縁故ある大小名も思ひく米金衣服の類と贈りし故、秀家の勿論子々孫々までも不足なく暮せしとぞ、

後洞生曰く、浮田秀家敗軍始末は是にて結尾せり、別に八丈島流人御赦免並死亡帳と云へるものと得られ、本編参考の爲めに秀家主従の分と抜萃せり、

慶長十一年丙午流罪 浮田中納言殿  
明暦元乙未十一月廿日病死 行年八十四  
慶安元戊子八月十八日死 御同人御子息  
同 孫九郎殿 同 五十八  
右同 同 小平次殿 同 五十九  
元和五乙未十月十七日死 浮田次兵衛  
寛永廿癸未六月十九日死 田口太郎右衛門  
右同

寺尾 久七  
田村 助六  
名字不知 半十郎  
御中間 彌助  
同 市若  
右同 次兵衛下人 才若  
寛永七庚午八月九日死 小平次乳母 あい  
右同 死年月不知 小下女 くら  
寛永三丙寅二月十八日死 右主従十三人上乘渡邊織部と申仁の由

後洞生曰く、浮田秀家への尙ほ女子一人ありて、伏見宮第十代眞清親王の御息所とありし由と記載せし書ありし故、皇統御系譜に據て之と按るに、眞清親王第一王子邦尙親王の母と大納言利家卿女とあり、實に前田利長の妹生む所、宇喜多秀家の女あり、秀家流罪の後北政所(關白秀吉の夫人杉原氏)の養女とあり、眞清親王に嫁せしと記しあり、(完了)

の陽均ゆふあよん極る

滋史餘録  
駿河大納言忠長卿事蹟  
德川忠長卿が、御父兄の勘氣と蒙りたる頼末の幕府に於て、所謂國惡と諱むの故ともて、故さら

これと隠秘されれば、現に其事に與りたる諸氏に於ても、憚りて深く事實を明かさざりき、されば當時人々、彼是と推測りて、ものせし書どもありて、彼の新井白石の藩翰譜も、猶當時流傳の説と參取せり、まして、世間に流布せる書ども、概ね虚誕の事のみあれば、茲に當時其事に與かりたる、諸氏の談話にかゝる、實説どもと參校して、掲ぐる事とのかしぬ、  
因に云、白石先生の藩翰譜、先生未だ文昭公(六代將軍家宣公)潜邸(甲府邸)に在し時編せし書あり、記事まゝ當時の流説と、採用せしものありて、一概に証とを難きと、既に史家の定論あり、  
忠長卿の、二代將軍秀忠公の次子にて、慶長十一年江戸城に生る、御母の御臺所淺井氏、(名)於江與君近江小谷城主淺井備前守長政の第三女、母の織田信長の妹にして、三女あり、長の豊臣太閤の側室淀君の次、京極宰相高次の室、其次の即ち秀忠の夫人あり、童名と國千代丸と稱し、後ち國松丸と更む、此時御兄の竹千代君、三代將軍家光三歳にあらせ給ひければ、御乳母春日局これと養育し奉りしが、御臺所の、萬づ嫉妬深くおはしければ、春日局の、年若くして容色あると、且の伯父信長と弑し、る、明智

光秀が臣齋藤伊豆守が所縁の者あるとて、常に悪くみ思しけるまゝ、遂に、御子の竹千代君とも、疎まされたまひ、殊に竹千代君の、物事大度に見えたまふのみあれど、此卿の、幼きより活達におはしければ、彌御寵愛限りなく、行々の天晴名大將と、おられたまはんとて、父公にも、竊に天下と、此卿に譲りたまはらうとの、思召もありし程に、只此卿のみ愛されたまへり、されば、近く奉仕せる人々も、竹千代君の、春日局の方におはしけるまゝに、御伽に參りても、不時の賜物とてのあきに、引かへて、此卿の、御臺所の方におはしければ、御伽の人々を、常に種々の賜物とありて、厚く御目とかけされたまひければ、我もくと、皆此卿の方にぞ參り任へたり、其中に土井利勝(大炊助後大炊頭)のみぞ、常に竹千代君にのみ、侍づきたり、春日局の、此事と世に口惜く思ひて、密に駿河ある御祖父(家康)の許に訴へて、遂に竹千代君の、世子と定まらせたまひたり、されば御臺所の、これと世に本意なき事と、思されされど、又とべき様もなければ、せめて大國と賜らんものと、常々思されたり、是ぞ此卿が、御身と滅ぶ基とのありぬ、  
此卿九歳の時、(一書に八歳とあり)城内蓮池にて、

獲らるると、問はせたまふに、まかくのよし答へ参らせければ、將軍家甚く怒らせたまひて、此城の大御所(家康)より我等に下されしと、我等又竹千代に譲るべき城あり、と、國松弟の身として、兄の城に鉄砲と放つと、以の外の曲事あり、今より其心得にて、行々の、如何なる事と仕出さん計り難しとて、食し上がられざる、鳥の肉と吐出したまひて、荒々敷、御座と立たせたまひしとあり、是より、御臺所も御心附せられて、此卿と戒しめたまひければ、此後いさる如き御舉動もなく、生長したまひ、元和三年御年十二にて、信州小諸城十萬石と賜り、同く四年に御元服ありて、從四位下、左近衛權少將に叙任したまひ、且甲斐國一圓と加へ賜り、同く六年に、參議に進み、同く九年に從三位、權中納言に陞、寛永二年、更に駿河遠江兩國と加賜りて、總て五十五萬石と領せられ、駿府に居城したまふ、又將軍家より、甲斐國谷村の城主、鳥居土佐守成次、其父彦右衛門尉元忠、關ヶ原の時、伏見城に於て、忠

死せし解目のものをかれとて、二万石と加増ありて、三万五千石とあり、朝倉筑後守宣正の、幼年の時より、まばらしく武功と屬まし、忠勤の者かれとて、一萬六千石と加増ありて、二万六千石とあり、遠州掛川の城と賜ひ、此二人と以て、此卿の家老とあされ、自餘の家臣に、皆將軍家麾下の次男三男を、その輩と、其家筋或は其人品によりて、夫々の役儀と授けて、附屬せられ、同く三年に、從二位、權大納言に陞したまふ、是より世に駿河大納言殿と、稱し參らせて、諸大名中、隨一の尊者と、榮えたまひければ、此卿の在國したまふ折に、江戸參勤の諸大名、上下に、必だ駿河に候して、御安否と伺ひ參らせ、さて御暇賜らざる間、何日も滞留しつゝ在るを、さながら、將軍家の如くありしかば、天に二日おしの謔を、語り合て、世の人、竊に眉とひそめたり、されど、卿に猶足らざらざら思召て、竊に此上の御加増も有らんと、待せたまひつれど、其後、さる事の御噂にかければ、遂に堪させたまはせ、密に大御所(秀忠元和九年職と家光に譲り西城に老して大御所と稱す)の許に、一通の申文と奉りける、されど、兎角の御沙汰なく、御暇賜りて、國に就せたまふ、卿は是より、何となく御心

歌を評す  
と容易に  
らす

常ならず、萬づ荒々敷、ふるまはせたまひ、遂に、  
近侍の士、又、扇女房などとも、手づから殺戮した  
まひ、猶も日を経て、彌々募らせたまふ、その中に  
小濱民部とて、度々の戰場に、忠功ありし者の次子  
にて、未だ幼少なる、三之助と申小性と、何の故も  
なきに、殺戮したまひし事、聞えければ、民部大に  
歎き、酒井雅樂頭忠世土井大炊頭利勝(二人共老中)  
まで、内々訴へ出でされば、頓て卿及び朝倉宣正と  
江戸に召れ、將軍家(家光)より、酒井土井の二人と  
以て、厚く其非を責めて、堅く後水と戒しめたまひ  
ければ、卿も大に恐れたまひて、只管に御誤りを、  
悔いさせられ、暫くの間、慚ませたまひしかど、い  
つしか再び御心狂わしく、荒々敷御舉動のみにて、  
剩へ、又も御手討の事ありしかば、此上にて、幕  
府の家老朝倉宣正と召して、大納言殿、又々斯る事  
ありと聞ゆ、汝何とて、御諫めども申さず、且、  
内々にても、聞え上げぬとありしに、宣正答て、素  
より臣の君に仕へまつるの、一命と既に奉りての事  
かれ、御心に違ひて、御手討あるも、是非に及ば  
ず、又某御諫申さるるにもあらず、唯甚く怒らせ  
たまふ時、強ちに諫め申さば、反りて御怒りと増のみ  
かれ、とかく御機嫌の折と伺ひ、徐に御諫めと申

さば、思召替へさせたまふからんと存ては、又此事  
聞え上げざるも、臣として、何ぞ其君の非と、公け  
に訴へ申べき、さばれ總て、某が誤りければ、此上  
の御檢使と賜はり、腹を切りて、罪を贖はんより、  
外には是と申すべければ、宣正が、其君のためには  
所、理りあれど、素と駿河殿の御家臣の、皆將軍家  
より、附けさせられざるをれば、一人ありとも、私  
しとして、殺戮したまふべきにあらざれば、家老  
二人の中に、鳥居成次、甲斐に在りて、彼地と守  
り、宣正の駿河に在りて、常に卿に昵近してあれ、  
爲ん方もあるべきに、等閑の罪輕からせとて、遂に  
將軍家より、大御所に事の始終と、詳らかに、仰  
せ上げられしり、大御所に、是まで人々秘し參  
らせて、駿河殿の御舉動、誰ありて聞え上げざりし  
り、始めて聞かせられ、御驚き大形あらざ、巨の御  
怒りも強く、先づ宣正と酒井阿波守忠行(武藏川越  
城主)の許に召預けられ、駿河殿にも、深く御愼み  
あるべきよしと、命せられ、頓て宣正に、切腹せし  
むべしとの御旨ありし (未完)

四(少輔忠盛)の  
下(小濱民部)の  
御(酒井雅樂頭)の  
正(酒井土井)の

得  
歌勤  
て

大輔忠刻に嫁と、かどと頼みたまひて、此事全く忠  
長の過ちにて、決して、宣正が知れる所あらねば、  
願はくは、御憤りを宥めさせられ、彼れと恩免し  
たまひかして、只管に請ひ奉りしかば、大御所にも  
漸々にして、聞召分けさせたまひ、さらば、宣正の、  
の如く、駿河に罷りて、國の仕置と沙汰をべし、忠  
長の、是より甲斐國に赴きて、万づと沙汰をべし  
此後の様と、能々見定めさらんに、又駿河國に、  
居らしむべしとの、嚴命ありて、上下僅に十二人に  
て、甲斐國に赴かせたまふ、是實に寛永八年二月廿  
八日の事あり、さて卿の江戸の邸に、家老鳥居成  
次が子、淡路守忠房として、卿の籠中(織田氏兵部  
大輔信良の女)と守らせられ又甲斐國より、諸國に  
通ざる口々に、新に關門と設けて、厳しく出で  
入る、旅人と改め、且卿の許に、三枝伊豆守守昌、  
屋代越中守秀正、天野傳右衛門景房、大久保將監忠  
尚等と、交るく遣はして、看護をさしめられ、  
自ら囚れ人の如くにて、物憂き月日と、送られた  
まへり

らせければ、遂に疎み、惡ませたまひて、宣正が、  
専横に舉動ふ由と、將軍家に聞え上げ、よりて宣  
正と、酒井忠行の許に、預けさせられざるより、宣  
正身に誤りなき由と、遂に聞え上げざるよりし  
て、卿の濫行ども、顯れざりかどあるの、當時流  
傳の下説と、録しるるにて、事實にあらざ、そ  
も朝倉宣正が、主君の罪と辨疏し、自ら身命と抛  
ちて、咎と引きとると、忠長卿が、其臣(宣正)の  
忠志と憐れみ、これが救護と叔父君等に、請ひ參  
らせ、自ら先非と懺悔し、甘んじて、認めを受け  
ざるとの、誠に君の臣と愛せると、臣の君と敬ふ  
と、其情誼の深厚あること、亦一大美談あり、こ  
れのみならず、忠長卿に左の一話あり  
保科正之主(肥後守會津松平の祖)の、實に臺徳公  
(秀忠)の御子かれども、御臺所の、御嫉妬と避け  
られて、信州高遠城主保科彈正忠正光の許に、  
母子とも御預ありて、遂に正光の養子とせしめた  
まふ、寛永三年、御臺所薨じたまひての後、始めて公  
正之主(幼名幸松)と召れて、御父子の御對顔あり、  
是より正之主の、表晴れて、御連枝御名乗合せの  
ため、忠長卿の許に、参りざるに、卿も大に、此  
度の事と、御悦びありて、手づから葵御紋の付

度(忠長卿)の  
御(保科正之主)の  
正(保科正之主)の  
御(保科正之主)の

貫之躬道の優劣

る、御服一重と、取出でたまひ、是れ我ら、昔御祖  
父権現(家康)より、賜りたるにて、常々秘藏し侍  
れど、此度の悦びに、其方も頓て、御紋御苗字も、  
御免あれかしと、其前祝のために、譲り與ふるお  
りとして、下し賜ひければ、正之主餘りの忝けあさに、  
感涙に咽びたりと、千歳の松(正之朝臣傳記にて  
會津松平家の記録)と題せる書に見えり  
是らに依りて、考ふれば、卿の決して、世に傳へ  
いふ如き、暴逆の君にあらざるの、いふまでもあ  
し、されば母公の格別に、御鍾愛あらせられしも、  
實に然るべき事あり、されども、幼きよりして、餘  
りに母公の御鍾愛、深かりし故に、生長たまひ  
ての、中々に御志望も、大にして、甲斐遠五十五  
萬石にて、猶未だ満足したまはせ、其上の御加増  
あぞ、ねざりたまひしが、頼に御聞入れのあきよ  
りして、御心の中、常に怏々として、遂に心疾  
に、罹りたまひ、折に觸れて、常からぬ、暴怒  
と發して、家臣と手及し、僅に不平と、洩したま  
ひしあり、是れ往々貴公子の上には、有勝の事あ  
れど、國郡と治めたまふ、御身の上には、素より  
有まじき事あれば、茲に隨に達たまひしぞ、是非  
あけれ

卿が、甲府に赴きたまひし後、ゆくりあくるも、大御  
所、御心地御からせ、殊に折々の、絶入たまふ計り  
に、御胸痛と發せられれば、侍醫典藥の人々、種  
種心と盡して、御藥を進め參らせしりと、只重らせ  
たまふのみあれば、諸人この何事ぞと、憂へ歎きけ  
る、そり此御病の本といふに、偏に、駿河殿の御事  
と、憂へさせたまひし故とぞ、聞えり、されば、  
かしこくも、大内よりも、驚思召て、いははりの  
御書あど、賜りされば、まして、諸大名以下、御  
様子と、伺ひ上ると、或の自ら江戸に到るもあり、  
或の使と馳て、伺ひ參らるるもありて、驛路のさ  
かり、江戸町々も、何となく、物聞はしく、又打ま  
めりて、只見る人毎に、眉をひそむばかりあり、頼て  
此事、甲府にも聞えければ、卿の殊に歎き思して、故  
らに、御使ともて、公に申さん、憚多しと、天海  
大僧正、及び金地院本光國師(崇傳)の許へ、御文と贈  
らせられ、大御所の、御様躰、誠に御心もとなく、思  
さるれば、責て、江戸の近くの地に罷りて、御機  
嫌と伺度と思せば、いかにもして、御免しあらん様  
執したまはれとの、御事あれば、二人も其切ある、思  
召と推し參らせて、速かに老中酒井、土井の二人に  
就きて、此由と執し、歎きければ、大御所の御怒り  
中々に解けさせたまはせ、曾て御免しあければ、老

中等も、爲ん方なくて、唯御煩ひ、御快氣に、赴か  
せたまひしまし、御心易く思されしへ、やがて吉左  
右や入いはんと、一時と彌縫して、御返事とすまし  
かど、大御所の御疾、日々に重らせたまふ御様子、  
御部に其隠れければ、卿の、酷くこれと、悲しませ  
たまひて、いかにもして、御免し蒙りて、親しく、御  
機嫌と、伺はんものと思して、重て天海、及び本光  
國師の許に、御使と走せて、細々と此事と、頼ませ  
たまひ、猶後々の爲めにもとて、左の御書文とも、贈  
らせたまへり、  
一今度我等儀煩故、召仕之者ども、むざと申付、  
重々罷違儀、至只今、迷惑迷惑と、何と  
も言解くべき詞もなしとの意あり、一仕し事  
一於向後、御年寄衆(老中)御指圖次第、萬事可仕  
事  
一右之心底、うろんに思召はば、せいし(誓詞)  
と以てありとも、可申上り條、御年寄衆へ、被  
仰談可給は、頼入存は  
十二月十六日 駿河大納言 忠長判

御免しあきのみあらせ、卿の御事と、聞え上ぐれば、  
大御所の御氣色、頼に變らせたまふ程あれば、反り  
て、御疾の障りとも、ありぬべきと、強ちに遠慮し  
て、誰ありて、執し申人もあかりしかば、卿の御心  
盡も、空しく成けるぞ是非あき、さて又將軍家の、大  
御所の御氣色、日々に重らせたまふに、つけても、卿  
の御事と歎き思して、大御所に、まかくの由と仰  
上げられて、何卒して、忠長の罪と、恩免ありて、御  
病牀の、傍らにも、侍らせて、人の子の道とも、盡  
くさせたまへかしと、只管に、歎かせたまひければ、  
大御所も、さめくと御落涙ありて、暫く、何の  
仰言も、あかりしが、頼て、御傍らある、函の中よ  
り、一通の文と、取出したまひ、これ見たまへとして、  
賜りければ、將軍家熟々御覽せられて、御涙とほら  
はらと、落させたまひ、此上り、とかく申上べき様  
もいはずと、泣々仰上げられり、此文の、先に忠  
長卿より、上りたるにて、何卒大國と、今一つ二つ  
も、仰付られなく、左もあくる、大坂の城と、御預  
け賜り度、若し此願にして、叶はせたまはせば、身  
も命も、何れせん、御一生の間、恨み奉る(し)と、書  
せざるあるべしと、此一事、阿部對馬守重次(此時  
の御小性組番頭後ち老中に進む)が、慶安四年、大猷

はに 忠長判



歌病の理窟

公(家光)薨去の日、殉死を請はるる時に、其僚友(老中)に語り出さる、話中にあり  
樂真子云、世に傳ふる老人覺書、其他の書に、忠  
長卿の、父公の御病氣と、聞かせられても、更ら  
に憂たまふ、氣色も亦く、遊獵と事とたまひ、あ  
どあるの、例の流傳の下説のみ、さるにても、斯  
くばかり、歎き悲みたまひて、今御年寄衆、指  
圖次第に、任るべしとまで、先非と全く悔ひ、た  
まひしと、老中の人々、唯父公の、御疾の障りあ  
る、遠慮して、執しすさぬこそ、遺憾あれ、是  
時、いかにもまさらんに、卿も大逆の惡名と、執  
られまじきに、彼の酒井忠世、土井利勝を、い  
へる、名臣の處置として、甚しき不手際あり、是  
故に、或、此人々の、讒もあらんと、疑はるる  
も、亦以て、自ら執れる所あり(未完)

これより後の、誰ありて、卿の御事と、大御所に、  
歎き訴ふる人もあければ、卿の朝暮悲歎に、沈ませ  
たまひて、終に、この偏に讒佞の者の、言傾ぶく  
るにより、斯の成行くらんと、世とかこち、人と  
恨み、彌御心僻ませられり、  
翌九年正月、大御所、遂に薨去したまひければ、世  
の中、擧て打まめり、高話をもそる人なく、殊に將  
軍家の、御年漸く二十九に、わたらせたまひ、世の  
未だ戰國の餘波とて、人々の心、動ともされば、騒  
ぎ立つらん、虞もあれ、上下ともに、何事にも聞耳  
立る、情況あるに、斯の時の習ひとて、種々の流説  
ども行はれて、何れと實何れと虚との、わいだめも  
あけれど、人々かたみに私語あひける、其中に加賀  
中納言利常卿の、大御所御病中の折、既に内々、謀  
叛の企てありと、聞えければ、利常卿が、大御所の  
御疾、心元おしとて、江戸に至りたるが、幕府の  
登城と免ざりしかば、彼卿の家老、横山々城守康  
玄、酒井雅樂頭忠世の許に、詣り、この全く、世尚  
の流説ある由と、言解て事濟するに、こさびの、將  
軍家、土井大炊頭利勝と、悪くませたまひ、折と以  
て、誅したまはんと、思させたまへりと、噤し合り  
しが、やがて、利勝、内々謀叛と企て、諸大名と語  
らふ由と、噤し合ひければ、利勝も、何となく世と  
憚る有様にて、窃かに、其言の原と探り居るに、  
此年の四月十日に、御花昌番室賀源十郎正俊の許に、  
一人の士、白木の狀函と携へ來り、足早に出行さけ  
れば、正俊が家人、これと引留めて、何方よりの使  
どと、尋ねるに、何方とも知らず、唯一人に頼ま  
れ、持來れるありと答へしと、さらば、請取るべ

定家卿父子の優劣

さ様おしとて、返し與へり、其後、代官井上新  
左衛門が、門外の駒寄に、彼狀函と、結び付けて、  
ありしかば、新左衛門取上げて、披き見るに、土井  
利勝が勸めによりて、謀叛と企つる由にて、宛所も  
あければ、差出せる主もなき、回章あれば、この捨  
置難しと、頼て酒井忠世の許に、持行き、事の様と  
訴へされど、何もの所爲とも、知れざりければ、之  
より厳しく、其本と探り索められしに、室賀正俊の  
許に、まかすの事ありしと、聞えければ、さらば  
それ捕らへよと、彼方此方と、尋ねられしに、加藤  
豊後守光正(肥後熊本城主肥後守忠廣の子にて清正  
の孫あり)が家人ありしかば、忽ちに、擲め捕りて、  
さて光正が父忠廣の、熊本に在國せるとも、頼に江  
戸に召し上せて、種々に、御尋ね有しかど、この全く  
光正が、世の人々と驚かさんための、戯れ事ありしか  
ば、忠廣父子の、重き罪蒙りて、肥後の國と覆はれ、  
忠廣の出羽に、光正の飛驒に、配流せられぬ、さて、  
彼の回章に、光正の外、何人の判形もなきに、淺  
問しくも、忠長卿の御判形ありしかば、將軍家大に  
驚き、且の歎かせたまひて、熟考させたまへば、卿  
が隨一の家老、鳥居淡路守成次、さいつ頃身まかりて

ければ、さての守り參らざる、人もなきまゝに、斯る  
僻事とも、おしたまはめ、されど、此事荒立てあり、  
悪しかりかんとて、内藤伊賀守忠重牧野内匠信成よ  
井上筑後守政重の三人と、卿の御許へ御使とし、朝  
倉宣正とも、甲府に招き、さて仰と傳へける様、甲府  
府の地、江戸にも遠く、且御病氣の保養に付け  
ても、萬づ自由悪しければ、これより安藤右京進重  
長が居城、上州高崎に移りて、心靜に、御養生ある  
べしとの、御旨ありしと、卿の敬しみて、御受と  
すさせたまひ、頼て高崎へぞ赴かせたまふ、御心の  
中こそ、痛ましけれ、こたびの、分けて、御谷の事  
あれば、従ひまつる人として、僅に永井主膳矢部八  
左衛門椿井權之助の外に、小性四人のみにて、其  
の他の、御鍵一本、この御祖父大權現(家康)より、  
賜はりたるありと、きこも、又常々愛させたまふあ  
る、勝山といふ、御馬のみぞ牽かれり、朝倉宣正  
も、今君臣の、御名残りさればとて、様々に、御使  
の人々に、請ひ願ひて、漸々に、免しと得て、武藏  
の府中まで、御駕に、従ひ奉り、其所にて、泣々  
御暇と、賜りて、江戸に入りぬ、  
樂真子曰く、忠長卿が、曩きに、天海僧正等の許

松枝文基  
代

に、贈らせたまひし、御誓文と、大御所御存生の  
中に、御目に掛らんには、流石に御父子の情  
れ、何と、思召替させ、たまひしからんに、老  
中の人々の、唯強ちに、遠慮しるがため、卿の  
御心盡しも、あざとあり、遂に、此大科と、犯  
させたまひしぞ、口惜しけれ、又朝倉宣正が、府  
中にて、泣々、御暇申せし、折に、君も、臣も、  
御心の中、いかにかりかりけん、書の上にてさへ、推  
測られて、泣ばかりあり、  
(未完)

さて又幕府の、永井信濃守尙政、松平右衛門大夫正  
綱、松平大膳亮忠重、北條出羽守氏重等と駿河、遠  
江に、青山大藏少輔幸成、水野監物忠善等と、甲斐  
に遣はして、卿の御領地と収公せられ、家老朝倉宣  
正と、大和郡山に、鳥居淡路守成信と、出羽山形に、  
奥津河内守某と、陸奥津輕に、其他所役ある輩、二  
十人と合せて、配流せられ、自餘の家臣の中、將軍  
家より、附屬せられし輩、悉く武藏、相摸、伊豆  
の内に移して、逼塞せしめ、以下の下輩、總て追  
放されり、又卿の策中織田氏と、竹橋内の御殿に、  
移しまるらせ、御貲料として、二千俵と、附けられ  
けり、(明年、卿の御事ありし後御落髮ありて、松光  
院殿と、稱せられ、元禄四年九月、七十八歳にて、

の事ありしからんと、尋ねられしに、忠之、そのい  
と過ぎ去りたる事にては、忠長卿、未だ駿河に、御  
座おされし時、忠之も、並々の如く、卿の御許に候  
して、御安否と伺ひ上げざる折、殊に御懇ろに、優  
待させたまひ、種々の仰せども、ありし中に、今に  
もあれ、世のいかに、成るん時、忠長も、何條  
斯くて在るべき、忠長が大事あらん時に、其方と  
こそ、偏に、頼み思ひありと、承りて、其時、忠之  
御受に、君に、正さしき、將軍家の御連枝に、  
わたらせたまへ、警御大事あらざとも、いかに、  
疎略に存じすべき、さると、忠之が如きも、人らし  
くも、思されさまで、かゝる仰せ、蒙りし上、  
何條違背すべきとすて、さて熟々、考へ見しへ、  
今にもあれ、心得違の者もありて、世と亂さんか  
ど、巧みはんに、駿河殿の、將軍家の、御連枝に  
て、わさらせらるれば、必此君と、危ぶめ申べか  
らん、若し事もいは、大権現(家康)以来の、  
御恩報じに、忠之が、力らの續かん程、此君と守  
護し、参らそべしと、さてこそ、家人共も、常々、將  
軍家の御事、事新らしく、申そに及ばせ、駿河殿  
に、正しき御連枝にましまし上、まかくの仰

薨せられり、又朝倉宣正の、程なく、配所に於て、  
死せしかど、其子民部幸正、及び鳥居成信、以下の  
人々の、寛永十三年に至り、盡く思免ありて、召返さ  
れり、さて卿の、頼て高崎に、着かせたまひけれ  
ば、城主重長、何れとなく、厚く接待参らせて、主  
君の如く、敬ひ奉りければ、卿も物憂さ中にも、少  
し、御心もがせたまふ、ふしもありけれ  
し、御心もがせたまふ、去つ頃  
此時、筑前福岡城主、黒田右衛門佐忠之、去つ頃  
より、其家老栗山大膳利安と、不快にありて、常に  
相闘ぎけるが、忠之、遂に利安と、書せんと、せられ  
ければ、利安、密かに、忠之の許と奔り、頼て江戸に  
出て、主人の事と、悪しざまに、取捨へて、公けに  
訴へ上ければ、幕府の、其事と危ぶみて、直に、忠  
之と、國より召され、さて利安が訴状の旨に依て、尋  
問せらるる事、度重りぬ、其中に、忠之、内々忠長  
卿の御謀叛に、與みしる由、認めありしう、此  
事如何にと、尋問せらるるに、忠之、一向存じ  
申さざる由と、すてければ、又利安と召して、何と  
て、虚言と訴へしぞと、ありしに、利安、其事の、忠  
之の先きに、駿河殿より、御大事あらん時、必此頼  
すべし由の、仰せ承りたりと、自らすせしありと  
聞之上げり、さてんとて、忠之召して、まかく

も、蒙りてければ、努々疎略に存せざれと、示し置  
きさるにては、申しさか、忠之が申所、尤も理  
りにあれど、忠長卿が、事もあき日に、御大事の  
時に、頼み思ひとの、仰こそ、不審しけれ、扱ひ、  
兼てより、内々思召立もありして、折と待させ、  
たまへばこそ、先きに、加藤光正が手より、出さる  
回章に、御判形と、据ゑさせ給ひしからんと、老  
中以下の人々、只あされに、あされて、此上にとて、  
事の由と、逐一に、將軍家に、聞え上げ、参らせけ  
れば、將軍家、此由と、聞召したまひ、いと思煩は  
らせたまへる、御氣色にて、暫く、何の御沙汰も  
あかりけり、この寛永十年十月の事あり、(未完)

正誤 前號に鳥居淡路守成次とあるは土佐守の誤  
りあり  
將軍家の、忠長卿が、是までの御舉動と、聞かせた  
まふ毎に、皆重き公けの、御掟と、背かせたまふ、  
事のみあれ、御連枝の故と以て、此儘に、宥め置  
れんに、將軍家こそ、御連枝のために、公けの  
御掟とも、枉げさせられりやと、下々に言罵られ  
んに、此末何に依りて、諸大名以下と、取締た  
まふべき、殊に、御代始にもあれ、御痛はしく  
の、思したまへど、天下のために、替へ難しと、  
漸々思召切らせられて、密に御側御用人阿部對馬守

物 枝 如 の 心 事 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

以上

丈夫の氣象

古歌の場  
す 地界を議定

重次と、召て、其方が一命と、唯今予に得させよ  
と、仰有しかば、重次畏りて、その始より、君に奉  
りたるにて、いへば、今更別の仰にも、及びいはず  
と、聞え上げられ、將軍家、さらば、是より高崎  
に罷りて、忠長に腹切らせよと、仰有しにぞ、重次  
大に驚き、様々に、卿の御事と、歎き申せしかば、  
將軍家、只御涙にくれさせ、たまひしが、頓て傍ら  
ある、函の中より、一通の文と、取出たまひ、先こ  
れと見よと、仰られ、さて思召の程と、細々と仰ら  
れければ、重次も、どかくの詞もかく、泣々御請す  
上げぬ、此文の、先に忠長卿の、大御所に上りしと、  
大御所より賜はらせざるあり、夫より重次、急ぎ  
高崎に参りて、城主安藤重長に、仰の旨と傳へける  
に、重長承はりて、某其許と、疑ひやに、いはず  
と、卿の、正しき御連枝の、御事なれば、唯今にも、  
將軍家、思召替へさせ、たまふ問敷にもいはず、若  
さる時に、臍とかむとも、及ぶべからず、但恐多  
き御事なれば、將軍家の御墨付と、賜りたらんに、  
又爲ん方もいはずと、すければ、重次實に尤もに  
とて、直ちに江戸に還り、將軍家に、重長少す所、  
具さに聞え上げ奉れば、さらばとて、御墨付と下  
したまへば、重次、再び高崎に急ぎ着きて、重長に賜  
りければ、重長敬みて拜見し奉り、天下の御主と、

一人に、銚子と直せと、仰せられける程に、二人  
の、勝手に罷り、暫して銚子着と、持出でければ、  
卿のいはず、白き御服と、打被させ、俯伏に、臥せ  
たまひしが、其御衣の、朱に染みて見えければ、驚  
き騒ぎて、人々に、斯と告れば、重長馳せ参り、御  
様子と見奉るに、卿の下に、白き御服上に、黒  
の御紋服と、召されざるが、自ら、短刀と以て、御  
頸の半ばと、突貫き、白き御服と、被がせられ、前  
に俯伏して、言切れたまふ、是實に、寛永十年十二  
月六日あり、時に御年二十八にぞ、成せたまふ、さ  
て、重長急ぎ、使と江戸に馳せて、斯と聞え上げら  
れば、將軍家、急ぎ老中阿部豊後守忠秋と遣はされ、  
御様子と檢せしめ、又傳通院隨波とも、遣はされて、  
御吊の事と、執行はしめ、白銀三百枚と、下行ま  
まひければ、重長萬づと奉行し、高崎の大信寺に、  
葬り奉り、御法號と、峯巖院殿前亞相晴徹曉雲大  
居士、と奉りける、其日卿の、小性本多彌左衛門正暉  
一人ぞ、腹切りて、供奉し参らせける、その是まで  
従ひ奉れる、人々の中にも、分けて、御目と掛さ  
せたまひし、故とぞ聞えけり、  
樂真子曰く、土井利勝が、忠長卿が、未だ稚き御  
頃よりして、後々の御兄將軍家の、仇とやありた

からせたまふ程、世に、物憂きもの、いはずと、聲  
と擧て、泣悲しみ、御受と申しければ、重次も、涙  
ながらに、江戸に歸りて、此由と聞え上げざる、此  
事も、重次が慶安四年殉死と請ひける時、僚友(老  
中)に、語り出さる話中にあり、是時、重長の弟四  
郎左衛門重勝も、兄の仕方心元おしとて、御暇と賜  
り、高崎に至りけるが、重長素より老實の人ありけ  
れば、更に周章さる、様子もかく、頓て、卿が御座  
所の、椽近くに、軒と等しく、高々と板もて圍みさ  
り、卿のこれと御覽じて、あれ何事ぞと、仰せら  
れしに、重長が家人畏りて、江戸より阿部對馬守、  
御使に参りていさ、上意の由にて、斯の仕いと、聞  
え上げられ、打点頭せたまひ、何の仰もかく、奥  
に入らせられさる、斯て二日計り程の、卿の御座  
所に在して、親から、書簡又の反故様のもの、取出  
てたまひて、恐く火に入れ、火に入れしめ給ひ、  
頓て其事果てたまひ、日も漸々昏れけるに、今宵の  
更に用儀もかけられとて、御暇賜りけるまゝ、各々  
かのさきに、引退きて、御前に、唯小童二人  
ぞ侍りけるが、卿の御酒持参れと、仰ければ、頓て  
持出て、薦め参らせしるに、快く召上られ、さて一  
人の童に、何ぞ、今一種御肴、持來れと仰られ、又

まはらんと、想ひ測りて、常々卿の御事に、か  
にかくと、目と属し居るに、果て、己が身の、  
明しと立んため、遂に、斯る、御最期とも、あ  
し参らせたらんかと、思はるふしもあれど、利勝  
の、大權現以來、忠勤の人にして、特に、大御所  
(秀忠)の、御旨に叶ひ、御代と、將軍家に、譲り  
たまひし折に、天下に、利勝とも添て、譲ると  
の、仰有し程の人なれば、いかで、さる卑劣隠險  
ある、行ひ有るべきや、又世に傳ふる、俗書に、  
卿の御子に、長七郎てふ人あり、又本多上野介正  
純が、卿と、世に立て参らせんために、宇都宮城  
に、吊天井と、結構せしきとあるの、皆跡形もあ  
ら、虚説にて、卿に、御子一人もあはさざ、又  
正純が滅亡の、既に十二年前、元和八年の事にて、  
卿に、一向係り合のあき事あり、その他日と以  
て、正純が始末と、記載せべし、  
(完)

天一方の實説

徳川八代將軍吉宗公の時、修驗改行と云ふもの將を  
軍の落胤と偽り、糊口に窮せし瘦浪人と抱へこみ、

無名

の

一、片の額を書き改むむと八十九次

世の慾張連と瞞着して財寶と詐取しりし、何れの世にも絶えぬ詐偽師にて、さまで異とすべき事ならず、只公方様と聞さへ恐れ畏みし威權ある將軍の名と騙りし、如何にも大膽なる所爲と云ふまでの事ありしが、時代の推遷るまゝに、天一坊の事蹟に次第に大袈裟とあり、所謂針小と棒大に云ひふらし、終に天一坊の大臣以上からでる能はざる色綱代興に乗て市中と往來しりし、又將軍吉宗公の請見とも許されんとせし、江戸町奉行の大岡越前守忠相が其奸惡と看破し、水戸侯に請ひ御對面と延期せしめ、其中に天一坊少身元と取れせし杯、跡形もなき事までも附會して以て大岡政談中の最も有名なる事實とあそび至れり、畢竟皆講談師等が宛も事實らしく喋々と敲き出したる虚説偽説あれども、今日とありて世人或ひ以て實に此事ありと思はん、好全く講談師等が牽強附會の説とあしるるにせよ、天一坊一件の大岡越前守が主任にて獄と斷じりしと何人も信じて疑はざるべし、然るに天一坊の居住せし品川宿にて、江戸町奉行支配外の地あり、故に之を召捕し其地を支配せし關東郡代伊奈半左衛門忠達にて、吟味落着まで評定所一座の掛ありとまでにて、讀者諸君も了解し給はざる所

あらん、抑も此一件の大岡越前守が専任すべきものからざる理由と述んに、凡そ徳川氏の制規に寺社勘定江戸町の三奉行とも各支配下の民刑訴訟裁判の、所犯の輕重に關らざるも事の公邊に關係するもの自分手限の裁判ありがごとく、總て五手掛と稱し、右三奉行と大目付御目付の二役を加へて組織せし評定所一座の裁判に屬せし、天一坊の如き關東郡代の手には捕はるるも、其の身修驗者あれば通例寺社奉行の手に歸せざる罪人あるも、將軍の落胤と偽りし坏事公邊に關するを以て、評定所一座の吟味裁判に移されり、假令天一坊江戸町奉行管内の地に居住して其手に捕へらるるも、右の制規より推せば町奉行獨任にて吟味すべし資格のものからざる、然るに天一坊の大岡越前守獨之と擔當して吟味せりといひ、るく徳川氏の制度慣例とも知らざるもの説にして、此一事を以て偽作たる證據の分明あり、  
●本場第二節 六右に云へる如くあれ、餘り面白均三十三回九十九、世の偽説と信ざるもの多く、終に二番第二節、世の偽説と信ざるもの多く、終に十二月期三十四回と恐れ、此に當時見聞の實録及十三年の端緒の、享保十四年三月五日の事、とかや浪人本多儀左衛門(擊劍家の由)關東御郡代

恒 聖 和 免 小 和 聖

武ある者も亦た又あり

伊奈半左衛門の屋敷に來り、當御支配内の儀に付御用役衆へ御意得とくと申出、半左衛門用人遠山郡大夫面會の處、儀左衛門申様、下品川宿秋葉山伏赤川大膳方に居られし源氏坊天一と申す、當上様(吉宗公)の御落胤にて、大納言様(吉宗公長子家重)御兄の由、内々の日光御門主(上野の宮)まで子細申上られ、既に上聞にも達し、御内々一萬俵づきの御合力米下し置くに由申弘め、浪人共多分御抱入に付、我等も目見いたし奉公相望ひていと申勸るものあり、右源氏坊の全く左様の御方にては、御支配内の儀に付此段内々御様子承度との儀あり、郡大夫聞て大に驚き、開い怪しからぬ次第あり、支配内に左様の疑しきもの罷在事是れ少しも存せざり、貴殿御咄にて初めて承りし、最早其まゝに拾置がごとく早速吟味と遂ぐべく、御迷惑がら其許と勸めざるものも其許も掛合にては、名前書出とべく、左様御心得あるべしとす、儀左衛門仰天おして早々歸りたり、郡大夫の直に此事と主人半左衛門(申聞)早速品川宿名主年寄と呼出して吟味に及びし處、成程去年以來大膳方に富貴ある山伏居へども、大納

山門を張せり、  
高泉本老書改るる二十  
あつ彼山中あつていふに  
武將をとおせりと  
和歌浦邊を臺塔  
風流をなされたり又  
道子も大石も大書して文

一片の額を  
書き改む  
八十五次

世の悠張連と瞞着して財寶と詐取しさりし、何れの世にも絶えぬ詐偽師にて、さまで異とすべき事ならず、只公方様と聞さへ恐れ畏みし威權ある將軍の名と騙りし、如何にも大膽なる所爲と云ふまでの事ありしが、時代の推遷るまゝに、天一坊の事蹟、次第に大袈裟とあり、所謂針小と棒大に云ひふらし、終に天一坊の大臣以上からでり乗る能はざる銚色網代輿に乗て市中と往來しさりたり、又將軍吉宗公の謁見とも許されんとせし、江戶町奉行の大岡越前守忠相其奸惡と看破し、天一坊に水戸侯に請ひ御對面と延期せしめ、其中に天一坊が身元と取れせし杯、跡形もなき事までも附會して以て大岡政談中の最も有名なる事實とあそびに至れり、畢竟皆講談師等が宛も事實らしく喋々と敲き出したる虚説偽説あれども、今日とありて世人或は以て實に此事ありと思はん、好全く講談師等が牽強附會の説とあしするにせよ、天一坊一件の大岡越前守が主任にて獄と斷じさりとの何人も信じて疑はざるべし、然るに天一坊の居住せし品川宿にて、江戶町奉行支配外の地あり、故に之を召捕し其地を支配せし關東郡代伊奈半左衛門忠達にて、吟味落着まで評定所一座の掛ありとまでにて、讀者諸君も了解し給はざる所

あらん、抑も此一件の大岡越前守が専任すべきものからざる理由と述んに、凡そ徳川氏の制規に寺社勘定江戶町の三奉行とも各支配下の民刑訴訟裁判、所犯の輕重に關らざるも事の公邊に關係するもの自分手限の裁判ありがごとく、總て五手掛と稱し、右三奉行と大目付御目付の二役を加へて組織せし評定所一座の裁判に屬せし、天一坊の如き關東郡代の手には捕はるるも、其の身修驗者されば通例寺社奉行の手に歸せべき罪人あるも、將軍の落胤と偽りし杯事公邊に關せると以て、評定所一座の吟味裁判に移されり、假令天一坊江戶町奉行管内の地に居住して其手に捕へら言様御兄との制規より推せば町奉行獨任にて吟味御訴もものあらざ、然るに天一坊の大岡其故御訴もものあらざ、然るに天一坊の大岡事御用の子細を擔當して吟味せりとい、るく逃げざる様心付、偽作たる證據の分明あり、品川宿へ出で偽作たる證據の分明あり、天一坊の事蹟の右に云へる如くあれ、餘り面白からざと雖も、世の偽説と信ぜるもの多く、終に眞事蹟と失はんと恐れ、此に當時見聞の實録及び裁判宣告文等と抄出して、是が實説と掲げぬ、天一坊惡事露頭の端緒、享保十四年三月五日の事とかや浪人本多儀左衛門(關東郡代)

恒 聖 和 免 小 和 聖

武ある者  
亦た又あり

伊奈半左衛門の屋敷に來り、當御支配内の儀に付御用役衆へ御意得々と申出、半左衛門用人遠山郡大夫面會の處、儀左衛門申様、下品川宿秋葉山伏赤川大膳方に居られは源氏坊天一と申す、當上様(吉宗公)の御落胤にて、大納言様(吉宗公長子家重)御兄の由、内々日光御門主(上野の宮)まで子細申上られ、既に上聞にも達し、御内々一萬俵づの御合力米下し置るゝ由申す、浪人共多分御抱人に付、我等も目見いたし奉公相望ひていと申勸るものあり、右源氏坊の全く左様の御方にては、御支配内の儀に付此段内々御様子承度との儀あり、郡大夫聞て大に驚き、開け怪しからぬ次第あり、支配内に左様の疑しきもの罷在事是まで少しも存せざし、貴殿御咄にて初めて承りし、最早其まゝに拾置がごとく早速吟味と遂ぐべく、御迷惑がら其許と勸めざるものも其許も掛合にては、名前書出とせ、左様御心得あるべしと申すに、儀左衛門仰天かして早々歸りたり、郡大夫の直に此事と主人半左衛門(申聞、早速品川宿名主年寄と呼出して吟味に及びし處、成程去年以來大膳方に富貴ある山伏居へども、大納

山門を張せり、  
高泉本末書あるを八十  
のそ被山中みていそふに  
武將をとおせりと  
和歌浦邊を登塔  
風流をなされたり又  
道子も大石も大書して文

杏壇古昔の  
質疑

字を彫符ら初ら朝鮮の李梅溪の書あり又和  
浦の向ふたる管の鳴も石面法あり李梅溪の書  
を彫符ら初ら風流の事なり漢子名言死大將ハ  
文事も疎く武事も七

一唐公もて諸國を治るるの孔夫子の像杏壇の國多  
起る侍立の身子十人あり東涯の流る十哲子曾子  
有子子張子羔子か記なる人うと云き一と云  
去此也江小川村菴村書院所藏の杏壇の圖を  
見し小川十哲人あり李梅溪の書ありと云ひ侍

神無月の説

ふ即記の書 又藤村書院蔵  
又さふ中候子も中候ふ 留  
是物ハ何れもの物と云ふ  
しつ是なり 及まや  
一奉邦の儀十月を神無  
の月説有るも中候事法  
是しと云ふ者も奉邦儀  
神津を黄鐘律に用て  
律ハ上無律と云ふ是なり

淡史餘録  
天一坊の實説 (續)

後 洞 生

遠山郡大夫品川宿山伏常樂院方に赴き(常樂院の  
前回の赤川大膳と同一人あり)源氏坊天一と云へる  
もの住居致とやと尋ねければ、手前屋敷の裏に住居  
罷在と答へたり、即ち常樂院と案内に天一居宅に至  
り見れば、中々に構造も美し、室内に設置せし諸  
道具類は皆花葵の蒔繪散にして、座敷の上手に  
一段高く上げ疊をかし、何様將軍家の御由緒にても  
あるべく思はれたり、程なく天一白紗綾の小袖に白  
無垢と重ね着用して出けり、郡大夫慰慰に口上を演  
べ、主人半左衛門儀御尋ね度子細あり御同道致を  
べき様にや付し、其儘御越成さるべくと申せに、天一  
聊々躊躇の氣色もかく、畏りいと傍ある大小刀と  
も渡したり、郡大夫天一と駕籠に乗せ常樂院とも共  
共召連て屋敷へ歸りければ、半左衛門早速對面させ  
しが、最初の程に將軍家御落胤の虚實も分明からざ  
りし故、言葉遣も待遇も丁寧に、一室にて密々の取  
調あり、常樂院とはじめ關係の諸浪人共とも召出し  
て一應訊問に及びし所、全く詐偽ありとの見込あり

一語茅塞を  
閑く

手弄珠子の妙

て、遂に評定所一座吟味とあり、夫々取糺せし所、  
此天一の母ハ紀州田邊のものにて、(或ハ若狹とも云  
へり)名トよまと稱し、紀州侯家中某方に奉公中、  
主人の寵を受けて妊娠あり、若干の手當金と貰ひ郷  
里に歸りし後男の子を生み落し、是則ち天一に  
て、幼名ト半之助と稱し、四歳の時母諸共叔父  
の徳隠と云へるもの、江戸橋場總泉寺末某寺の住職  
よりしと手寄りて出府あり、其世話にて母子共に淺  
草藏前町人半兵衛方へ縁付し、天一十歳の時母病  
死あり、其嗣養父半兵衛も身代取績がたき事ありて  
家とたみ、天一ハ徳隠の弟子とあり、自分ハ何所  
ともなく廻國六部と成て出たり、叔母の存生中常に  
天一への物語に、其方ハ元來下賤の身の上からん、歴  
歴由緒あるものハ聞かれ、何卒して武家に取立  
くと申聞け、由緒書もありて叔父徳隠の預り居たり  
しが、享保六年火災に逢うて焼失せり、其由緒書の  
中に源氏とありしより、徳隠取て源氏坊天一と名乗  
しめけるとぞ、然るに徳隠ハ享保十二年病死せし故、  
天一傳手と求めて修験院の弟子とありたり、天  
一幼年の時より酒と嗜み酒癖ありし故、叔父徳隠  
存生中ハ堅く戒めて飲せざりしが、死去の後頭の  
押へ手あさより常に大酒と飲み、我々由緒の歴々

ると誇り散らして亂妨に及ぶこと度々ありければ、  
堯仙院も幾んど持餘し、寺社奉行へ召連出で懲戒と  
請ひたりしに、酒狂の上なれば能々意見と加へよと  
までにて差さる咎めもあかりければ、天一彌増長あ  
し、畢竟我々身分の歴々ある故公儀にて御答あし  
と猶も大言と吐て更に慎む様子あければ堯仙院も捨  
置がたく、孫弟子の品川常樂院に仔細と云ひて預け  
たりしが、此常樂院中々の横着ものにて、天一ハ紀  
州にて生れ由緒ありと云ふと奇貨として悪計と廻ら  
し、終に將軍吉宗公紀州潜邸の時の御落胤ありと偽

り、内々ハ日光御門主より上聞に達せられ既に一  
儀づの御合力米とも下され、追付表向の御對面御  
披露もありて御三家同様の大名にも御取立成さるべ  
き御内意ありたり杯と觸廻りて、金銀と借入又ハ諸  
浪人とも抱へて、夫々の役向とも定めたり、即ち  
常樂院ハ自ら家老とあり、赤川大膳と稱し、其他  
部權太夫本多源右衛門の兩人と用人とあり、或ハ  
頭旗奉行槍大將又ハ大目付町奉行勘定奉行小納戸役  
近習使番杯種々役々付しもの數十人に及び、次  
第に世間へも聞え、終に浪人本多儀右衛門の口より  
洩れて悪事露顯に及び、一同逮捕せられて刑に處せ

られさり、享保十四年の幕府御沙汰書に記載せし宣  
告文に、  
四月廿一日於評定所申渡之覺  
天一坊 改行

偽の儀どもと申立浪人共と集め、公儀と不憚不屈  
に付死罪の上獄門に行ふもの也、  
常樂院  
改行申旨に任せ浪人共集儀其分に仕、改行宿  
と仕、所の役人へも不屈重々不屈に付遠島付  
るもの也、

本 多源左衛門  
南 部 權太夫  
矢 島 主 計

改行儀成儀も不札其身非一人、無筋儀と申觸し、  
浪人大勢引付、公儀と不憚仕方不屈に付遠島付  
るもの也、  
後淵生曰く、右の外猶連類數十人のヤ渡文あれ  
共元長あれ、此に要領のみと記せんに、天一の  
師匠堯仙院ハ改行浪人と集さるとも知らざるハ  
不東として戸締七十日、品川宿名主茂兵衛ハ油斷  
として役儀と取上げ、常樂院の大屋次郎左衛門ハ  
家財取上所拂、其他天一に奉公と望みし諸浪人

流矢餘録

眞田信之小野おつうに  
贈りし書簡 後 淵 生

たよりいまま一筆す、其後御そくさいにていやは  
れらもいまま命あからへす、さてくわれ、事  
此たび國がへのやうある事にあいす、いまはせ川  
中島松城(松代)と申所に移りぬす、遠國ながらあ  
まり都あたりにもおとりいまじく、こもも名所  
おほき所にてい、まづくあかしの松くらしの里、  
いにしへ西行くちささみいとす、信濃なる明石  
の松の有ながら、かど倉しきの里といふらん、其外  
のさばにちかきおはせて山、さらしかの月、田ごと  
の月、きりに花咲井の上の、山も雪氣の雲はれて、  
まづかにいづる朝日山、三國一の善光寺、ふれども  
積らぬあわ雪の、淺のとす里くも、皆くわれら  
領分にてい、さてもかうけん殿うきよにいは、御

一休和尚母の書

あぐさみながらそもじ様も少御くごりゆへとも  
争はんに、(かうけん)蓋しおつうが良人あるべ  
し)さてもかやうにありはてゑる世の中、いにしへ  
存つて我と人しき人あければ、あさ夕あまごばか  
りにてい、もはや國もかうりもそこからおもしろく  
もいはせい、御ももじゆてあはれとせめておぼしめ  
しめて給はるべくい、すたき事山々いへども、筆に  
のこしすいりし

霜月十八日

おつう殿まゐる

いづのかみ

尚々そもじ様のいにしへわれらとも御覽しい、御  
心有御人さまにていませ、心のまゝすてい、御は  
づかしさにてい、もはやうさよいらぬとぞんじい  
へども、子どものためとぞんじ、露の命のさへぬ  
はどとて世と渡る、あさ氣のけふり心ばそさ御と  
しはかりひてくだされいへくい、又すいこゝると  
あまりく人もあくひまゝ、つかいものども(妾)  
ちとくごしたきとすいへ、そもじさま御さもい  
りいよし、かたじけなくい、御さもいりひて二三  
人くだし給るべくい、きにいらすいはい又のばせ  
可すい、下いはいむごとしる事すいはいぬやうに  
たのみすい、いかに都の人にていともうつけもの  
いやにてい、又見さまあしきもいやにてい、わ

多中務大輔忠勝の女と娶りし故、父と引離て公  
の幕下に留り、秀忠公の軍に従ひ信濃に向ひし  
が、昌幸上田城にて秀忠公の軍と喰ひ留めし故、  
終に關ヶ原の軍期と怒り給ひ、家康公の御不興  
と被むり、父子御對面とも許させ給はせ、是全  
く昌幸少爲とて深く之と憎み給ひたり、(未完)

流史餘録

○眞田信之小野おつうに贈りし

書簡(考證の續)

後 洞 生

關ヶ原の合戦終りし後、昌幸次男幸村と共に降参  
に及ぶといへども、其罪とゆるされ、既に誅戦  
せらるべきと、信之大に之と悲み、何卒我が軍功  
にかへて父と弟の死と償はんと哀訴しよりし給  
入給はせ、信之謂らく、子として父と死と救ふ能  
はせ、生て其かあしき見んよりいひしる死を  
に如くすと、乃ち榊原康政に就き請うて曰く、願  
くいまづ某に死と賜ひ、而る後父と誅せよと、家  
康父子之と聞き給ひ、信之が切なる志と憫然  
と思召、終に二人が死一等と減じ高野山に盤居せ  
しめられり、信之の孝義今に傳へて以て美譚と  
そる所あり、斯くて翌慶長六年賞行はれて父が

れわれつかいものにも見ぐるしきの外聞あしく  
い、どかくそもじさま御らんいはぬるくとし  
さる人にていあるまじきとぞんじい、どかく道  
とすものゝ所へくはしくすい、此ふみ火へ御いれ  
くだされいべくい、むだかきちらしすい、おかし  
さくにてい、

後洞生曰く、右書簡の信州松代にて眞田家一門  
の某が所持せし所とて或人の寫して所持せしと  
借り得たり、因て此に伊豆守信之とおつうの關  
係と考證して讀者の一察に供せんと欲せ、  
右伊豆守の信州松代侯の祖先にて、安房守昌幸の  
の長子信之と稱せ、(初め信幸昌幸の信州上田  
城三萬八千石と領し、信之の別に上州吾妻にて  
二萬七千石と領し沼田の城主より、慶長五年徳  
川家康公上杉景勝征伐の時、父昌幸弟左衛門佐

幸村(其頃の信繁と稱せ)諸共公の軍に従つて野  
州小山在陣の折柄、石田三成大坂にて兵と起し、  
父子三人へも書と贈りて味方に招きしに、昌幸  
の兼てより家康と快よからぬ事ありて、次男幸  
村と共に居城上田に引返して石田方とありけれ  
ども、信之の幼年の頃より、徳川家に入質とあ  
り、家康公の厚恩と被むり、殊に公の命にて本

所領の上田にて二萬五千石と加へられ、後元和八  
年更に信州松代城十萬石に加封せられ、沼田城二  
萬七千石の次男内記信政として之と領せしめられ  
り、右おつうに贈りし書簡の即ち此加封の時のも  
のあり  
扱又小野おつうの事蹟の家系と共に諸説ありて紛々  
定りあらせ、今其稍事實に近きものと擧げに抑も  
小野と稱するの、常陸水戸城主武田常陸介家康公  
の子)の老臣小野和泉守の女とある故ありと云ひ、或  
の長澤松平上野介の老臣小野能登守が養女にて、  
實父の久松松平隠岐守の老臣長沼吉兵衛ありとも  
云へり、其時代等々分明ならざれども或此兩説  
の中からん歟、兵家茶話に據るに、おつうの信川伯  
耆守(天文永祿間攝州多田の邊と領せし人)の男に  
て豊臣秀次に仕へし、鹽川志摩守(後に池田輝政の  
臣とある)の後妻とあり、先妻の子に鹽川次郎右衛  
門とて土佐の松平阿波守に仕へ、おつうの喜三郎と  
女子お伏の二人と生み、お伏の眞田信之の次男内  
記信政(沼田城主)の妾とあり、勘解由信就と生め  
りとなり、眞田家系圖と按るに、此勘解由信就  
の長子あれども妾腹もある本妻の子伊賀守信澄次男  
にて家督と継ぎ、信就の徳川家旗本に召出され二



名改 永水  
以本鴻信  
よ書を寄

千石と領せりとあり、即ちお通の孫あり、櫛の泰  
タものせし筆のそさびに、お通の女、眞田河内守  
といへる人の妾とありて、河内守とせざるに誤れり、  
河内守信吉の信之の長子にて、寛永十一年父に先  
づつて死し、次男信政沼田より入て松代と繼げ  
り、信州松代へ行く、後にお通と手元にて孝養し  
さして迎への人と登しお通と松代へ引とる、お通  
松代へ下る道にて姥捨山の近きあさりを通りける  
に、迎の従者どもいふに、是よりわづらう七八町  
ばかり廻り道それば姥捨山と通りまよとせべく、  
名所の事ゆゑ御覽をさるべく、いふに廻りすべくや  
といふに、お通承知せお通り道なりやめて山へ行  
ずしてけり、其時お通の歌に、  
姥捨の山にいらし名と聞いてくるまどかへそ  
人もこそあれ」とよめり、この史記號、縣勝母而曾  
子不入、名邑朝昔、墨子回車とあるとどりてよめ

るあり、近時に心かげよ婦人あり云々とあり  
是等の説に據れば右書簡以後遂に信州松代に赴き  
さるものと見えたり、或書にお通の死去せし年代  
と慶長年間と云ひ、又元和二年とも云へど、右書  
簡の年代より推せば其死の元和以降寛永年代にて  
もあるべき歟、且其墓所も大坂長柄町の畑中にあ

長壽からせや、されば淨瑠璃の名にお通以前既に  
ありしものにて、其十二段の著作も亦お通とせら  
る疑はしきものあらん歟と思はるゝあり、

○高松城將清水長左衛門の事蹟

豊臣秀吉の尙は羽柴筑前守と稱して織田信長に仕へ  
播州姫路の城主たりし時、毛利征伐の總大將となり、  
既に但馬因幡伯耆石見等の數ヶ國と攻取しが、天  
正十年三月鋒と轉じて更に備中國に打入り、連りに  
諸城と陥れ、破竹の勢と以て高松城と取圍みたり、  
然るに此城三面深沼にて、大手の堀幅廣く要害甚  
く堅固あり、殊に城將の清水長左衛門宗治とて毛利  
家屈指の勇士あるに、小早川隆景より未近左衛門尉  
信實と云へる驍將と差加へ、數千の精兵と以て守り  
し故、中々力攻にありがさし、秀吉の慧敏ある其  
容易に抜くべからざるを察し、地勢と按じて高低  
測り、終に數萬の軍卒人夫と驅り催はし、四方の小  
山に連ねて長堤と築き、河邊川と始め數多の川々と  
堰止て城に灌ぎかけたりしが、折しも五月雨の頃を

後 洞 生

流 史 餘 録

りども、又江戸下谷金杉の新屋敷にありと云へど  
も、其證據分明ならず、唯漠然ながら上野國利根  
川の北空村の某寺に墓ありと云へるに、お通の女  
沼田城主眞田内記信政の妾とあり、其手元に引取  
れ沼田にて死去せし故、領内の某寺に葬りたる歟  
と思はるゝあり、  
又お通の淨瑠璃作者の首祖にして、淨瑠璃の名の  
由て起りし所以のもの、三州矢矧驛の長者某の  
女淨瑠璃姫と牛若との事と十二段に書綴りたるよ  
り始れりとの説あれども、其著作の年代區々にし  
て、織田信長に仕へし時と云ひ、或豊臣秀吉の  
側室淀殿に宮仕せし時とありとも、又後水尾帝の  
皇后東福門院に奉仕せし時とも云へり、柳亭種彦  
翁のものせし還魂紙料に信長の生れし天文元  
年あり、其生れざる前年既に淨瑠璃の名ありとて、  
連歌師宗長の日記享祿四年條に、小座頭あるに淨  
瑠璃かさらせたり云々と語と引き、お通が淨瑠  
璃作者の首祖と疑へり、成程翁の説の尤の次  
第ありお通若し享祿四年前に淨瑠璃の作ありとせ  
ん歟、いかにしても十歳未滿にて斯る著作のあ  
るまじく、假りに享祿年間十八九歳とせると、元  
和八年まで二百二十餘歳とあるべし、开の餘りの

りし故、數旬からせして城の周圍の宛から湖水の如  
く、おはや城中數千の精兵と擧て水底の藻屑と消果  
かん形勢あり、毛利輝元兼て要害堅固ある高松を  
れば、いかに秀吉ありとて容易に攻め落さざること  
るまじくと頼み切て居たりしに、豈圖らん此意外  
なる水攻に城の危急の旦夕に逼れりとの報に接して大  
に驚き、吉川元春小早川隆景の二叔と共に五萬の大  
兵と引率し後巻として來りしに大水氾濫、中々以て  
城に近づくべくもあらざ、秀吉と雌雄と決せん  
とるも其兵備堅固にして容易に侵をべからざ、流石  
智謀武勇の聞えある吉川小早川も呆然として手  
東ね徒らに高松城の水底に沈没せると傍觀するのみ  
ありき、此時秀吉の狂歌に、  
兩川のひとつとあつて落ぬれば毛利高松も水藻に  
ぞかる」と詠じて打興じるとぞ、  
因州鳥取と云ひ伯州羽衣石と云ひ、皆堅固と恃みし  
城々も秀吉のために攻め落され、今又高松城のかゝ  
り形勢あるに、輝元とはじめ元春隆景も所詮其英武  
に敵しがたく、殊に信長も武田勝頼と亡せし新勝  
の勢ひに乗じ大兵と擧て近日此表へ出陣の由と聞  
き、毛利の安危實に此時に極まれりと思ひければ、

此 是 月 也

職人の奇縁  
父の怒りを解

兼て秀吉と懇意ありし安國寺惠瓊と以て和議を申し  
込しに、秀吉の我々要求とに聞入るべし  
とて三ヶ條と求めたり、曰く毛利家領分五ヶ國と割  
き、人質二人と致し、高松城將と切腹せしむべしと  
り、輝元之と聞き二叔と議して謂らく、人質領國の事  
に免に角、今斯く危急の際に節と變せしめて堅  
固に城を守りし長左衛門に、何とて切腹せよと云は  
るべきぞ、此儀のありがたしとして聽入ざりければ、  
和議も爲めに纏らざりしが、安國寺も毛利家一大事  
の折と思ひつれば、猶豫もあらざ、竊に小船に乗りて  
高松城中に入り、委細の趣きと長左衛門に告げし  
り、長左衛門聞て涕と流し、扱々數ならぬ某と御家  
御安否の一大事にも御願着なく、左まで思召下さ  
るゝ段生々世々忘却し、りがたく忝あき次第あり、

某切腹の有無ばかりにて折角の御和睦相滞りて  
實以て勿体なき儀あり、斯る時節に一命と抛ちて  
そ名と後代に留むべく、武士たるもの面目何事  
う之に若くべき、片時も早く切腹仕りたく、去りか  
ら此趣輝元様へ申上りとて、最前の如く御聽入  
かくて却て御和談の妨おれれば、貴僧は是より直  
筑前守が陣所へ参られ、某存分の趣き申聞け早々御  
和睦相調ふ様いささるべし、猶又城中に淺り居る士

い然るに萬一仕損ありての心痛の餘り、拙者試  
切腹仕りし所甚々容易ものにて、これ御覽せよ  
と腹巻引はせさるゝと見れば、腹十文字に掻切居  
り、長左衛門大に驚き、扱も早まりさる事致せし  
あ汝が常々の忠實ある、我等最期の後の妻子の行末  
とも頼み置んと思ひつるに、あさけあさ事しりと  
て涕とあがしけるに、與三左衛門の主従現世にての  
御名残に、恐おがら御介錯と望みける故、長左  
衛門是非なく首打落してけり、其日隆景より加勢の  
備後三原のもの並に幕下の諸士をも本丸へ見舞に來  
りしに、折ふし長左衛門小性に云付頻に鬚と扱せて  
居りしが諸將士等之と見て、明日御切腹と申に入  
らざる儀にてはせやと云ひければ、長左衛門莞爾  
とうちわらひ、いやく左様にていなく、某が首  
の定めて右府信長公の御目に掛るべし、斯くむさく  
るしく鬚の生えさるゝにては失禮にもあり、殊に  
此程中より永々の籠城にて萬事打かまけ忘却し  
杯と人々に誹られんこと口惜存じ男と作り置いと答  
へければ、人々皆其器量の程と感じけるとぞ、扱一  
同もの申様、明日の御切腹に某共御供仕らで  
三原へ歸りても定めて諸人の鞠あるべく、何卒死出

卒のものども其儘御助け下さる様願ひたく、此段  
筑前守開濟は、其上と以て輝元様並に元春隆景  
の御兩人様へ御披露あれと頼みける、安國寺其意に  
任せ秀吉の陣所に至り斯くと告げられ、秀吉聞て  
適れ忠義の武士かかと稱嘆おし、異議なく之と領掌  
せり、輝元元春等も長左衛門が義心に感じ涕に咽ば  
れしとぞ、斯て切腹の六月四日と定りたり、(未完)

決史餘録

高松城將清水長左衛門の事蹟(續)

斯に清水長左衛門の家臣白井與三左衛門治嘉とて武  
勇の士ありしが、今度の合戦にも大手の矢倉と預り  
敵味方の目と驚かそ程の働せしこと度々に及び、去  
る四月廿七日の合戦に深く敵中へ突入り、右の股に  
槍創と被りされども、平生剛氣のもの故少しも屈  
そる所なく、日々に我々受持の場所と見廻りて聊か  
怠る所なかりしに、長左衛門が切腹の前日六月三  
日の晝後矢倉より本丸へ使者と越し、直々申度度子  
細あり恐おがらそ是まで御入下されたくと申し、長左  
衛門何事あらんと行されければ、與三左衛門大に悦び、  
承はれば明日彌御切腹のよし、定めて其節の筑  
前守殿よりの檢使もあるべく、寔に晴かる御切腹に

三途の御供いたしたくと望みけると、長左衛門打消  
て、いやく此度當高松城においての某一人にて相  
濟儀あり未近殿の隆景様より御加勢の總大将おられ  
共々切腹の儀は是非なき次第、其餘の方々の何卒三  
原へ歸られ後々の御用に立れんことを願ふ所ありとて  
種々之と諭し、各々の持口に歸らしめたり、頼て武  
器其外城中萬の事ども一々に注記し、又残る妻子の  
行末等も夫々に遺言おし、今世の暇とて一献とは  
じめ、下々々でも忝とりかはしけり、時に長左衛門の  
嫡子源三郎の小早川隆景へ人質として出置居合せ  
れば、訓戒の三者と詠じ、成人の後此心と悟りて忠  
節と願ひべしとて書殘しける、其歌に、  
恩と知り慈悲正直に願ひおし辛勞氣盡し天に任  
せよ  
朝池や上意算用武器普請人と遣うて事とつし  
談合や公事と書状と威儀法度酒と女にこゝろ亂  
め  
六月三日  
源三郎殿  
清水長左衛門尉花押

斯て六月四日の巳の刻、長左衛門、並に兄月清家臣  
波傳兵衛高市之介小者七次郎と隆景より加勢の大將  
末近左衛門尉の六人小船に乗て秀吉の陣前へ漕出し  
ければ、秀吉よりも檢使として堀尾茂助吉晴同じく

あまのこゝろに  
おのれを  
おのれを  
おのれを

小船にて漕ぎ寄せ、長左衛門に對面あり、筑前守や  
聞ひ此間や談する首尾相違なく、是まで御出の段  
殊勝に、永々の御籠城辛勞察入ひとの口上と演べ、  
酒肴と贈りければ、長左衛門大に喜び、末期の盃と  
かはし、願て誓願寺の曲と謠ひ出せしに、月清左衛  
門尉其他のものも同音にてうたひ納めけり、長左衛  
門料紙取寄て、

浮世と今こそ渡れ武士の名と高松のこけに残  
して一と一首の辭世と考たれ、四十六歳と一期と  
して心靜に切腹しければ、市之允介錯して首桶に納  
め、續て月清左衛門尉傳兵衛七次郎も思ひくりに切  
腹せしと、市之允一々介錯して氏名と書記し檢使に  
渡せし上、船漕戻して、五人の死骸と取片付、そこ  
にて已も切腹せしより、此市之允も度々の武功と顯  
はし覺のものあるに、此度主人の先途と見届け供腹  
切し手際あると、人々見て感せぬものなかりしと  
ぞ

後洞生曰く、秀吉高松陣中にて京都の凶變に接  
し、和睦と結て兵と返し、終に明智と討伐し、  
頼末の、是歳十月秀吉より織田信孝の家臣某  
に遣りし書中詳に之と自述せり、次回に掲載  
すべし

高松城將清水長左衛門の事蹟(續)

高松城將清水長左衛門の事蹟(續)  
後洞生

一 如御存上様御存生の御時も拙者に播州但州と  
被下、其上江州北之郡今以無別儀被仰付雖無  
云甲斐御座候西國之先懸仕得と被仰出に付  
て播州に致在陣之處、荒木攝州伊丹に在之企謀  
叛一處處、重而三木別所謀叛と仕上り、上方へ之  
通路雖取切申候、終に別所が首と列中付、上様  
重々預御褒美並御感狀、其上但州銀山御茶之  
湯御政道(制禁)と雖も茶之湯道具以下迄被下  
茶之湯、可仕と被仰出、事今世後世忘れがたく  
存、誰哉之人が加様に御免可被成と存得、  
晝夜涙とるか御一類之御事の急度あざにも不  
存候事

一 右之御褒美之事不及申安土へ致候候上様之  
懸御目いへ、御座所へ被召上筑前が顔と考で  
させられ、侍程のもの筑前にあかり度可存と  
被仰出、付而、存猶働と致、去年にては哉因州  
之内鳥取之城雖名城、取巻申悉、又因幡  
一國之事不及申伯耆國中まで本意仕、事

一 明智め構、逆心、上様京都に御座いと夜討同前にい  
さし御腹とめさせ、我等在京ともいさし於在之  
の小者一僕にてありとも御座所へ走入腹十文字に  
切、而本意之上にて御座得とも、其節備中國へ  
罷立かはやの城をくもの城責崩、悉、首す、而、  
重而高松とや城の名城にて三方にふけと構へ、ふ  
けの深沼、其の上堀廣くたけ立不申付而力責に成  
不申、右之城水責に可致と筑前見及す、而、右  
之高松取巻堤とのかせ水はや土居半分にあがり城  
恐、惑仕に付て、西國催、毛利一類、後卷五萬  
計にて罷出、筑前二三萬にて取巻、五六町罷  
越相陣とかまへ後、卷、可仕、敵相相定、事、  
一 右之陣取筑前不用猶堅固取巻いへ、城主腹と切  
可申と立而望す、いへ共、免不申所、六月二日に上  
様御腹めされ、由同四日之曉注進御座、筑前か  
どるき入、雖、存、候、御腹の御供こそ不申、いと於  
御陣者任、本意、城主事、不及申、毛利切崩、削、首、す  
いは、明智退治之儀、安く御座、いはんと存、切、六日  
まで致逗留、終に城主事、不及申、悉、削、首、事、  
一手前陣と明毛利陣所へ切懸可切崩と相定之所、毛  
利令懸望國五ッ筑前に出し、人質と兩人まで相渡  
し可申とす、いへども許容、問敷と雖、相定、候、明

智、同七日に廿七里之所と一日夜に播州姫路へ打  
入、事、(下略)

後洞生曰く、此書簡の秀吉柴田勝家と不和と生  
せし時、織田信孝内々勝家を最員して秀吉と妹  
みながら、表面ばかりの仲裁に立入し、秀吉  
も其情を知り、勝家と手切せんとて信孝の家臣  
まで答へしもの故、其言辭も往々誇張に涉り、侮  
慢に過ぐる所甚から、既に高松城將等二三輩  
の切腹までにて和睦訂結せし、猶城主事、不  
及申悉、削、首、杯と云ふの類あり、扱此毛利家  
和睦の事、是迄の傳ふる所にては秀吉より安  
國寺と頼みて毛利家へ之と求め、さりとて説かれ  
ども、全くの左にあら、毛利家より請ひ求め  
るること前回に記載せし所の如し、又京都より  
信長變死の注進ありし時、秀吉あからさまに其  
子細と毛利家へ告げて承諾の上和と結べりとの  
説も偽りにて、實に深く之と秘し置て高松陣と  
引據ひ、後に毛利家へも聞えて追撃せざり  
しことと悔ひ、さると、此時代の見聞と筆記せ  
し江村專齋が老人雜話といへる書に、

元七二記水城高

太閤の明智謀叛の時、高松城を攻め、備前の既に従へり、備前の浮田殿あり、宰相殿の幼少あり、宰相の秀家と指す、父の腰ぬけて用いたる、秀家の父直家實、天正九年に死しされども、合戦中にて喪せしとの説あり、家老に岡豊前守といふもの才あり、太閤に一味し味方致さんと云、時に宰相殿とせんと云ふ約束あり、此故に備前と通じて備中高松の城へ取かふる、此城の毛利家の持にて毛利の臣城と構へてゐる、水攻に既に落城せんとする時、明智謀叛の事注進あり、此故に和議にして大將は切腹し諸卒と助られけり、大將役に乘り出で腹を切ると云、明智事注進ありしと大閤はかり知れり、敵方も聞さりと云ふに非かり、

漢史餘録

東照公病中の御手療治

世に傳ふる未書の類に、元和二年の春、東照公、病付せたまひし時、既に其不起と、悟らせられて、湯薬と、斥けたまひしかどある、皆後人の、妄想と録しるるにて、其實の、醫師の薬と斥けたるに、相違なけれど、其代りに、専ら御手療治の薬にて、御手療治と、させられし、これと

一晝の奥へ御咄衆(此人名も未に述べし)三三人之たぐひ召して、日々御咄被成し、漸く、四十三日に成ひ、餘り御氣色、御よわり不被成し、乍去、日ましに御食無之の間、只々大事と各中事にて、  
一、御暇被下しとも、御理申、今少逗留して、御見届可申、覺悟に、自然下向して、若御不慮もいは、又則と上はで、不叶事、問、どうも逗留して、是非之儀見届可申、供之者ども、俄之供に参りて、いつともなき逗留に、萬萬推量はべく、(以下、略と)

三月五日

政宗華押

茂庭石見守との  
樂興子曰く、この政宗朝臣が、國許(仙臺)留守居家老茂庭綱元に、與へし文書にて、伊達家の記録に此時の事と(元和二年二月五日に、家康公、去月廿一日御食傷氣にて、引續御不例の由、仍廿三日に、將軍家より、青山伯耆守と遣され、江戶より注進有之に付、公(政宗)に、同く十日仙臺御發駕、然る處本多佐渡守殿(秀忠公附の老中)より、江戶へ御越に於て、與筋の衆、何れも遅々上られべく、左にて、當

練め奉りし醫師の、重き罪ありて、配流せられり、當時伊達政宗朝臣、駿府に候して、目視耳聴し、其の状況と、家臣の許に報告し、其の文書、今猶某氏の許に在ると、或人の寫して秘藏せると、請ひ得られ、左に掲げ、併せて、公が御病中の御様子とも、叙述せし、

急度申遣ひ、爰元之様子、定て無元元可存、一大御所様(家康)御機合御氣色、何共おびきいて、御笑止(俗に御氣の毒といふ意あり)に、其上、藥師衆之煎薬と、一二貼あがり、もはや、何とやらん、御胸につかへ、ささうもあきと、被仰、其まゝ被爲置、又して、御手合の、さつき御薬と、折々参り、間、藥師衆も、御養生、何と仕にくき由、物語、其上、御灸かど被成、可然様子に、得共、総別、やいどう御さらひにて、間、中々、申出る者も無之、宗哲(醫師)片山與安法印此事、未に述べし、先度、御藥之事に、御ためぞくの儀、つよく被申し、御意にかゝり、今に御前へ不被出、乍去、御城に、日夜被相詰、右之分に、將軍様(秀忠)も、御養生の御異見かど、被仰上り、中々不成、其外の推量はべく、

年の、其國筋、ささんの折柄に付、費も多かるべきに付、御止り可被成由、御申來、共、最早江戶へ、一日に差詰め、暫く久喜に、御見合被成、同十日、江戶御屋敷へ、御着被成、早々罷上り、との事にて、翌日十九日に、江戶御發駕被成、同廿二日に、駿府御着、先大黒屋某方に、御旅宿、無程、法華宗感應寺と、寺に御徒り被成、日々御登城にて、ありて、即ち駿府着後、十餘日を経て贈り、書あり、次に、東照公が、御病中の様と、述んに、御病氣の始めの如し、

幕府の日記に(正月二十一日、大御所、駿河田中に、御放鷹有り、此夜俄に御違例、是と、將軍家に、告げ給はん爲め、落合小平次道次(大番組の士)御使に、江戶へ馳せ赴く、行程僅に十二時にして、江戶に至り、大御所の、御不豫と、台聴に達し、公(將軍秀忠)其遠來の、速なる事と、賞せられ、黄金二枚、吳服と道次に被下)とあり、

(未完)

其本業を遺却せず

淡史餘録

東照公病中の御手療治(續)

樂真子

本光國師(南禪寺前任僧祿司金地院崇傳、家康、秀忠、忠尚公に昵近して、社寺の訴訟を裁判し、傍ら外交文書等と、掌り、機密に參與せ、世に傳長老と稱せられて、甚く權勢あり、所謂黒衣宰相あり)が、京都所司代板倉伊賀守勝重に、贈りし文書に、

一大御所様、二十一日に、為御鷹野、田中へ被爲成し、其夜丑之刻時分、俄に御虫差發、御痰つまり、被成御煩、二十二日早々、駿府へ注進して、我等式、藤泉州(藤堂和泉守高虎)同道中へ、午刻時分馳參り、則御前へ被爲召、もはや、そと能被爲成し、御痰つまり、御病圓三、十粒計、ぎんえきたん(銀液丹)十粒計、參り、御馳氣に被爲成し、被成御意、早速御快氣、萬々目出度儀とも、中々無申計、其地にて、さぞ御さもつふしと、推量す、猶各居、明二十四日、駿府へ還御可被成旨、御沙

淡に、猶追々、吉左右可申上し恐惶謹言

正月廿三日

板伊州様

金地院

の報告書あれど、くゞくしけれ(零と)年録に、正月廿三日曉天、大御所様、一昨日より、於田中御煩之由申來、則青山伯耆守(名)忠俊、時に御出頭衆として、後世の御御用取次あり、爲御使遣被、右の大御所様、田中(御鷹野)に、出御被成し所に、京都より、茶屋四郎次郎(名)宗以(吳服師)にて、家康公の御氣に入あり)參り、御物語共中上の中に、京都にて、珍ら敷料理はやり、諸人任り由、申上、何様の料理ぞと、御尋被成し、茶や上、鯛と胡麻の油にて、あけて下され、無比類、風味よく御座よし、御物語申上、その日、御原内記(名)照久)かより、大鯛二本、あま鯛三本、令献上、則ち右の御料理、仰付られ、あがり、殊の外風味よく、御機嫌よく、鯛と毎、多く召上げられ、二時程過して、御虫痛み申上、御食傷氣に御座し間、萬病圓のかりはんと、御醫者片山與安と、召し間、與安も御供に參られ、當所に罷在しに付、與安宿尋申處に、田中にて、尋違不申、程過て參上し、御機嫌あしく、御立腹有之とあり

北秋の患、ハ龍祖の賚

淡史餘録

東照公病中の御手療治(續)

樂真子

樂真子曰く、こゝに御虫差發り、又の御虫痛み、あどある、即ち俗に腹痛の謂あり、され、伊達家の記録及び、年録に、御食傷氣とあり、事實あり、されど、當時食傷とあり、下賤の者、つゝ知らせ、士分以上に在りて、大なる耻辱とせる、所あるとて、故に、御虫氣御痰の、御虫氣差發り、御痰つまりて、二時程過入云々、あど記せる、遠隔の地にありて、有勝の事にて、尾崎とつけて、密に耳語合ひ、風評と録せしにて、この事實にあらざ、公の一旦治せられたまひされ、駿府に還りませしかど、是よりして、御心地例あら、終に神去らせたまふ、とありぬ、されど其間、醫師の薬と、用させたまはせして、専ら御手療治と、おしたまひし、左の文書に見え、

公の御違例、既に右の如くされば、將軍家(秀忠公)にも、御侍養のため、駿府に赴かせたまひければ、其餘の公達、及び諸大名、追々に駿府に候して、公の御様子と、伺ひ奉れり、されど兎角醫師の御薬、用ひさせたまはざりし、左の文書に見ゆ、

淡史餘録

東照公病中の御手療治(續)

樂真子

態令啓、昨日中之刻、公方様當座へ、被成に御成し、江戸と、朔日之辰の刻被成御立、夜通し先書にも、御座少上り申に付て、各氣遣、仕、駿菴、其外醫師衆、晝夜共に御城に被

手療治(續) 樂真子 御痰つまり、御病圓三、十粒計、ぎんえきたん(銀液丹)十粒計、參り、御馳氣に被爲成し、被成御意、早速御快氣、萬々目出度儀とも、中々無申計、其地にて、さぞ御さもつふしと、推量す、猶各居、明二十四日、駿府へ還御可被成旨、御沙

相詰し、與安、馳巻御脈見被申し、昨二日の朝、馳巻の藥上り可申し由、被仰出、一包調合し、少づゝ二度上りて、御むねつかへ、猶御膳参りにくると、被仰出、御藥の参り間敷様之、御口引と、與安被申し、(中畧)公方様昨夕初夜時分御成、御對面し、御機嫌能いづる(以下、畧と)

二月三日 板伊州 金地院

三日の書狀に、如申入し、將軍様當地へ被成御着座、諸人大慶不過之、ゆるくと、可被成御逗留由に御座し、大御所様御氣色、事之外に爲得御驗氣、三日の晩より、御脈も直り申して、御平脈に被爲成し、與安、馳巻、友竹日々御脈具被申し、公方様とはじめ、御子様達、御内儀方(側室あり)其外下々まで、満足大慶無申計し(中畧)昨四日我等、藤泉州(藤堂高虎)奥へ召し、緩々と御咄御座し、寸白にて御座し、醫師衆色々に申し、被成御詮ひ、昨夕御夜詰にも、我等奥へ召して、様御放(漸の假借あり)御座して、納豆汁の御料理にて、御前にて御茶被下し、如此の様子に御座し、御氣色能御座し、可被成御推量し、昨日の御膳も、朝と晩と、兩度能上り申し、先書に申し、昨日朝日、二日までの、御脈悪敷いとて、各々不

り申し、事めで度し、御咳氣方に、虫痰之方加減つ任りて、被上し由に、少しづつ、おこりさめ御座し、御くたびれ被成いはんりと、各氣とつめず、御脈一段と能く、御氣色も一段と能く御座し、御膳上りかねて、咳止に御座し、公方様御氣遣、各様並下々まで、氣遣不大方し(中畧)拙老儀、日夜御城に相詰申し、昨夜も御前へ召して、御はかし御座し、毎日おくへ召、御はかし御座し、夜いつも四ツ時分に、退出し、少し無油斷御奉公仕し、公方様も、毎日御本丸へ、被成御成し、尾州宰相様(義直)常陸様(紀伊頼宣)少將様(水戸頼房)御供にて、おくへいつも、被成御成し、御對面にて、松平筑前殿(加賀利常)越前宰相殿(忠直)も、公方様御供にて、御出仕し、松平陸奥殿(伊達政宗)福島左衛門太夫殿(正則)黒筑前殿(長政)も、當地に、いまだ、逗留にて、此衆一日はおめはせに、御出仕して、是の面まで出仕にて、(上下)畧と)二月二十九日金地院(宛)板倉伊賀守(未完)

萬葉集

方、氣遣仕し、三日の晩より、右の通に御大驗御座し(中畧)江戸に逗留の諸大名衆、佐渡殿(秀忠)公附の老中本多正信此時江戸に留守居と)より、御觸御座して、何も當地へ御見廻に、退々参上の儀に(上下)共に畧して要と探る(二月五日金地院(宛)板倉伊賀守)

板伊州 金地院

樂真子曰く、此文書に「寸白にて御座し、醫師衆色々に申と、被成御詮」とあるは、是即ち、公の醫藥と斥けて、御手療治と、あしたまふ理由あり、されど、日と經るに従ひて、遂に御不食にあらせたまひければ、公も思召替へさせたまひ、一度の醫藥を用ひさせられり、その左の文書にあり、大御所様御氣色、逐日御驗氣御座し、併いまた、御膳常の如くに、上り申させし故、おのゝ氣遣仕し、昨朝より、少し御咳氣加すし、馳巻煎藥上り申し、昨晩は、はや御熱氣も、そととさめずし、今までの、せんやく上り不申しづるに、先煎藥上

板倉内膳正(重昌)判

樂真子曰く、右の如く、公一旦の、醫師の御藥と、用ひさせたまひしかど、例の、ささそうもあさとの事にて、御手療治と、あさせたまひしに、此篇の第一に掲げざる、伊達政宗朝臣の文書に見えたり、されば、將軍家も、此事心憂く思はれて、片山與安法印に仰せて、諫め参らせしに、其申上様や、悪しかりけん、甚く御怒りありて、與安と罪したまひしに、左の如し一書令啓達し、(中畧)大御所様御煩に付て、御氣弱之儀、可有御推量し、宗哲の、最前より、御腹立被成し、御いさごほり、つものりして、信濃の諷訪高島へ、流罪被仰付し、苦々數体に、早々不能多筆に恐惶謹言 三月十七日

板伊州 金地院

又片山家の系譜に、與安法印宗哲、慶長二年、はじめて、大權現(家康公)に請し奉り、後ち采地五百石とたまひ、法眼と經て法印に叙し(中畧)元和二年正月廿一日、大權現、駿府より、御放鷹として、同國田中に、出御ありて、今夜此所に宿したまふ、夜半にいさり

手記の筋のり

詩歌の功徳  
の楽境を写す

詩歌の功徳

痰涎御胸に、垂滯して、甚だ危急あり、爰に於て宗哲御藥と献せ、頗る御醫氣ありて、還御の時、鷹狩と台覧しまふ、還御の後、御腹中に塊ありて、時々痛みたまふ、大権現自ら寸白の虫をかして、日々万病圓と腹したまふ、依て宗哲諫め奉つりていはく、徒らに、大毒の劑と以て、是とせめば、瘡と除くこと能はじ、かへりて正氣やぶれ、復しがさからんといふ、然れども、曾て御許容おきにより、日と追うて、御憔悴あり、時に台徳院殿(秀忠公)御歎息あり、昵近の士等と召て仰に曰く、大権現、萬病圓と用ひたまふといへども、御病曾て其驗ありし、汝ら彼藥と、止たまふべきの旨、速に言上せしめしとあり、近臣等頗る猶豫と、此故に重て、宗哲に言上せしめしとあり、宗哲止事とせしめて、大権現の上聞に、達するの處甚だ賢慮に叶はば、忽ちに當坐の御氣色と装り、三月十八日信州高島に配流せられ、彼地に赴く、其後數日からせして、つひに大権現薨御したまふ、同四年四月御赦免と蒙り江戸に歸參し、台徳院殿に謁し奉る、時に仰にいはく、汝は、是先君の寵殆ど傍人に越さる、まかのみからせ、御藥と諫め奉りし事、又是忠あり、依て御暇賜り、日光山に詣

ふさひ(相應あり)すい様に、御覺被成いと被成御説い、彌とさと御本復の、御吉左右可申上い(上下の畧と)  
三月廿八日 金地院(宛り板倉伊賀守) (未完)

法史論録

東照公病中の御手療治(續)

樂真子曰く、そも公が自ら御病と、寸白ありと堅く信じたまひ、そと醫師をも色々に申せし、思はれて、其藥と斥けられ、斯くまでには、御手療治とあさせたまふの、誠に故ある事にて、公が文學に御志深かりし、世に聞えざる事かれど、これのみならず、傍ら醫學とも、究めたまひさり、今御事蹟中より、其の大概と抄述せん  
慶長十二年に、林道春(名は信勝羅山と號す)長崎より、本草綱目職ひ來りて、獻せしかば、頼て與安、及び吉田宗尚(意安法眼玄子と號す)其子宗達(後ち意安法眼如見と號す)等と召て、これと講せしめ、且宗尚等藏せる所の、奇効良方、千金方、和劑局方等の、數書と徴せられて、これと講せしめ、内外の藥種と蒐集ありて、數種の藥と製して、

誣で靈廟と拜し奉り、江戸に歸りて、もとの如く、御藥の事と掌る(下畧)  
樂真子曰く、伊達政宗朝臣の文書に、御手合せの、さつさ御藥とあり、本光國師の文書に、萬病圓、銀液丹の二種見えたり、されど、片山系譜に據れば、御手療治の、専ら万病圓と、用ひたまひ、是即ち、さつさ御藥あるとて、前

にも、これと諫め奉りし、醫師なるものも最も、斯くあるべき所にて、更らに又將軍家の仰と承はりて、強ちに諫め參らせ、遂に重き罪蒙りし、是非もあき事ながら、公曉じたまひても、猶思免なく、漸く四年にいさりて、召還されし、將軍家の、三年父の道と改めたまはぬ、御孝道の爲めあるべけれど、亦憐れむべき事あらせや、さて又公の、これより万病圓の、用ひたまはざりしかど、猶御手療治の、かはらせたまはぬ、左の如し  
上様御氣色、此中御同前に御座し、御虫御痰の去りぞきして、御醫氣に御座し、いかに、御膳上りかねい故、各氣遣可有御推量し、馳菴、友竹、日々御脈に被參し、御藥の、此二三日の、寛中散とすと、御手合せの煎藥と上りす、此御藥一段と

諸大名等にも、頼ちたまふ事度々あり、斯く醫藥にまで、御心と、入れさせたまひければこそ、其道の者の申所にて、御心に實にもと、落居たまはざる限りの、中々に御用あさひ、素より然るべき御事あり、又醫師の身にどりて、そも劇劑の製藥の、一時の急と救ふに、適それと、長く用ひさせたまはぬ、御老躰に在りて、別して然るべからざる、御事とて、諫め奉りしも、誠に至當の事あり  
又伊達政宗朝臣の文書に、御咄の衆とある、日野唯心入道(前權大納言正二位輝資卿)細川玄旨法印(兵部大輔藤孝入道幽齋)山名禪高(中務大輔豐國入道始播磨の守護没落して徳川氏に寄る)藤堂高虎及び金地院本光國師、神龍院梵舜(吉田從二位兼右卿の次子)等の數人あり、或書に、林道春も御咄衆の一人とあり、且外交文書等に、掌れりといわれど、その誤りにて、道春の御咄衆にあらず、又文書と掌どりし、寛永の中頃よりの事あり、  
因みに云ふ、道春先生著書極めて多きも、其中に鎌倉京師將軍家譜、信長譜、秀吉譜の如き、源平盛衰記、太平記、及び小瀬浦菴がものしるる信長記、太閤記杯と、譯しるものあれば、採用

し難く、又草賊記の、道春先生の著として、世にも  
てはやせと、先生年譜の、編者書目の中に載せし  
殊に其書の、慶安見聞私記、由井根元記などの、  
俗書と漢字に譯しふるにて、採用するに足らざ  
り、既に史家の定論あり  
さて次に公少夢去までの御事と畧叙せし  
始め公の病付せたまふ由、京師に聞えしかば、かし  
こくも大内にて、驚き思させたまひて、武家傳奏廣  
橋權大納言兼勝卿、三條西樞大納言實條卿もて  
御様子と問はせたまはん爲め、二月十三日に、京  
打立せたまひ、同く二十一日、三寶院義演准后に勅  
ありて、清涼殿に於て一七日、普賢延命法と、修せ  
しめられ、忝くも至尊其場に、出御せしめて、玉

冠と傾けさせたまひて、其平愈と禱らせたまひたり、  
さて勅使の、十九日に駿府に着せたまひければ、公  
の願て吉日と擇み、二十三日城に請じて勅と拜させ  
たまひ、是より勅使の駿府に滞留ありて、折々御様  
子と尋ねられて、一々に京に奏聞したまひたりしに、  
御病日に増させたまふ由に、見えければ、將軍家よ  
り、内々に仰らるる旨ありて、實條卿より、其從  
者木村越前守勝盛、兼勝卿より、從者速水長門守  
某と、急ぎ京師に上せて、太政大臣拜任の事と、奏

見えり

傳奏へ、從大御所様、金子五十枚宛、從將軍様、  
銀子三百枚宛、被進み、仕合殘所なく、(中略)公  
家衆何れも御暇被遣ひ  
一在府之諸大名衆へも、御暇被遣可然由、大御  
所様より、公方様へ御内證(内意あり)上野殿(老  
中本多正純)我等御使に、昨日被遣ひ、江戸へ參  
上之衆も、國へ被歸衆も、有之様子に、(上下畧  
す)  
三月三十日 金地院(宛の上に同じ)  
樂眞子曰く、大久保彦左衛門忠教が三河物語に  
(卯月十七日に、御遠行かされける、御遺言の、誰  
ぞりさる人のあけれども、申あらはしふるの我  
空しく成あらば、日本國の諸大名と、三年の國  
へ歸さきて、江戸に語させ給と、被仰ける時、  
大將軍の御諚に、御遺言の儀ひとつとして、違  
背中間敷、然りと申せども、此儀に於て、御  
ゆるされ、可被成、左様にも御座しへば、若御  
遠行被成はば、是より日本の諸大名と、國へ  
歸し申て、敵ともあさば、國にて敵とさせ、押か  
けて一合戦して、ふみつよし可申、何様天下の  
一陣せずして、治り申間敷と、被仰はへば、其

開したまふ、この三年前に、此事大内より、内々  
に勅ありしかど、公固く辭したまひしと、今將軍家  
より、内々奏請したまひしあり、されば、大内にて  
も、直ちに勅許ありて、陣の儀と行はせられ、二十  
一日に、太政大臣と宣下あらせたまひ、上卿の日野  
權大納言資勝卿、奉行の藏人頭右大辨廣橋兼賢朝臣、  
大外記押小路生朝臣ぞ、勤めたまへり、(未完)

決史餘録

東照公病中の御手療治(續)

右の宣旨と、駿府に下したまひければ、公拜任の儀  
あり左の如し  
昨二十七日、兩傳奏口宣並宣旨、被致持參、與の  
常の御座にて、被成御對面、御儀式相濟す、上  
様御裝束被爲召、御氣色能ひつる、御病中に、如  
此之御形儀、奇特千万成儀と、各被申事に、是  
に被有合ひ公家衆、大名、小名、並諸役之衆、何  
れも裝束にて參勤被申、歴々成御様跡可有御推  
量(上下畧す)  
三月二十八日 金地院(宛の板倉伊賀守)  
公此頃より、既に御病の不起と、覺らせたまひ、先  
づ勅使、諸大名等に、御暇とたまひ、且老中以下の、  
人々と召て、後事と托したまひふる、左の文書に

時御手と被合て、將軍様とがませられて、其儀  
と聞申度ために、申つる、諸の天下のまづまりと  
りと、御悦被成て、其儘御遠行被成いと申(り)  
とあれど、この誤りにて、三月三十日に、公より、  
本多正純と、本光國師もて、諸大名に、御暇遣  
はさるべき旨の、仰ありて、さて四月五日六日ま  
でに、伊達、福島、前田、黒田とはじめ、其外悉く  
駿府と發しされば、十七日に此御遺命あるべき  
筈あり、この當時麾下下士の中に、行はれざる虚傳  
と、うかと信じて、録しふるあり、忠教の、此時  
御旗奉行にて、江戸に在りしのみならず、昵近の  
人にもあらざれば、たまし、斯る誤りと、記せし  
にて、素より深く咎むべきにもあらざかし、さ  
て不起と覺らせたまひし、左の文書に見ゆ  
大御所様御所勞、いまだ御同篇に御座し、二十七  
日より、御膳一圓上り不申、(二十七日の太政  
大臣の勅と拜せし日あり) 普々氣遣仕、とか  
く御大事に、相見え、御主様も其御覺悟被遊、御仕  
置以下被仰渡、何とも苦々敷、可有御推量  
(上下の畧す)  
四月四日 金地院(宛の上に同じ)

此の頃より、既に御病の不起と、覺らせたまひ、先  
づ勅使、諸大名等に、御暇とたまひ、且老中以下の、  
人々と召て、後事と托したまひふる、左の文書に



又後事と托したまひし、左の如し  
相國様御煩、連日御草臥被成、御老やくり、御痰  
かど指出、御熱氣増いて、事之外御苦痛之御様  
にて、將軍様とはじめ、下々まで、御城に相話  
氣とつめ申休、可被成御推量い、傳奏衆上洛以後、  
事之外相おもり申休に、拙老式儀の、日々與へ  
召して、忝御意ども、涙と流し申事に、一兩  
日以前、本上州(本多正純)南光坊(天海僧正)拙老  
御前へ被召、被仰置い、御終いは、御躰と  
久能へ納、御葬禮と、増上寺にて申付、御  
位牌と三州の大樹寺に立て、一周忌も過いて、以  
後、日光山に、小堂と立、勸請し、八州の  
鎮守と、可被成との御意い、皆々涙と流し、昨  
十三日の、近日に相替、はつさと御座いて、色々  
様々の御金言共、被仰出、諸々人間にて、無御  
座と、各事申に(上下の畧と)

御腰物と、出させたまひ、久しく其手心と見されば、  
これにて罪人と試し來れと、命じたまへ、久太夫  
長りて次に罷り出ると、再び召返させられて、彌死  
罪に極りたる者と、能々吟味してよと、仰ければ、久  
太夫長りて御前と退き、頓て其事仕舞ひて、御腰物  
と御前に持出、恐多き事ながら、眞の名劔と申にて  
やいらん、手に覺もなきに、土壇まで切込ていと申  
上げれば、公御機嫌能御手に取らせたまひ、二三度  
振らせられて、此御腰物にて、御子孫の御守神と、  
からせたまふべしと仰られて、箱に納めたまひける、  
是れを御靈代として、永く久能御宮に齎り祀らせたまふ、

泣史餘録

東照公病中の御手療治(續)

樂真子

四月十五日、公、都筑久太夫御腰物番後世御腰物  
方と改むと召し、常々帯させたまひし、三池與太の

相國様御煩、連日御草臥被成、此十一日より、一  
切御食事無之、御湯を少參い、先書如申、御躰  
と久能に納、神に御祝可被成由に、神龍院(梵  
釋)在府申間作法共、被成御尋い、於増上寺御  
日にいたりて、更らに増上寺にて御葬禮の事と  
止めたまへり、

畠の甚盤  
二妙手の才力  
を判定す

四月十六日、金地院(宛)板倉伊賀守  
翌十七日己の刻、公終に神去らせたまふ、御年七十  
五、兼ての御遺命によりて、何くれの御設けども調  
ひてありければ、頓て其夜丑の刻(十八日の曉あり)  
に、久能山に納め奉る、本光國師、梵舜とよもに御先  
に參りて、万づと奉行し、本多正純、及び松平右衛  
門大夫正久(後正綱に改む)板倉重昌、秋本但馬守泰  
朝、將軍家の御名代土井大炊頭利勝、尾張義直卿の  
名代成瀬隼人正々成、紀伊頼宣卿の名代安藤帶刀直  
次、水戸頼房卿の名代中山備前守信吉等、靈柩に供  
奉し、梵舜卜部家の式とて、御祭の事と勤むさて  
禪原内記照久(御小性)として御宮と守護し、且神  
供等の役に奉仕せしめ、假りに藥王大権現と崇め奉  
り、天海僧正に仰せて、社僧四人と置き、共に晝夜  
の勤行と執行せしめたり、

宮造營の功竣りて、御神體と遷し奉る、是日畏く  
大内より、東照大権現の神號と賜り、宣命使中御  
參議宣衡卿阿野參議質顯卿之に蒞み左の宣命と讀  
げたまふ、

柳樽も亦た  
妙味あり

翌二年三月、靈柩と日光山に移葬し奉る、時に天海  
僧正自ら鉗と取て、靈柩と出し奉る、この傳教大  
師が藤原鎌足と改葬し、先蹤に倣ひしといふ、  
四月四日靈柩と日光山に納め奉り、同く十四日、御

天皇我詔旨良高止、故柳營大相國源朝臣爾、詔  
倍止勅命乎、聞食止宣、振威風異邦之域比、施寬  
仁率土之間、須行善教而德顯留、身既歿而名存  
世利、崇其靈氏、東關乃與城爾、大宮柱廣敷立氏、  
吉日良辰乎擇定氏、東照大權現止上給比、治賜  
布、此狀乎平久、安久聞食氏、靈顯新爾、天皇朝廷  
寶位無動久、常盤堅磐爾、夜守日守護幸給、天下  
昇平爾、海内靜謐爾、護恤賜倍止度、恐美恐美毛  
申賜者久止申

と 昇 矣 事 了 同 じ め

と 於 有 じ り っ 使 く

樂真子曰、世に東照宮百ヶ條と號する書ありて、  
公の御遺命ありといひ、又公が、本多正信に宛た  
まひたる御遺狀をぞ、秘書ありとて、もてはや  
そ人もあれど、この皆幕府の制度も、當時の有  
様かども、碌々にも知らぬ、後人の偽作され  
ば探るに足らざるの、いふまでもなし、公の既  
に元和元年に、諸法度と制定して、百年の憲法  
と定めたまひ、且有司悉く、賢才と擧げたまひ  
されば、病大漸の日、忿忙て遺命の制條と定め  
しこと、素よりかく、唯御遺命の、薨後葬祭の  
御事のみありしに、前に見えざる如し、茲に敬  
みて筆と收むるに當り、聊う一言して感と解く  
ことなり、  
(完)

是等の教徳集あり

一古昔の連歌ありて狂や、もろ多し、  
一寛永大和比事、  
出づ初州の信此危る香味信此大に殿よなるとして

世徳の事化ははる多し妙も入  
多の白なる欠をいつたる百景  
一兩百景多る多  
ちやとたんと夜ひ  
おの信はれや、うを  
れ〜と景明香

きりふ出くさふとて多る、  
一歴より何ぞも、  
お好脚のたのな此う、  
燃り極度、  
るらとやれを思ふとぞと、  
の所お見此本お、  
奪りともひふ少、  
と作らるは外、  
の難ふ川の連歌、  
んるる。此世万作の、

拙之馬  
言

い玉ひやよ法水存教風身教知候うけて風身と  
すも乃ろし子の外うと二宮ひよ法水存とて候  
丸粥とぞとつて玉ひ 郡山候をう二三代にあめ  
候よ如直揚庵の以教此門人ありこれ何時と京  
此はのてふ集これるんおふ 百隣を教 青角  
みやうこそおられみの守と世を なるよ何アを何  
の江よは法操と教此ふい とけらる 是書  
類るる連教の相傳あり

一但練先生病い甚しき時より諸医を託し

らバ望月三英を招かれよ三英訴し早うて先生  
の病既よ篤し我備拙工のよくも所よ何と候  
やらバ但練もおうかつきを都下の医河野子と  
を以てかぞふとて之も老を時ふ候もて死生を託し  
て其人の稀ありむし さい若りて医學を以る人もあ  
りぬれぬも拙あり只子のて其學をも好めり此  
は人命ありひとまらふ難むありとてこれら三英  
て是生若をゆしりみし疎みぬのばい医も多し  
人の中をいそ誰をいそよを得て先生の死生を後  
しあふべき試みらひら 但練志をく回あふして辭

立高が如き者を得ば可ありとて時三英里を以て  
を以て大なる一先を以て天下の富強を爲す  
才誰にありとて當る人もなく深くそのひかりを  
変るおろくありとて之を一三英里を以てとてま  
高がどきまの議多しとて薛武がをさるる是りとて  
も高がの世とて其人もなく一三英里を以て  
を以て大なる一先を以て天下の富強を爲す  
の事ハ程々の若くは其の才を以て博く其の才を  
も高がの世とて其人もなく一三英里を以て

小林章吾 餅談 (其一)

朝鮮事件と云は、何人も知れる如く大井憲太郎  
新井章吾小林樟雄等の諸氏が清佛戦争の機に乗  
じて朝鮮を獨立せしめんとすの企にぞある然るに  
此企の端なく官の知る所とかり全く書餅に属し  
るの諸氏の身に取りての遺憾と云ふべきかり此  
く事業の既に書餅に属し諸氏の遂に大坂裁判所に  
於て審問を受けたり其審問中小林氏が陳述せる  
「同志と佛國公使との交渉談」の最も愉快にして日  
世人の未だ知ざる所なり我社頃日或人より此事件  
の顛末に關する委しき談話を聞き得ると以て是  
より編り重ねて世人に紹介することとすかしぬ  
衆議院議員小林樟雄の幼にして學と好み佛人某に就  
き佛語を修め得る所趣から長むる及び得介不  
羈確く泰西の自由主義を執り之を政治上に實行せん  
と欲し自由黨に入り盡力せんと茲に年あり明治十七  
年の初自由黨の幹事に擧げられ傍ら自由新聞に力と  
添へたり當時内々顧みれば政府の自由黨の動もそれ  
バ事と擧げんとせるあると憂ひ如何にもして之を抑  
壓せんと欲し集會條例を改正して層一層言論集會  
の自由と檢束せしかば黨中逸男の若者共の益々之に

多不多不  
多不多不  
たむ

激し往々不軌と謀て成定純繼の耻を受る者踵と接  
して至り或の其案を綜理に迄及さんとせるの恐あり  
爲に黨勢日々に萎靡して振ざりき更に又眼と轉じて  
東洋の大勢を觀れば安南の萬藤よりして清佛將に  
干戈の間に相見えんと兩國互に出師の準備に怠りか  
く殊に佛國のクルール、パテノール等の名將と  
差遣し今にも宣戦あらんずる摸様に殺氣支那の天  
と蔽ひしかば此時樟雄謂らく隣邦朝鮮國として支那  
の羈絆を脱し眞正の獨立國ならしめ其臣民として已  
が信する自由を享受せしむるの實に今日に在り好機  
を得難く良辰の失ひ易し今にして兵と起さずんば何  
の時兵と起さん事成らば則ち刑餘に死すべき壯年  
輩として朝鮮國を獨立せしめざりとの功名と丹青に  
傳ふることを得ん左るにても如何にして之を成し  
遂げんと千々に心と碎さし遂に佛國と合従し以て  
清國の勢力を削弱せざるの得策あると悟り即ち去つて  
知友佛人サーペールと訪問せり  
サーペールの今年齢稍老いざりと雖も少時より身  
と軍事に委ね歐洲各國の野に轉戦して功勞甚かから  
ざりし、然るに拿破崙三世佛帝の位に登るや同志  
と共に叛と謀り事敗れ遂に鉄窓に呻吟せる幾千日

韻音塔の亦在凡

一夜風雨に乗じて... 其時樟雄のサーベルと公使館に訪ひ友垣の中とて... 止まざるに於て樟雄以爲らく先づサーベルと説き彼として承服せしむるに非ずんば事成り難からん

戦はんとす此時に當り貴國と弊邦と相聯合して朝鮮を獨立せしめば貴國の一面に清國の勢力を削弱するの利あり一面に又朝鮮國を獨立せしめざるとの

子とあつた末の切を物と

易さのみ而して彼れ自ら其分と知らず我日本と始め歐米諸國皆之を獨立國と認めて條約を締結せし所の朝鮮を抑壓して自ら其將士を京城に駐在せしめ陰に國政の樞機に干渉して殆んど屬國の如く遇せり

して清國の元と版圖を大にして國人痴頑ある故に其南部に於て戰端を開くも中部若くは北部の民は嘗て之を知らざる者の如く尙甚しきに至りては國の一隅に戰端を開くことあるも廟堂の上層太平を謳ふが如

未元

足らざるが如し而して政府の我自由黨を視ること蛇  
蝎の如く好機に乗せべきあらば其幹と切り其根と絶  
さんとするものあるに似たり回顧されば今と去る二  
十有餘年前我邦維新の前に在りて列藩の浪士各地に  
奮起して盛んに勤王の論を唱へ太く幕府を攻撃する  
や當時幕府の尙兵馬の權と有ち夫の赤手四方に呼號  
する浪士輩に比照せば其勢力雷壞り雷をさざりしと  
雖も易くんぞ知ん鳥合の浪士輩が三百年來幾續せる  
幕府を顛覆し一躍して權貴の位に登らんと今日  
自由黨と政府との關係の恰かも維新前の浪士と幕府  
との關係の如し我自由黨が後日赤手と以て現政府を  
倒すこと何ぞ難しと云さんや抑も我邦開港の初に當  
りて列國中最も我邦と交情の親密にして且つ邦人の  
最も信用せしもの實に貴國あり然るに維新の革命  
將に起らんとするや英國の早く我邦の趨勢を看破し  
交り勤王派に結びしに貴國の舊來の交誼より依然  
として幕府を援けしと以て革新の成ると共に兩者地  
位と異にし我邦に於ける貴國の勢力の殆んど地に墮  
ちて已み英國獨り其の勢を専らにし凡百の制度一に  
英國に則らざるを貴國の我邦に於ける位地夫れ此  
の如し今の時に及んば貴國の勢力を挽回せんと欲せ  
ば若く先づ政府反對の民間黨と相結ばんに閣下

請ふ之の熟計せよとサンクウヰツチ聞きたり沈思  
る少焉忽ち問うて曰く子や要むる所果して如何答へ  
て曰く我に將あり卒あり缺く所唯戰艦と軍資のみ聞  
下幸に之を理するわれサンクウヰツチ曰く子や計  
奇絶快絶然れ共此事を東洋安危の繫る所歐亞和  
戰の決する所あり慎重熟議せざるべからず余の自由  
黨總理板垣退助其黨友後藤象二郎の二氏と會し東西  
の機勢に付き詳りに談せんことと望む子幸に余が爲  
めに二氏と會合するの機と與へよと樟雄曰く諾 想  
ふに二氏も亦望む所あるべし若し夫れ會合の日時  
更に報する所あらんと即ち袂と分ちて歸る  
此に於て樟雄の板垣退助の門を叩き告ぐるに實を以  
てし且つ之の後藤象二郎に傳んことを請ふ退助之  
象二郎に謀り數回往復の後遂に當年の春板垣退助  
後藤象二郎サンクウヰツチの三傑相會して東方政  
界と談する事とあれり是より先板垣退助後藤象二郎  
の相携へて歐米を漫遊し途次佛國に過り或は朝野の  
政治家に接し或は各黨の議論を聞て到底清佛戰爭の  
避くべからざるを知りたるを以て二人の處見も斬新  
奇抜にして其抱負する所も亦頗る大ありし其談話の  
顛末の次號の紙上に掲げん  
書簡談漸く佳境に入り今回次第宜しく板垣後

藤及びサンクウヰツチの三者會合して密議せる談  
話の顛末と相載せべき時に際せり此話する讀者  
として哭かすむべし喜ばしむべし或は腕を扼せ  
しむべし或は手に唾せしむるものあらんと雖も  
如何んせん右の外交の機密を關し聊か憚る所ある  
と以て遺憾ながら茲に其要旨のみと摘載すること  
とあせり尙ほ本編中外交に關する件は可成之れと  
省畧せり譯者幸に諒焉  
板垣退助後藤象二郎の二人の約と踏んで小林  
樟雄と伴ひサンクウヰツチと佛國公使館に訪へり  
サンクウヰツチの懇懇に二人と上座に引き互に初對  
面の禮を爲し了るや退助先づ東洋の大勢と論じバル  
カン半島の例と引きて朝鮮の獨立と東亞の平和と維  
持するに似くべからざる所以と説き縷々數萬言に涉  
れり次に象次郎の朝鮮當時の景狀と述べ之を獨立せ  
しむるに付執るべき所の方畧と説り又這般の事朝鮮  
國王の詔勅と得て行はんと欲するものかれ固より  
公法上違背する所おしとの旨と述べり樟雄傍に在  
り一々主客の談論と通稱し且曰く余や少年氣銳し往  
往言語激昂に涉るも幸に尤むること勿れ古人云ふ武  
備ある者始めて平和を保ち得べしと故に朝鮮國とし  
て獨立せしむるに備えザナルマシ(外交の畧)に

頼るべしと雖も亦武備をかるべからずサンクウヰツ  
チ閣下朝鮮獨立基本金として余輩に資と給するあれ  
事若し平和に功と奏せば餘の資と捐て朝鮮に與  
へ文明の利器と購はしめんとは是に於てサンクウヰ  
ツチ意稍決する者の如く其要求する資金の額と問ふ  
樟雄曰く百万フラン否百万ドルナルと給せよサンク  
ウヰツチ曰く今日の事委細拜承せり何れ本國に申送  
り命と請うて吉左右と報するあらんと乃ち退助等其  
て事の漏洩と防がんと爲め本件に付き議する所あら  
んとする時退助象次郎の樟雄と介しサンクウヰツ  
チの佛國公使館書記官某と介して事と談せしむ斯の  
如く朝鮮獨立の事とサンクウヰツチに謀り事漸く歩  
武を進めしかどサンクウヰツチと本國との照會に非  
常の日子と費し春去り夏既に中する時端をくも福  
州に於て清佛の開戦ありしかば元來多血男子の樟雄  
かれ心ざりて堪へされずサンクウヰツチの返報と  
手緩しとあし退助象次郎にも謀を豫て其知友ある  
佛人某と説きて之を使とあし自ら書と裁して當時福  
州に在り海軍と采配しつゝある佛國水師提督ツル  
ペー及び上海迄引上る北京駐劄佛國公使バテノ  
トルの二氏に與へて云ふ様急ぎ軍艦一隻と朝鮮に回

朕塵の奇傳

航せよ戦の余輩の能事にあらざれば閣下等の爲に任せん余輩の京城に在りて外交に與り共に力を盡して清國の勢力を削ぐのみ若し又閣下等壯勇を要せば黨及び慍悍決志の士自由の爲め死を冀ふ者甚からざれば之を借せあらんとクルルベし、パテノート等齊く答て云らく厚志謝するに辭あり何れ日本駐劄佛國公使サンクウヰツチに謀り然る後に決する所あらん云々と流石の宇内強國の名將賢使の書狀丈ありて語辭の活潑悲壯ある一見以て情夫と起しむるに足るものあり

共に將來の方畧と問談せる數刻に亘り、折しも其の末の方座に主客二人の紳士あり一は豊類、一は童顏白鬚氣宇天下と呑むの概あり是れ伊藤博文が後藤象次郎と高麗の邸を訪ひ互に胸襟を開て今古と談せるの席ありき話頭漸く進んで當時交戦中かる清佛事件より延て東洋政畧に及ぶや象次郎の卒然博文に向て曰く請ふ莫くの余としてエルドンならしめよと博文解せよ其の意と問ふ象次郎答へて曰く余と朝鮮のエルドンならしめよとの意あり博文曰く實に朝鮮の事に付近時余頗る心苦しめ之れが處置に就ての實に憂慮措く能はざるものあり足下若し朝鮮に處するの意あらば我國の幸あり果して眞乎と象次郎曰く眞かり博文曰く然らば則ち不肖誓て卿の爲めに其の官と請はんと茲に於て象次郎彌々膝を進めて曰く今又何とや包まん實に朝鮮として獨立せしめんと謀る茲に日あり既に佛國公使サンクウヰツチとも商議と遂げたりと語るに樟雄等が計畫の概畧を以て博文聞き了りて覺之を手と拍て奇なる哉妙なる哉卿が謀と絶叫し大に之を稱賛せり

の大會に於て遂に解黨をすることに決し總理板垣退助の南陽に歸耕せり  
時の外務卿井上馨の伊藤より備され後藤等が計畫の次第と聞き愕くこと一方からぞ謂へらく日本政府の差し措き其臣民さるもの恣まゝに外國と合從して斯る大事を企てんとするの海に不容易の事ありと……  
……唯だに象次郎の爲めに官と請はざる而已からざるに警戒を加へ急に電報を以て竹添公使に歸朝を命じ之れに吩咐するに秘策を以てし又一方に償金四十万兩と返還し朝鮮國に友誼を表し馨が得意の外交政畧を行はんとせり  
兎角する内佛國の内閣更迭して清佛の葛藤も目出度局と結び東洋の妖氛漸く跡を收めんとせしが端なく又朝鮮に變亂起り獨立黨殺の慘禍と極むるの電報我邦に達せり此時樟雄の驚くこと大方からず天と仰で歎息して曰く嗚呼我事終に敗れりと取る者も取り敢へば後藤と訪ひ善後策に付談論する所ありしが後藤も心筋かに耻る所あり事既に敗れりる上の復奈何ともする能はずと言と左右に托し旅裝と整へ匆匆豆州に漫遊せり

樟雄が千辛萬苦と嘗めて漸く得んとせる佛國の勢援る其内閣の更迭によりて幾分の望を失ひ今又京城の變に遭遇し爲めに朝鮮と獨立せしめんとすの壯圖も全く水泡に屬しさり之と小林樟雄對韓の書翰談とをそ因に云ふ明治十七年の晩秋朝鮮京城の變あり邦人の害と蒙る者夥しくして我國權の上より黙とべからざる所あり時の外務卿井上馨の談判の爲め全權大使として朝鮮國に派遣せられ尋で宮内卿伊藤博文亦談判の爲め全權大使として清國に派遣せられり當時國人清國の處置を憤る者甚からし若し談破裂せば直に空軍せんと欲し義勇兵と爲る者各地に續々たり然るに日清談判も大使の力に依り漸に其局と結びければ曾て義勇兵ならんことと望みし壯年輩の勇氣鬱勃皆腕を撫して太平と嘆じ居れり一日大井憲太郎小林樟雄と訪ひ談會を日清談判收結の事に及びし時憲太郎曰く残念ある事ありしと樟雄曰く残念と云へば残念なれど君等の抑も朝鮮變亂の原因と知る歟と憲太郎之と問ふ樟雄サンクウヰツチと交渉の始終と談せり憲太郎曰く最早策あり歟と樟雄曰く策ありに非ず君能く之

と爲その意ある乎憲太郎答へて曰く策あらば替て  
之と爲んと是れ即ち彼朝鮮事件と稱せらるる計畫  
の濫觴なり後樟雄ハ軍資募集の爲め土佐に遊びし  
時板垣退助に面し告るに實と以てせしかば退助太  
く之と止めさり左れば書餅談に記せる朝鮮獨立の  
計畫と後の朝鮮事件とハ全く關係なきこと知るべ  
し讀者幸ひに混同とる勿れ



